

高田浄水場再整備事業 募集要項等に関する質問への回答 目次

- [募集要項に関する質問への回答](#)
- [要求水準書に関する質問への回答](#)
- [事業者選定基準に関する質問への回答](#)
- [提出書類作成要領及び様式集に関する質問への回答](#)
- [基本協定書（案）に関する質問への回答](#)
- [基本契約書（案）に関する質問への回答](#)
- [設計建設業務請負契約書（案）に関する質問への回答](#)
- [運転維持管理業務委託契約書（案）に関する質問への回答](#)

※リンク設定あり

募集要項に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
1	1	1				募集要項の位置づけ	「募集要項と実施方針に相違がある場合は、募集要項に規定する内容を優先する。」とありますが、相違がないものは、実施方針の質問回答書は、募集要項と一体のものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	1	1				募集要項の位置づけ	令和3年3月1日に公表された「実施方針」に対する質問回答の内容は本事業において有効であり、またその優先順位については、募集要項等に関する質問に対する回答が優先されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	2	1				募集要項の位置づけ	「公募型プロポーザル方式」と記載されていますが、業務の調達ではない本件は、地方自治法234条、公共工事の品質確保の促進に関する法律第14条及び国土交通省「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」「技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」に基づく、「競争参加者の設定方法としての随意契約で、落札者の選定の基準に関する方式としての技術提案・交渉方式」との位置づけにあたるものと理解して宜しいでしょうか。	地方自治法に則り本市で定めた選定方式です。応募者の提案内容の評価により優先交渉権者を決定し、契約交渉を経て本事業の契約を締結します。
4	3	2	6			表1 整備対象施設 No.4 浄水池 No.11 送水ポンプ棟	「浄水池は送水ポンプ棟に隣接して配置する。」との記載があります。浄水池と送水ポンプ棟を合棟としても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	4	2	2.6			表2	上下水道局庁舎は「事業範囲であるが、配電の対象とする」とありますが、事業範囲外のため、上下水道局庁舎で使用する電気代を含む一切の費用は本提案コストへの形状は不要と考えてよろしいでしょうか。	「事業範囲外であるが、配電の対象とする」については、事業期間中の上下水道局庁舎の電気代は本市が負担することとし、そのほか自家用電気工作物保守点検については、第一期は本市負担、第二期は事業者の業務範囲とします。
6	4	2	2.6			表2 継続利用施設	4 脱水機棟の改修整備・利用方針に「監視制御設備は管理等（既設）に設置されており、既設流用とする。」とありますが、要求水準書別紙9の脱水機監視機能を有する監視制御装置（1）、（2）、（3）の全てを既設流用するのか、それとも、令和2年8月完成の脱水機機械電気設備工事にて納入した機器のみ対象との方針で考えられていますでしょうか。	原則として、令和2年8月完成の脱水機機械電気設備工事にて納入した監視制御機器を対象との方針で考えています。
7	4	2	6			表2 継続利用施設 No.5 管理棟(既設)	「基本的には本事業では使用しないが、事業者提案による既設設備の利用方針によって継続利用する場合、その範囲については本事業において必要な改修整備を行う。」との記載があります。必要な改修整備には、管理棟の耐震性確保は含まれますか。	ご理解のとおりですが、管理棟(既設)は、現在の使用方法においては耐震性を有しています。なお、送水ポンプ室の撤去に伴う改修については、要求水準書2.2 4) ツ) ③を参照ください。
8	5	2	2.6			表3 撤去対象施設	表1-4で17.資材置場兼作業室と18.浄水場車庫は撤去対象施設ですが、別紙2 整備対象施設図に記載されていません。具体的な場所をご教示下さい。	要求水準書別紙2の急速ろ過池の南側に記載しています。
9	5	2	6			表3 撤去対象施設 No.20 場内配管	付帯する弁類、弁室、設備類等が撤去範囲となっていますが、弁類、弁室、設備類等も撤去困難な場合、必要な処置を講ずることで宜しいでしょうか。	撤去を基本としますが、撤去困難な場合は、受発注者間で協議のうえ、適切な処置を講ずることを求めます。

募集要項に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
10	7	2	2.7	表5		表5 事業者が行う業務範囲の概要 「設計に伴う各種申請等業務」	「申請して許可をうけるとともに」とありますが申請も許可をうける側は発注者側ではないでしょうか。また、要求水準書の方の事業者の業務内容については「作成に係る発注者への支援」のみの記載とされてますので支援との意味に読み替えてよろしいでしょうか。	事業者が行うべき申請については事業者で申請・許可を受けるものとし、発注者が行うべき申請は、事業者に資料の作成支援を求めるものです。
11	9	2	7	3)	イ)	片浦地区の対象業務範囲の変更について	業務期間中に業務範囲を変更する可能性があると思いますが、現時点で変更を想定している業務がありましたらご教示願います。	将来の職員数減時に、保守点検などの業務を変更対象とすることを想定していますが、あくまで今回の提案の業務範囲には含めません。
12	9	2	2.7	4)		管路維持管理範囲について	「第2期における高田浄水場内の管路は維持管理対象とし、高田浄水場外の全ての管路は期間によらず維持管理対象外とする」とありますが、第1期については高田浄水場内・場外の管路は維持管理対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	9	2	2.7	4)		管路維持管理範囲について	「第2期における高田浄水場内の管路は維持管理対象とし」とありますが、本事業で整備する新設管路を維持管理対象と理解すればよろしいでしょうか。また一部の既設管路を流用する場合も新設と同様の扱いとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	9	2	2.8			事業期間	「※1 膜ろ過方式による浄水施設は、令和10年3月末までに完了させること。」とありますが通水開始時期が令和10年4月からとの理解でよろしいでしょうか。その場合、それまでに整備した施設は部分引き渡しを実施するものと理解してよろしいでしょうか。	膜ろ過方式による市民への給水開始を令和10年4月1日より求めるものです。この給水に必要な施設については部分引き渡しとなります。
15	9	2	2.9			見積上限価格	設計建設工事請負金額の10%以上の目安を確認したいため、設計建設費と運転維持管理費の其々の見積上限価格の提示をお願いしますでしょうか。	見積上限金額の内訳は提示しません。
16	9	2	9			見積上限価格	ご提示された見積上限金額が要求水準に合致した金額となっているか懸念がありますので、内訳をご提示頂けないでしょうか。	回答No.15の回答を参照ください。
17	9	2	10			(別紙)「高田浄水場再整備事業に係る低入札価格調査実施要領」	別紙 第5条「水道整備課長は、第3条に定める調査対象者がいる場合、当該調査対象者（全ての構成企業）に対し、低入札価格調査票 様式第1号により速やかに次の事項について事情聴取等の調査を行うものとする。」と記載がありますが、設計建設工事が見積上限価格の10分の8.5を下回った場合、低入札価格調査資料の提出は、設計・土木・建築・設備・電気、すべての工種に関し調査資料が必要という理解で宜しいでしょうか。	設計建設費及び運転維持管理費の合計が見積上限価格の10分の8.5を下回った場合に、設計・土木・建築・設備・電気等、すべてに調査資料の提出を求めます。
18	9	2	10			(別紙)「高田浄水場再整備事業に係る低入札価格調査実施要領」	第7条 低入札価格調査を経て契約を締結する場合 「(2) 監理技術者と同等の資格を有する技術者を追加配置し、監理技術者を補助させること。」と記載がありますが、設計建設工事費が見積上限価格の10分の8.5を下回った場合、土木・建築・機械・電気の技術者配置について、地元企業も含めた追加配置が必要であると理解しますが宜しいでしょうか。	設計建設費及び運転維持管理費の合計が見積上限価格の10分の8.5を下回った場合に、土木・建築・機械・電気の技術者について追加配置を求めます。

募集要項に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
19	9	2				入札保証金について	「入札保証金」については不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	10	2	2.12	1)		目的及び方法	事業者は本市が提示するモニタリング計画書に基づき、書類提出、会議体の開催及び現地確認協力等を行うものとする。とありますが、現地確認協力は統括責任者ではなく、管理技術者または現場代理人が対応するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、場合によっては統括責任者を含めた対応を求めます。
21	10	2	2.12			モニタリング方法	「モニタリングの方法は、事業者提案によるセルフモニタリングの内容を踏まえて本市が定め」とありますが、事業者提案とは、本事業の審査項目「セルフモニタリングに関する提案」のことを指すのでしょうか。	業務開始前、開始後に事業者と発注者との協議による決定事項や、提案内容に基づき事業者が作成する資料一式を含みます。
22	11	2	2.12	4)		モニタリングの体制	「第三者の協力を得る場合がある」とは建築士法上の工事監理を含むモニタリング業務を別途市にて第三者へ委託するものと理解してよろしいでしょうか。	建築士法上の工事監理は、事業者の業務範囲となります。その他、モニタリング業務を別途市にて第三者へ委託する場合があります。
23	13	3	2	1)	イ)	②構成企業を官公需適格組合とする場合	共同企業体で取り組む場合、コンプライアンス上、共同企業体の構成員に下請け発注することは原則できません。この場合、構成員が工事の一部を担う必要がある場合、構成員に発注すべき金額を出資比率に加味し、自ら工事を行います。 今回は、災害対応ではなく、一般の公共入札となりますので、官公需適格組合も一般企業と同等と取り扱われると考えます。すなわち、官公需適格組合が参加する場合、受注調整・利益供与や税務上の懸念などのコンプライアンスの観点から、官公需適格組合員を協力会社に発注できない（従前通り、出資比率に加味する）と考えて宜しいでしょうか。	設計建設業務を行う共同事業体（設計建設JV）に関しては、ご理解のとおりです。
24	13	3	2	1)	イ)	④明らかにする内容	『携わる業務』とは様式Ⅰ－3（応募者の構成企業一覧表）における業種名のことであり、業種名とは第4章でしめされる設計・土木・建築・機械設備・電気設備・維持管理のいずれかを記載すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、1つの業種を複数の企業で構成する場合は、提案書類様式Ⅴ－1－2－②において、業務の役割を明確にしてください。
25	13	3	2	1)	イ)	④地元企業が担う業務	「構成企業となる地元企業が担う業務」は、設計建設業務請負代金の10%以上とする」との記載がありますが、これは見積上限価格（募集要項9p2.9記載）の設計建設費の10%以上という認識で宜しいでしょうか。 もし上記の場合、母数となる設計建設費についてご教示ください。	設計建設業務請負代金の10%以上については、提案いただく応募グループにおける設計費と建設工事費の合計（様式Ⅲ－4の記載額）に適用します。
26	13	3	2	1)	ウ)	統括責任者について	本事業は設計建設と運転維持管理業務が並行して行われる事業です。両分野に統括責任者を配置すると、統括が二名になってしまうため、運転維持管理業務期間の統括責任者とは運転維持管理業務期間のみだけとなった期間から任命すればよいとの理解で宜しいでしょうか。	配置を要求する目的が異なるため、設計建設と運転維持管理が重複する期間はそれぞれで統括責任者を配置してください。

募集要項に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
27	13	3	3.2	1)	ア)	応募者の構成等	地元企業から機器や工事材料を購入する場合（現地工事を含まない）も協力企業となりますでしょうか。	構成企業より業務を請負もしくは受託する企業を協力企業と定義しています。 事業者選定基準における地域経済への貢献の評価金額については、様式V-4-1に記載のとおり、「③上記以外の地元企業への分担額」を含みます。
28	13	3	3.2	1)	ア)	応募者の構成等	構成企業から協力企業に業務を発注し、当該協力企業がさらに別の地元企業に発注する場合も協力企業として扱われるという理解でよろしいでしょうか。	構成企業より業務を請負もしくは受託する企業を協力企業と定義しています。 よって、協力企業から発注される二次下請等は協力企業として扱いませんが、事業者選定基準における地域経済への貢献の評価金額については、様式V-4-1に記載のとおり、「③上記以外の地元企業への分担額」を含みます。 ただし、地元企業から地元企業に発注する場合は二重カウントしません。
29	13	3	3.2	1)	ア)	応募者の構成等	地元企業と電力調達に関する契約を結んだ場合、協力企業として扱われるという理解でよろしいでしょうか。	協力企業には含まれませんが、地域経済への貢献に関する提案「③上記以外の地元企業への分担額」に電力調達金額を計上することは可能です。
30	13	3	3.2	1)	ア)	応募者の構成等	実施方針に関する質問及び意見等への回答のNo.171において、「一応募グループの協力企業は他の応募グループの構成企業及び協力企業となることはできない」とありますが、提案書提出時に協力企業を提示するという理解で宜しいでしょうか。」との質問について、「ご理解のとおりですが、詳細は募集要項等で示します。」とありましたが、応募者を構成する企業が「構成企業」と定義され、構成企業から業務を受託する企業が「協力企業」とのことですので、協力企業は応募グループに含める必要はなく、基本協定等の締結者にもならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者選定基準における地域経済への貢献の評価金額については、様式V-4-1に記載のとおり、該当する協力企業は提示いただく必要があります。
31	13	3	3.2	1)	ア)	応募者の構成等	参加表明書ほか入札書及び基本契約書等に記載する「称号又は名称」「所在地」「代表者名」「押印」について、契約者及び契約部署は事業者の任意と理解してよろしいでしょうか。	小田原市競争入札参加資格に登録のある受任者営業所とします。
32	13	3	3.2	1)	イ)	④応募グループ	参加表明書及びプロポーザル参加資格確認申請書の提出時には、協力企業については明らかにする必要はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	13	3	3.2	1)	イ) ②	応募者の構成等	中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が応募グループの構成企業及び協力企業となる場合、その組合員の企業は他の応募グループの構成企業及び協力企業となることはできないという記載がありますが、かかる組合が構成企業として参画した場合、当該組合の組合員は、当該組合が構成企業として担当する業務（の一部）を実施するのであって、いずれの組合員も、協力企業として当該組合又はその他の構成企業から業務を受託することは想定されていないという理解でよろしいでしょうか。	設計建設業務に関してはNo.23の回答を参照ください。 運転維持管理業務については、当該組合が担当する業務を組合員が下請業者（すなわち協力企業）として受託することはできませんが、組合が担当する以外の業務を、組合員が当該組合以外の構成企業から協力企業として受託することは可能です。

募集要項に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
34	13	3	3.2	1)	イ) ②	応募者の構成等	維持管理を行う構成企業が複数いた場合に、そのうちの一社がSPCからの委託ではなく（SPCから業務の委託を受けた）他の維持管理企業（構成企業）からの再委託になることは問題ないとの理解ですが、ご確認いただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	13	3	3.2	1)	イ) ②	応募者の構成等	「また、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が応募グループの構成企業及び協力企業となる場合は、その組合員の企業は他の応募グループの構成企業及び協力企業となることはできない。なお、事業契約締結後において、選定されなかった応募グループのうち、構成企業は本事業に携わることはできないが、協力企業はこの限りではない。」とありますが、事業協同組合が構成企業として参画する応募グループが優先交渉権者に選定されなかった場合、当該事業協同組合の組合員の企業も本事業に携わることができない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	13	3	3.2	1)	イ) ②	応募者の構成等	中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が応募グループの構成企業となる場合、当該組合に所属している企業が同じ応募グループの構成企業として参加することは可能でしょうか。	組合の業務範囲と異なる業務であれば参加可能です。ただ、地元企業の数としては重複加算しません。
37	13	3	3.2	1)	イ) ②④	応募者の構成等	4では、業務の提出が必要とされるのは、「構成企業」のみですが、協力企業は、「構成企業」ではないため、業務の提出は不要との理解でよいでしょうか？その場合、②の該当性についてはどのように判断されますでしょうか。	協力企業が携わる業務は提案段階で明らかにすることは求めません。②の該当性については関心表明書で確認します。
38	13	3	3.2	1)	イ) ④	応募者の構成等	「構成企業となる地元企業が担う業務は、設計建設業務請負代金の10%以上」であることの確認資料は、提案書類の様式V-4-1で確認するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	13	3	3.2	1)	イ) ⑤	応募者の構成等	「応募グループは、本事業の一部を協力企業に発注する場合は、可能な限り地元企業を活用すること。なお、提案書提出時に地元企業への事業費配分額（予定額）について記載すること。」とありますが、提案書提出時に地元企業への事業費配分額（予定額）の記載は、様式V-4-1で確認するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	13	3	3.2	1)	ウ)	応募者の構成等	「運転維持管理業務期間の統括責任者は特別目的会社SPCから1名配置する。」とありますが、SPCに在籍していることを条件に、統括責任者の配置形態は事業者提案によるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	14	3	2	1)	ウ)	②応募者の構成等	「・・・ただし、やむを得ない理由があると認めた場合、かつ、提案書類の提出前に限り、構成企業のへ項を認めるものとする。」とありますが、やむを得ない理由とはどのような場合を想定していますか。	資格要件を喪失した場合のほか、企業の合併を想定しています。その他の理由が生じた場合であっても、市が認めた場合、かつ、応募要件を満たす企業への変更が可能な場合に限ります。

募集要項に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
42	14	3	2	1)	ウ) ②	応募者の構成等	「②プロポーザル参加資格確認のための申請書類の提出後、参加の意思を表明した応募グループの構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない理由があると認めた場合、かつ、提案書類の提出前に限り、構成企業の変更を認めるものとする。」と記載がありますが、具体的にどのような理由でしょうか。	回答No.41を参照ください。
43	14	3	2	1)	カ)	応募者の構成等	「統括責任者は、発注者との統括的な連絡窓口となるが、設計建設期間における事業進捗に応じて、発注者の承諾を得た上で、主な連絡窓口を別に定めてもよい。」と記載がありますが、設計・建設共同企業体の代表企業の現場代理人が主な連絡窓口になっても良いという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	14	3	2	1)	カ)	統括責任者について	「統括責任者は、発注者との統括的な連絡窓口となるが、設計建設期間における事業進捗に応じて、発注者の承諾を得た上で、主な連絡窓口を別に定めてもよい。」と記載がありますが、実施方針に関する質問及び意見等への回答（令和3年5月10日掲載）NO.203では、「設計建設期間中は発注者の承諾を得た上で、主な連絡窓口を定める場合、主な連絡窓口はグループの代表企業の人員でなく、構成会社の人員でも宜しいでしょうか。」という質問に対し、「各業務を主体的に行う企業の人員を窓口配置することは可能です。」と回答されてます。設計建設JVの現場代理人と定めても良いという理解で宜しいでしょうか。	回答No.43を参照ください。
45	14	3	3.2	1)	ウ)	応募者の構成等	代表企業の変更は原則認めないとされていますが、例外的に変更が認められる要件、手続等をご教示ください。	想定では企業合併や社名変更を考えています。その際の手続などは問合せ窓口へお願いします。
46	15	3	2	2)		事業スキーム例について	事業スキーム例の表内に構成企業「土木建築企業」と記載がありますが、「土木企業」・「建築企業」と理解し、「電気設備企業」、「機械設備企業」、「設計企業」と横並びという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	15	3	2	2)		事業スキーム例について (運転維持管理業務委託の再委託)	事業スキーム例の表内に運転維持管理業務委託の再委託先は「維持管理企業」と記載がありますが、運転維持管理業務委託契約書(案)の通り、「(受注者)」は、代表企業(機械設備企業)、構成会社(土木企業、建築企業、電気設備企業、地元企業、維持管理企業)という理解で宜しいでしょうか。	8.2 2)に記載のとおり、運転維持管理業務委託契約は選定された応募者の構成企業と締結し、SPCに引き継いでいただきます。
48	17	3	3	3)	イ)	質問の回答	質問の回答日(3日)から参加表明書の受付切(17日)までの2週間しかないため応募に関する質問については、3日に限らずご提示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項のとおりです。
49	18	3	3	5)		現地調査の実施	現地調査参加者には、協力企業を含んでも宜しいでしょうか。	1グループ17名までであれば可とします。
50	18	3	3	5)		現地調査の実施	現地調査時、検査・測定機器を持ちこんでも宜しいでしょうか。	運転維持管理に支障のない範囲で非破壊方法による検査・測定機器の持込みを可としますが、提出書類に記載ください。

募集要項に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
51	19	3	3.3	6)		技術的対話の実施 実施要領 エ)	「プロジェクター等の準備はしない」とありますが、事業者にて持参の上、使用することは可能でしょうか。	可能ですが、新たな資料の提示等は認めません。なお、設置と片付けは所定時間内で実施してください。
52	20	3	3.3	6)	イ)	技術対話の実施	「配置予定技術者のうち、統括責任者は必ず出席すること」とありますが、設計建設の事業期間および運転維持管理業務期間に配置予定の者それぞれ1名を出席させるということでしょうか。また、提案書提出時に、技術対話に出席した者とは別の者を提案書に記載してもよろしいでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、問題ありません。
53	20	3	6	エ		統括責任者について	出席する統括責任者は設計建設における統括責任者との理解でよろしいでしょうか	No.52の回答を参照ください。
54	22	3	11	ア		応募者の名称	応募者の名称は「○○・●●・□□・■ ■ 共同企業体」とすることとありますが、維持管理に関連する企業も含めてこの名称という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	23	4	1		イ)	応募者の応募資格要件（共通） 営業停止について	営業停止の原因が、建設工事等における死亡事故などの労働災害に起因する場合には、参加資格の剥奪を免除して頂けないでしょうか。	募集要項のとおりです。
56	23	4	1		イ)	応募者の応募資格要件（共通） 営業停止について	営業停止の範囲が「民間土木」に限定された場合には。参加資格の剥奪には該当しない、という理解で宜しいでしょうか。	募集要項のとおりです。
57	23	4	1		ウ)	応募者の応募資格要件（共通） 指名停止について	指名停止の原因が、建設工事等における死亡事故などの労働災害に起因する場合には、参加資格の剥奪を免除して頂けないでしょうか。	募集要項のとおりです。
58	24	4	3		ウ)	土木建築企業に必要な資格要件 主任技術者・監理技術者について	「施工開始前までの専任は求めない。」とありますが、設計期間中は配置不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	24	4	3		ウ)	土木建築企業に必要な資格要件 主任技術者・監理技術者について	本事業は工事期間が長いので、配置技術者の適宜の変更を認めて頂けないでしょうか。	国土交通省の「監理技術者制度運用マニュアル」により、本市が認めた場合に限りです。
60	26	4	4	5	カ)	電気設備企業に必要な資格要件について	電気（中央監視・計装設備を含む一式）工事の完成実績について、「実施方針に関する質問及び意見等への回答」No237の回答から変更なしという理解でよろしいでしょうか。 <No237回答> 受変電設備、自家発電設備、中央監視・計装設備に関する実績を求めます。なお、各設備工事は同一工事でなくても可とします。	ご理解のとおりです。
61	30	5	1			応募資格審査書類	応募資格審査書類に、水道施設工事の参加資格を満足することを確認する書類がないようですが、参加申請時点では、提出は必要無いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	30	5	1			応募資格審査書類 土木建築企業について	工事実績を示す書類が契約書及び仕様書等の写しとなっていますが、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、CORINS情報でも宜しいでしょうか。	CORINSだけでは情報が不十分な場合があるため、契約書及び仕様書等の写しを提出ください。あわせて回答No.67も参照ください。

募集要項に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
63	30	5	1			応募資格審査書類	「・市内に本社又は本店を有することを証明できる書類」とは、具体的に何を提出すれば宜しいでしょうか。 「経審」、「建設業許可通知書」の写しや小田原市からの「競争参加資格認定通知書」の写し、建設業許可申請書に添付する営業所一覧表でも宜しいのでしょうか。	登記簿謄本を提出ください。
64	30	5	1			5.1 応募資格審査書類について	提出書類のうち「・企業単体の減価償却明細書（直近3期分）」と記載がありますが、有価証券報告書の「有形固定資産等明細表」を提出することで宜しいでしょうか。	構いませんが、該当部分を抜粋して提出してください。
65	30	5	1			5.1 応募資格審査書類について	提出書類のうち「・企業単体の利益処分計算書（直近3期分）」と記載がありますが、有価証券報告書の「株主資本等変動計算書」を提出することで宜しいでしょうか。	構いませんが、該当部分を抜粋して提出してください。
66	30	5	1			5.1 応募資格審査書類について	提出書類のうち「・諸引当金等が記載された資料（直近3期分）」と記載がありますが、「諸引当金等が記載された資料」は、有価証券報告書の【引当金明細表】を提出することで宜しいでしょうか。	構いませんが、該当部分を抜粋して提出してください。
67	30	5	5	1		応募資格審査書類について	電気設備工事の完成実績を確認できる書類として、契約書の鏡、仕様書、図面、CORINS（竣工）を提出すればよろしいでしょうか。 （土木・機械も同じ）	ご理解のとおりです。
68	30	5	5.1			応募資格審査書類	維持管理企業において、国内における浄水場（公称能力 5,000m ³ /日以上を表流水を原水とする膜ろ過方式又は急速ろ過方式）で24時間連続して運転監視する運転管理業務の完了実績を確認できる契約書及び仕様書等の写しとは過去何年以内（○年○月以降）の完了実績との理解でよろしいでしょうか。	期間に制限はありません。
69	36	6	6.1			審査結果の通知及び公表	各応募グループの見積金額も併せて公表されるという理解でよろしいでしょうか。	事業者選定基準5 7) のとおりです。
70	38	8	1	1)		契約の条件	「本事業に係る令和4年度の水道事業予算において、この契約に係る予算が措置されなかった場合には契約を行わない。」とありますが、予算措置されない場合とはどのような理由を想定していますか。	本市議会において予算案が承認されなかった場合を想定しています。

募集要項に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
71	38	8	2	1)	エ)	財務書類等の提出	SPCの株主についての計算書類、事業報告及び附属明細書並びにキャッシュ・フロー計算書の毎事業年度貴市へ提出することとありますが、基本契約書第13条第3項ではキャッシュ・フロー計算書は含まれていません。基本契約書と募集要項との優劣関係が不明ですが、キャッシュ・フロー計算書は提出不要と理解して宜しいでしょうか。また、提出する場合、非上場会社で有価証券報告書提出義務を負わない株主（構成企業）または会社法上の大会社でない株主（構成企業）にとって会社法上公告対象でない書類については「秘密情報」としてお取扱いいただけるものと理解して宜しいでしょうか。	前段については、キャッシュフロー計算書も提出ください。基本契約書（案）を変更します。後段については、会社法上公告対象でない書類については、ご要望があれば「機密情報」として取り扱います。
72	38	8	8.2	1)	ア)	一般事項	「構成企業の株式保有割合は、自由とする。」とありますが、事業期間中において任意に変更することも認められるという理解でよろしいでしょうか。	構成員間の株式譲渡の場合も、基本契約書（案）第10条第2項（9）に従い、発注者の同意が必要となります。
73	39	8	8.2	2)		事業契約の締結	「選定された応募者の構成企業と本事業に係る運転維持管理業務委託契約を締結する」とありますが、ここでいう構成企業とは「維持管理企業を含む応募グループを構成する企業」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	41	9.6	イ)			物価変動による工事費の変更	変動前工事費は、契約後に受注者が実施する詳細設計が終了し数量が確定した時点で、設計建設業務請負契約書第8条に従って受注者が工事費内訳書を提出し、種別/細別毎の単価等について、工事に着手する前に受発注者が協議の上合意するという理解で宜しいでしょうか？ 尚本質問は、国交省設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル第4.6項設計変更・単価合意を参照しています。	ご理解のとおりですが、変動前工事費は募集要項に記載のとおり、事業者の提案金額となります。

募集要項に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
75	41	9.6	ウ)			<p>物価変動による工事費の変更</p> <p>変動後工事費算出に使用する物価指数について、手続きの迅速化のため、運転維持管理業務契約【別紙15】の様に、適用される具体的な指数を予め決めておくのが望ましいと思われます。例えば以下の指数を採用して頂く事は可能でしょうか？</p> <p>◆機器費： 「企業物価指数」（日銀調査統計局） ・国内企業物価指数：はん用機器</p> <p>◆材料費 「建設物価」もしくは、 「企業物価指数」（日銀調査統計局） ・配管材料：金属製品 ・鋼材：鉄鋼 ・電線ケーブル：非鉄金属</p> <p>◆労務費： 「公共工事設計労務単価表」（神奈川県県土整備局）</p> <p>◆機械器具損料： 「企業物価指数」（日銀調査統計局） ・国内企業物価指数：生産用機器</p> <p>◆共通仮設費、現場管理費、一般管理費：上記直接工事の変動率に応じて改定</p>	提案内容を踏まえ、使用する資材等に応じた物価指数等を優先交渉権者と協議する予定です。	
76	別紙	第7条				<p>低入札価格調査を経て契約を締結する場合</p> <p>(1)で契約金額の100分の20以上の額とありますが、ここでいう契約金額とは、事業契約の契約金額（設計建設業務請負契約と運転維持管理業務委託契約の合計）と考えてよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。	
77	—					<p>別紙 高田浄水場再整備事業に係る低入札価格調査要領 第5条</p> <p>低入札価格調査の事情聴取について、関係書類の提出は調査を求められてから2日以内のことですが、事情聴取も2日以内に行われるという理解でよろしいでしょうか。</p>	提出された書類を確認した後、事情聴取を行う予定です。	
78						<p>募集要項別紙 低入札価格調査実施要領 第2条</p> <p>調査基準は見積上限価格の10分の8.5とするという記載がありますが、この見積上限価格というのは募集要項9p2.9記載の見積上限価格と同じもの（つまり設計建設費と運転維持管理費の合計）と考えて宜しいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。	
79						<p>募集要項別紙 低入札価格調査実施要領 第2条</p> <p>設計建設費と運転維持管理費において、見積上限価格の中で見込まれているそれぞれの10分の8.5の時も低入札価格調査が実施されるという認識で宜しいでしょうか。</p>	見積上限価格における10分の8.5であり、設計建設費と運転維持管理費それぞれに適用することはありません。	
80						<p>募集要項別紙 低入札価格調査実施要領 第5条</p> <p>低入札価格調査の際に提出する様式や資料について記載されていますが、これは維持管理企業含めたコンソーシアムメンバー全社が提出するという認識で宜しいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。	
81						<p>募集要項別紙 低入札価格調査実施要領 第5条</p> <p>様式第7号の「資材購入先及び購入先と調査対象者との関係」において、低価格で調達が可能であることを証明する見積等が必要との理解で宜しいでしょうか。また、その見積書は原本を提出するとの理解で宜しいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。見積書は写しでも可能です。	

募集要項に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
82						募集要項別紙 低入札価格調査実施 要領 第5条	様式第7号の「資材購入先及び購入先と調査対象者との関係」において、低入札価格調査調査後に、資材等の調達先の変更不可であるとの理解で宜しいでしょうか。 また、当書類の提出範囲は維持管理業務も含むとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、予定業者を記載していただくもので、真にやむを得ない場合は、本市との協議により変更を認めます。 ただし、地元企業の分担額に係る場合は違約金の対象となることもあります。 後段については、ご理解のとおりです。
83						募集要項別紙 低入札価格調査実施 要領 第5条	様式第9号の「労務者の具体的供給の見直し」について、維持管理業務についても含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84						募集要項別紙 低入札価格調査実施 要領 第5条	(11) その他においては、建設維持管理問わず組成するJVにおけるJV実行予算は、地元企業も捺印したものを求めるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85						募集要項別紙 低入札価格調査実施 要領 第5条	(11) その他においては、建設乙型JV協定書の請負分担額（捺印済み）のものを提示するとの理解で宜しいでしょうか。	提案書類を基に、その他の必要な書類を求めます。
86						募集要項別紙 低入札価格調査実施 要領 第7条	追加する監理技術者は土木・建築・機械・電機全業種という理解でよろしいでしょうか。また甲型JVを組成する場合主任技術者を配置するケースもあるかと考えますが、主任技術者も追加で配置するとの理解でよろしいでしょうか。また、設計企業の追加する技術者とは管理技術者との理解でよろしいでしょうか。	設計企業の管理技術者の追加は求めていません。その他についてはご理解のとおりです。
87						募集要項別紙 低入札価格調査実施 要領 第7条	追加配置技術者は、コンソーシアム全社であり、地元企業も含むという理解で宜しいでしょうか。	設計建設工事業務請負契約書（案）に示すとおりです。
88						募集要項別紙 低入札価格調査実施 要領 第7条	様式V-1-3-③で記載した水道浄水施設管理技士及び実務経験を有した者も追加で配置するという理解で宜しいでしょうか。	追加配置する監理技術者は建設工事のみとなります。
89						募集要項別紙 低入札価格調査実施 要領 第8条	工事施工途中でのビデオ撮影等は埋設部等、工事完成後に不可視となる箇所を対象とすることで宜しいでしょうか。	通常の施工管理に加えて監督・検査体制を強化するもので、対象となる場合の具体的な強化内容については、契約時に通知します。

要求水準書に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
1	1	1	1	1		要求首位順書の位置づけ	「事業者は本事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない」と記載されておりますが、21頁以降に「以下の関係法令を遵守する」との記載があります。要求水準で指定された各水準が、21頁で挙げた関係法令より上位であるという理解でよろしいでしょうか。	関係法令等の改正により、要求水準書の記載事項に齟齬が生じた場合は、協議により対応を定めます。
2	1	1	1			要求水準書の位置づけ	要求水準書に記載なきご要望は、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書や技術提案書に記載のない事項に関して、本市の要求により工事費等に増減が生じる場合は基本にご理解のとおりですが、「要求水準書1.6 6)カ)要求水準書等に記載のない事項への対応」も適用対象となりますので、具体については受発注者間の協議によると思います。
3	1	1	2	3)		将来水量の変化	「将来水量の変化」とありますが、変化の量の推計値は、様式V-1-6-②に記載の、2030年度に人口20万人を想定した対応を事業者の任意で考えるものとしてよろしいでしょうか。	本事業における「将来水量の変化等」は国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を基に推計した水需要の減少を想定しています。ご質問のV-1-6-②は、本市の施策による可能性を想定するもので、実際の整備や施設機能の実装を求めるものではありません。
4	1	1	3			採水	膜ろ過方式を採用するとありますが、より原水に合ったご提案をするために採水させていただくことは可能でしょうか。	令和3年10月22日（金）までのポリタンク等による採水は可とします。採水を希望される場合は、募集要項に記載の間合せ窓口に連絡し、採水日や方法を調整してください。
5	2	1	4	1)	ア)	設計及び建設業務	調査業務のうち、測量調査及び地質調査は貴市から提示される調査結果資料をもとに、事業者の設計・施工に必要な部分の測量・地質調査を行うものと解釈していますが、貴市から提示される調査結果資料の内容に誤りがあった場合、当該誤りに起因する増加費用等は設計変更で対応いただけるという理解でよろしいでしょうか。	設計建設業務請負契約書(案)別紙6 リスク分担表(案)No.45、47のとおりです。
6	2	1	4	1)	ア)	設計及び建設業務	測量調査は、受注後行うものとし、提案時は公告資料（別紙2 整備等対象施設図）を基に提案を行い、測量調査時に公告資料と異なる場合は設計変更対象としていただけるという理解でよろしいでしょうか。	設計建設業務請負契約書(案)別紙6 リスク分担表(案)No.45、47のとおりです。
7	2	1	4	1)	ア)	設計及び建設業務	地質調査は、受注後行うものとし、提案時は公告資料を基に提案を行い、地質調査時に公告資料と異なる場合は設計変更対象としていただけるという理解でよろしいでしょうか。	設計建設業務請負契約書(案)別紙6 リスク分担表(案)No.45、47のとおりです。
8	2	1	4	1)	ア)	設計及び建設業務	埋設物調査は、既存資料及び現地調査に基づき埋設物調査を行うとございますが、既存資料は貴市よりご開示できるものと考えてよろしいでしょうか。現地調査に基づき埋設物調査を行った際、また工事中に予期せぬ地中埋設物が発覚した場合の撤去費は、設計変更対象としていただけるという理解でよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段については設計建設業務請負契約書(案)別紙6 リスク分担表(案)No.45、47のとおりです。

要求水準書に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
9	2	1	4	1)	ア)	埋設物調査	埋設物調査の範囲は、設計・施工に必要な部分と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	2	1	4	1)	ア)	地質調査、埋設物調査、アスベスト調査	土壌汚染や、埋設物があった場合の処分費は貴市の御負担と考えてよろしいでしょうか。 また、埋め戻し土の量が、掘削仮置土量に大して、上記の理由により不足した場合の客土購入費の工事費増大については、御協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	設計建設業務請負契約書(案)別紙6 リスク分担表(案)No.52、53のとおりです。
11	2	1	4	1)	ア)	補助金申請書等作成補助業務 本市が会計検査を受検する際に、資料作成等の支援を行う。	会計検査を受検する際に資料作成等の支援を行うとありますが、維持管理を含む事業期間内の会計検査対応を行うものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	2	1	4	1)	ア)	設計及び建設業務	調査業務にPCB調査がありませんが、既設機器にPCB含有機器は無いと考えて宜しいでしょうか。	既に調査を行っており、既設機器にPCB含有機器はありません。
13	3	1	4	1)	イ)	小峰・片浦系統の管理体制について	第一期の小峰・片浦系統及び第二期の片浦系統については、貴市にて保守点検他を実施されると思われませんが、これら配水系統の中で貴市職員様が常駐する予定の施設はありますでしょうか。	場外施設については無人化しており、常駐予定はありません。
14	3	1	4	1)	イ)	運転維持管理業務	片浦地区の対象業務について業務範囲を変更する場合の契約変更は、運転維持管理業務委託契約書第51条（契約の変更）を適用することになるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	3	1	4	1)	イ)	運転維持管理業務	業務期間中に業務範囲を変更する可能性があると思いますが、現時点で変更を想定している業務がありましたらご教示願います。	募集要項に関する質問No.11の回答を参照ください。
16	3	1	4	1)	イ)	【第1期 既設高田浄水場他の運転維持管理】 ※3法定外検査	水質検査計画とは「令和3年度小田原市水道事業水質管理計画」を指していると想定しますが、要求水準書P51「表3-2」と差異がみられます。要求水準書の表3-2のとおりという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。水質検査計画については、DBO事業に合わせて内容を変更する想定で記載しています。
17	3	1	4	1)	イ)	第1期 保安業務	場外施設においてITVカメラが設置されている施設をご教示願います。また、これらの施設は高田浄水場にてカメラ画像を監視できるものと考えてよろしいでしょうか。	中河原配水池、第二水源地にITVカメラが設置されており、高田浄水場で監視ができます。
18	3	1	4	1)	イ)	【第1期 既設高田浄水場他の運転維持管理】 保安業務	飯泉取水ポンプ所を除く場外施設の保安業務におけるITVカメラ等の設備に関するメンテナンスについて、貴市が別途契約する機械警備業務に含まれる場合は、本事業対象外であるという理解でよろしいでしょうか。	機械警備業務とITVカメラについては同じ契約ではありません。修繕が必要な場合は要求水準書3.4 3)修繕業務（計画外修繕）に記載のとおりです。
19	3	1	4	1)	イ)	植栽管理及び清掃業務	場外施設の清掃作業について、第1期・第2期共に「管理上必要な範囲」とは事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、急な斜面や危険が伴う場所を除き、各施設敷地内にて水道施設として相応しい衛生や美観が保たれるように業務を行っていただきます。
20	3	1	4	1)	イ)	第1期 植栽管理及び清掃業務	場外施設の清掃作業については、「管理上必要な範囲を実施」とのことですが、別紙12に示された委託範囲の施設と理解してよろしいでしょうか。	No.19の回答を参照ください。

要求水準書に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
21	3	1	4	1)	イ)	注記※7場外施設の清掃作業	「※7場外施設の清掃作業については、管理上必要な範囲を実施する。」とありますが、「管理上必要な範囲」及び、「清掃作業の内容と頻度」は、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	回答No.19を参照ください。
22	3	1	4	1)	イ)	注記※8場外施設	※8において、「維持管理上必要な業務の対象」は、事業者と貴市との協議により決定するものと考えてよろしいでしょうか。	事業者提案によります。
23	3	1	4	1)	イ)	第1期 既存高田浄水場他の運転維持管理について	※8 飯泉取水ポンプ所を除く場外施設は、本市が機械警備業務について別途契約する。警備保障会社や本市職員との連絡調整業務に加え、ITVカメラによる監視など維持管理上必要な業務を対象とする。とありますが、ITVカメラは既設置分のみで、場外施設には新たにITVカメラを設置する必要はないとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	3	1	4	1)	イ)	入退場管理について	※9について、常駐していない場外施設の入退場管理とは、巡回点検時における開錠・施錠管理と考えてよろしいでしょうか。	ITVによる監視や電話連絡による入退場記録の作成となります。
25	3	1	4	1)	イ)	発生土処分について	第1期と第2期において、高田浄水場の保守点検業務で発生する産業廃棄物の排出事業者は、事業者と考えてよろしいでしょうか。	発生土及び高田浄水場の保守点検業務で発生する産業廃棄物の排出事業者は事業者となります。
26	4	1	4	1)	イ)	【第2期 再整備後の高田浄水場他の運転維持管理】	※7 自家用発電機(ディーゼル) とありますが、P32(3)自家用発電設備では、仕様はガスタービン又はこれに準じるものとするのとありますので型式と仕様選定は事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	「※」を付した場外施設に設置済の自家用発電機は全てディーゼル式になります。高田浄水場に整備する仕様は要求水準書に記載のとおりです。
27	4	1	4	1)	イ)	第2期 再整備後の高田浄水場他の運転維持管理	継続利用施設の修繕業務(計画修繕)が、対象外となっておりますが、継続利用設備の修繕計画によっては、浄水場運用に影響が出る可能性があります。修繕計画については、受託者と協議のうえ計画して頂けるという認識でよろしいでしょうか。	要求水準書3.3 4)修繕業務(2)のとおりです。
28	4	1	4	1)	イ)	第2期 植栽管理及び清掃業務	場外施設の清掃作業については、「管理上必要な範囲を実施」とのことですが、別紙12に示された委託範囲の施設と理解してよろしいでしょうか。	No.19の回答を参照ください。
29	4	1	4	1)	イ)	※9場外施設の清掃作業	「※9場外施設の清掃作業については、管理上必要な範囲を実施する。」とありますが、「管理上必要な範囲」及び、「清掃作業の内容と頻度」は、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	No.19の回答を参照ください。
30	4	1	4	1)	イ)	【第2期 再整備後の高田浄水場他の運転維持管理】 ※10	「運転維持管理従事者で対応可能な池の清掃」とありますが、対応可能な池があるという理解でよろしいでしょうか。その場合は何を想定されているかご教示ください。	池構造物は2系列(池)以上を求めており、原則は空にしての作業は可能であるため、運転維持管理従事者による対応を想定しています。なお、潜水士等による清掃は想定していません。
31	4	1	4	1)	イ)	※10 池の清掃業務	「※10 運転維持管理従事者で対応可能な池の清掃業務を対象とする。」とありますが、「対応可能な池」及び「清掃作業の内容と頻度」は、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
32	4	1	4	1)	イ)	※11保安業務	※11保安業務において、「維持管理上必要な業務の対象」は、事業者と貴市との協議により決定するものと考えてよろしいでしょうか。	事業者提案によります。
33	4	1	4	1)	イ)	第2期 保安業務	場外施設においてITVカメラが設置されている施設をご教示願います。また、これらの施設は高田浄水場にてカメラ画像を監視できるものと考えてよろしいでしょうか。	No.17の回答を参照ください。
34	5	1	4	2)	ア)	対象施設について	「既存施設のうち、建設工事業務完了後も継続して利用する施設は、表 1-3 に示すとおりであり、・・・」と記載がありますが、既設建築物について建築基準法の既存遡及工事の対応が必要となった場合、本市の責任範囲での対応と考えて宜しいでしょうか。	事業者の提案により改修する建築物で既存遡及が必要となる場合は、事業者の責任範囲で対応してください。
35	6	1	4	2)	ア)	浄水池 送水ポンプに隣接し	隣接とは、場内道路(4~8m)を隔てて設置しても問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	6	1	4	2)	ア)	表1-2 整備対象施設 No.12 応急給水施設	応急給水施設に関しては、38頁に「仮設給水栓が設置できる給水接続口×2箇所を設置すること」とされていますので、応援者受入スペースとしては4t給水車が2台接続できるスペースを確保すれば宜しいでしょうか。	要求水準書2.2 4) ソ) 応急給水施設⑥に記載のスペースの確保を求めます。
37	6	1	4	2)	ア)	整備対象施設について	表 1-2 整備対象施設 NO12 応急給水施設が整備対象と記載されていますが、本市の応急給水計画をご教示ください。	現状での応急給水計画は閲覧資料としますが、再整備後については事業者提案により見直すこととします。
38	7	1	4	2)	ア)	表1-3 継続利用施設 1 新1号沈でん池	No.1 新1号沈でん池について構造耐力、漏水対応、カバー仕様は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書2.2 2) ウ) 災害対策を踏まえた上で事業者が提案ください。
39	7	1	4	2)	ア)	表1-3 継続利用施設 No.1 新1号沈でん池	「新1号沈でん池」に設置するカバーは、設計建設期間内に設置完了させれば宜しいでしょうか。	膜ろ過方式による浄水施設の運転に支障がないものであれば、ご理解のとおりです。
40	7	1	4	2)	ア)	表1-3 継続利用施設 2 薬注室	No.2 新薬注棟について、耐震補強、空調断熱工事は不要という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書2.2 4) 浄水場設計工) ② および ②) ②) を参照ください。
41	7	1	4	2)	ア)	表1-3 継続利用施設 3~6	No.3~6 脱水機棟、既設管理棟、排水溜は耐震補強は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者の提案により設備等を新たに設置する場合は、荷重増加等を加味して、事業者の責において必要な対応を行ってください。
42	7	1	4	2)	ア)	表1-3 継続利用施設 5 管理棟	表 1 - 3 に記載されている「改修整備」の定義を要求水準書11頁の 1. 5 基本事項 1) 用語の定義と同様にご教示ください。	施設を継続利用するにあたり、必要な整備を指します。
43	7	1	4	2)	ア)	表1-3 継続利用施設 7 上下水道局庁舎	上下水道局庁舎での総電気容量及び対象負荷をご教示ください。	電気容量に関しては、要求水準書 別紙 8 をご覧ください。また、対象負荷については、閲覧資料 既設図書「3-45」、「3-46」が参考になると考えます。なお、現在、管理棟(既設)から上下水道局庁舎へ配電していますが、上下水道局庁舎分の電力会社への払いは個別に支払っており、電力会社の請求書に記載の契約電力、最大需要電力等については、閲覧資料 「21 電力会社との契約種別・電力・使用量(過去1ヶ年)」をご覧ください。また、要求水準書 第2章 2. 2 4) コ) (2) において、「上下水道局庁舎への電力は現契約電力60kW程度を供給可能とすること。」としています。

要求水準書に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
44	8	1	4	2)	ア)	上下水道局庁舎の電力について	表1-3の7の上下水道局庁舎について「事業範囲外であるが配電の対象とする」とありますが、事業者は上下水道局庁舎の電力も負担するのでしょうか。	上下水道局庁舎の電力については、本市が負担します。
45	7	1	4	2)	ア)	薬注棟軟水器について	軟水器については継続利用不可という理解でよろしいでしょうか。	薬品貯蔵槽及び粉末活性炭注入設備に限らず、軟水器や廃液槽を含めた本市が整備した既設薬注設備について事業者の責任で継続利用することは妨げないこととし、要求水準書を変更します。
46	7	1	4	2)	ア)	表1-3 継続利用施設	本表記載の施設に処分制限期限があれば教示願います。	処分制限期限はありません。
47	7	1	4	2)	ア)	継続利用施設	表1-3 継続利用施設の汚泥処理脱水機室は、「膜ろ過方式への切替えまで継続利用とする。ただし、事業者の負担にて継続使用することは妨げない。」と記載されたいますが、表1-4の撤去対象施設には含まれていません。継続使用しない場合でも、撤去する必要はないと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	8	1	4	2)	ア)	No.1～No.14 基礎杭を残置する場合は現況地盤面から-1.5mまでを部分的に	計画地盤を盛土造成する場合、計画地盤面から-1.5m以深を撤去すればよいと解釈してもよろしいでしょうか。	基礎杭についてはご理解のとおりです。構造物本体についてはすべて撤去してください。
49	8	1	4	2)	ア)	表1-4 撤去対象施設	「基礎杭は整備対象施設の建設に支障となる範囲を引抜撤去し、残置する場合は現況地盤面から-1.5mまでを部分的に撤去する。」とありますが、各施設の既存図のご提供をお願いします。加えて、既設ですでに判明している残置物（地中埋設物）に関しても併せてご提供をお願いします。	閲覧資料(3 既設図書)を参照してください。
50	8	1	4	2)	ア)	表1-4 撤去対象施設	構造物間の連絡通路が撤去対象施設に記載されていません。受注後の協議と考えて宜しいでしょうか。	建設業務完了後に不要となるその他施設は本事業において撤去してください。
51	8	1	4	2)	ア)	表1-4 撤去対象施設 No.4 急速ろ過池	急速ろ過池との連絡通路撤去後の本館側の通路部補修方法は、受注後の協議と考えて宜しいでしょうか。	本事業に含みます。
52	8	1	4	2)		運動場横にあるオブジェ	事業開始前に移設されるのでしょうか？されない場合は場内の別の場所に移設可能でしょうか。	令和3年8月に撤去済みです。
53	9	1	4	2)	イ)	別紙1 対象施設位置図との違いについて	表1-5対象施設の中に第三水源地の記載がありませんが、対象外施設として理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	10	1	4	3)	ア)	別紙2 整備等対象施設図	「鉄塔は本市にて撤去予定であり、・・・」とありますが、撤去範囲は基礎、杭も含むものと考えて宜しいでしょうか。	基礎杭は残置する予定です。
55	10	1	4	3)	イ)	立地条件等について	開発行為に「該当無し」の記載があります。通常、50cm以上の切土や盛土をする場合は開発行為に該当しますが、本事業では開発行為に該当せず、開発行為の申請は不要と理解して宜しいでしょうか。又、開発行為に該当する場合、本市が申請すると理解して宜しいでしょうか。	都市計画法政令第21条第15号に該当するため、開発許可（法第34条の2に基づく協議）は不要です。

要求水準書に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
56	11	1	5	3)		表1-7 原水水質引渡し条件	「1,000度を超えた場合は非常時対応とし…」とありますが、これは要求水準書P.13表1-8「高田浄水場計画水量」に記載されている「非常時給水量」の「非常時」とは異なるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	12	1	5	3)		表1-7 原水水質引渡し条件	「設定なし」の項目について、過去10年間の水質検査の実績の最大値があればご教示願います。	過去の検査結果については、閲覧資料として開示しておりますので、参照ください。
58	12	1	5	3)		表1-7 原水水質引渡し条件	原水の臭気悪化等により、閲覧資料にある運転月報データ（過去5年）の活性炭注入量合計の過去5年平均値を超える場合は貴市のご負担であるという理解でよろしいでしょうか。	運転維持管理業務委託契約書(案)別紙7リスク分担表(案)No.86、87及び89のとおりです。
59	12	1	5	3)		表1-7 原水水質引渡し条件	色度（800度）及び濁度（1900度）の継続時間は何時間を想定していただけますでしょうか。想定時間を超えて継続した場合に伴う増加費用は貴市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	前段は、閲覧資料(14 濁度データ（過去5ヶ年）)を参照してください。後段については、運転維持管理業務委託契約書(案)別紙7リスク分担表(案)No.86、87及び89のとおりです。
60	13	1	5	4)	ア)	着水井と浄水池の水槽容量について	計画一日最大給水量44,000m ³ /dとあります。水道施設設計指針2012年度版では、計画一日最大給水量を基準として計画浄水量が決まり、着水井であれば計画浄水量の1.5分以上の滞留時間が、浄水池であれば計画浄水量の1時間以上の滞留時間が求められます。着水井と浄水池の容量は、「計画一日最大給水量を基準として定めた計画浄水量」から定めることで、要求水準を満たすという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、水運用や危機管理も考慮し、提案してください。
61	16	1	5	4)	エ)	耐震性能	「本事業で整備する土木・建築構造物及び機械・電気設備」とは、本事業で新たに構築するものを指すという理解で宜しいでしょうか。	継続利用施設を事業者提案により改修し、荷重が増加するなど構造への影響のおそれがある場合は耐震性能の適合を確認してください。なお、新1号沈でん池については、2.2 2)設計共通事項 ウ)に示す荷重以下であれば耐震性能を確保できることを本市で確認済みです。
62	16	1	5	4)	オ)	構造物及び設備の耐用年数	本事業で設計建設期間中に設置する電気設備には事業終了時点で法定耐用年数を超過する機器があると考えますが、飽く迄も「カ) 本事業期間終了時における本施設の状態で引き渡しすればよいと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	16	1	5	4)	オ)	要求する施設諸元について	地方公営企業法施工規則別表2に対応すると記載されていますが、構築物の水道用又は工業用のものの浄水設備は60年、配水設備も60年と記載されており、一方で金属造のものは45年となっております。従って建築であったとしても鉄筋コンクリート造のものを築造すると理解すれば宜しいでしょうか。	建築物の構造形式については「2.2設計業務 2) ア) ②」に示すとおり、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造から選択して提案ください。

要求水準書に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
64	16	1	5	4)	カ)	本事業期間終了後における本施設の状態	「受変電設備、自家用発電設備、運転操作設備、機械設備（薬品注入設備を除く）及び膜モジュールは、事業期間終了後2年以内に更新や交換を要することがない状態」とありますが、交換とは機器本体の交換を示しており、定期交換部品や消耗品は含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、定期交換部品や消耗品の対象範囲については協議によって定めます。
65	16	1	5	4)	カ)	事業期間終了後の交換について	「事業期間終了後2年以内に更新や交換を要することがない状態」とありますが、消耗品の交換は対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	16	1	5	4)	カ)	本事業期間終了時における本施設の状態	「・・・事業期間終了後2年以内に更新や交換を要することが無い状態で、」とありますが、ここでいう交換とは膜モジュールの交換を意味し、受変電設備等の機器・部品交換などは含まないと考えて宜しいでしょうか。	No.64の回答を参照ください。
67	16	1	5	4)	カ)	本事業期間終了時における本施設の状態	計装設備、中央監視設備、遠方監視設備、太陽光発電設備については事業期間終了後1年以内に更新を要することがない状態で引渡しすることで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	16	1	5	4)	カ)	本事業期間終了時における本施設の状態	「ただし、受変電設備、自家用発電設備、運転操作設備、機械設備・・・」とありますが、この中には特殊電源設備は含まれますでしょうか。	特殊電源設備（直流電源装置、無停電電源装置）は含みません。
69	16	1	5	4)	カ)	本事業期間終了時における本施設の状態	要求水準書に示された性能を下回ることはないが、修繕や補修が必要な場合は、市にて対応するものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、性能に影響を与える可能性が明確でない事項については引継ぎ時に協議して所掌を定めることを想定しています。
70	16	1	5	4)	カ)	本事業期間終了時における本施設の状態	ここでいう本事業期間終了後とは、設計建設期間終了後という理解で宜しいでしょうか。	運転維持管理期間終了後です。
71	17	1	5	5)	ア)	統括責任者の配置	運転維持管理業務期間において配置する統括責任者は、SPC設立のタイミングで正式に選定するものと考えればよろしいでしょうか。	運転維持管理業務を適切に実施できるための準備に支障がない時期に、提案書に基づいて選定いただくものと考えております。
72	17	1	5	5)	ア)	統括責任者の配置	運転維持管理業務期間の統括責任者は、令和5年4月1日から配置すると考えればよろしいでしょうか。	No.71の回答を参照ください。
73	17	1	5	5)	ア)	統括責任者の配置	令和5～9年度は、調査設計業務及び建設工事業務期間と運転維持管理業務期間が重複しますが、その期間の統括責任者は、調査設計業務及び建設工事業務の統括責任者が主、運転維持管理業務期間の統括責任者は副とする考えでよろしいでしょうか。ないし共に正の統括責任者とするのでしょうか。また、SPCの統括責任者は社長でなくてもよろしいでしょうか。	配置を要求する目的が異なるため、設計建設と運転維持管理が重複する期間はそれぞれで統括責任者を配置いただきます。よって、正副の概念はありません。なお、SPCの統括責任者は社長でなくとも可能です。
74	17	1	5	5)	ア)	統括責任者	実施方針に関する質問及び意見などのへの回答No.195において、「統括責任者は、設計期間中は現場常駐は必要ない」と記載がありますが、運転維持管理業務期間においても現場常駐は必要ないとの認識でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
75	17	1	5	5)	ア)	統括責任者の配置及び役割	実施方針で建設側の統括責任者の非常駐を回答をいただいておりますが、運転管理側の統括責任者は、非常駐でもよいという理解でよろしいでしょうか。	No.74の回答を参照ください。
76	17	1	5	5)	ウ)	市との調整 定期会議(毎月)及び必要に応じて随時会議を開催	本項で言う市と事業者による定例会議(毎月)は、建設工事業務と考えてよろしいでしょうか。P24では設計協議は原則として2か月に1回以上の頻度と示されています。	定例会議(毎月)は事業の進捗状況の確認等が目的であるため、設計期間を含みます。なお、設計協議(設計内容に関する打合せ)は、ご理解のとおりです。
77	17	1	5	5)	ウ)	市との調整	要求水準や提案書に記載のない事項の提案等を貴市と協議し決定することとありますが、決定事項に対して発生する費用は貴市にて負担していただけたらという理解でよろしいでしょうか。	設計建設業務請負契約書(案)及び運転維持管理業務委託契約書(案)のリスク分担表(案)に基づき協議するものと考えます。
78	18	1	6	4)	イ)	本市のモニタリング	貴市が行うモニタリングへの対応者は事業者提案によるものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項に関する質問No.20の回答も参照ください。
79	18	1	6	4)	ー	本市のモニタリングについて	貴市によるモニタリングの頻度についてご教示ください。	現在の想定はありません。
80	19	1	6	6)	ウ)	他事業との調整	貴市が予定している他事業(修繕工事等)が示されていますが、現段階で決定している工事スケジュールについてご教示願います。	久野配水池更新事業は令和3~5年度に実施する予定です。 その他の事業スケジュールは決定次第、速やかに情報を提供します。 また、資材倉庫建設に伴い、高田運動広場の一部を令和4年9月まで資材ヤードとして使用する予定ですが、調査業務に伴い一時移動が必要な場合は、本市にて行います(範囲については閲覧資料として開示します)。
81	19	1	6	6)	ウ)	他事業との調整	【予定している他事業】の実施スケジュールをご教示ください。また、この調整に係る必要な作業は本事業対象外という理解でよろしいでしょうか。仮に、本事業対象外の場合、貴市からの事前通達に基づいて別途追加費用を請求できるという理解でよろしいでしょうか。	前段については、No.80の回答を参照ください。 後段の委託範囲施設における調整(運転操作など)については、本事業に含みます。
82	19	1	6	6)	ウ)	留意事項について	予定している他事業 高田浄水場設備各種設備修繕工事の内容と時期をご教示ください。	No.80の回答を参照ください。
83	19	1	6	6)	カ)	要求水準書等に記載のない事項への対応	要求水準を逸脱する場合は、事業費など負担を協議することは可能でしょうか。また、帰責不明な場合はどのような対応を想定していますでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は協議によることを想定しています。
84	19	1	6	6)	カ)	要求水準書等に記載のない事項への対応	当該条項の適用期間は事業期間中であつ既存施設は対象外という理解でよろしいでしょうか。また、当該条項は新設を対象とし、事業期間外は対象外という理解でよろしいでしょうか。	適用期間に関してはご理解のとおりです。対象施設に関しては、要求水準書で求める施設性能や施設水準を発揮・維持するために、既設施設側での対応が必要な事項については既設も対象となります。
85	19	1	6	6)	カ)	要求水準書等に記載のない事項への対応	ここで想定されている具体的な事例をご教示ください。	具体的な想定はありません。
86	19	1	6	6)	キ)	要求水準の変更	事業者から変更を求めることも可能でしょうか。	提案は可能です。

要求水準書に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
87	19	1	6	6)	キ) ③	運転維持管理業務における定期的な業務内容の検証、見直し	「定期的」について、具体的に事業期間中にどのくらいの頻度を想定されておりますでしょうか。また、どのような内容を想定されておりますでしょうか。過去に仕様変更が発生した実績をご教示ください。	5年間の事業年度を1単位とし、業務内容の検証、見直すことを想定しています。 なお、本市における過去の実績はありません。
88	19	1	6	6)	キ)	要求水準の変更	③運転維持管理業務における定期的な業務内容の検証、見直しによる要求水準の変更については、運転維持管理業務委託契約書ではどの条項に拠ることになりますでしょうか。具体的な契約書条項をご教示願います。	運転維持管理業務委託契約書（案）第51条に拠ります。
89	19	1	6	6)		留意事項について	本市に対し、設計変更や要求水準に記載の無い事項を文書で協議依頼を行った場合、提出から何日を目途に回答を頂けると考えれば宜しいでしょうか。	実施方針に関する質問No.38の回答を参照ください。
90	21	1	7	1)		関係法令等について	「事業期間中に改正や改訂等があり、本事業に影響を与えることが明らかとなった場合は、本市と協議のうえ、その扱いを定める。」と記載がありますが、入札から契約までの期間に改正や改訂があった場合も、本事業に影響を与える場合は協議と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	21	1	7	1)		関係法令等	関係法令、仕様、指針の準拠時点は募集要項等の公表時点という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書「1.7 関係法令等」の各項目に記載のとおりです。
92	21	1	7	2)		指針及び各種基準等 契約時点において最新版を適用するものとする。	指針及び基準類は、契約時点における最新版となっておりますが、技術提案書提出時点と考えるとよろしいでしょうか。もし要求水準の通り契約時点の場合、提案書提出後に最新版が発刊され、内容が工事費等コストに大きく影響する場合は設計変更対象と考えるとよいでしょうか。	前段については、契約時点となります。 後段についてはご理解のとおりです。
93	21	1	7	2)		指針及び各種基準等	契約時点後に準拠する技術基準などが改定された場合でも建設工事に関わる技術基準の版数は契約時点のものという理解でよろしいでしょうか。	事業期間中に改正や改訂等があり、本事業に影響を与えることが明らかとなった場合は、本市と協議のうえ、その扱いを定めます。
94	21	1	7	2)		指針及び各種基準等	指針及び各種基準等は、「契約時点において最新版を適用する。」「事業者は、業務を実施する前までに、適用する各種基準について本市の承認を受ける。」との記載があります。設計及び建設期間中、指針及び各種基準等が改訂された場合でも、契約時点の最新版で、かつ、貴市の承認を受けた基準を適用する、という理解で宜しいでしょうか。	事業期間中に改正や改訂等があり、本事業に影響を与えることが明らかとなった場合は、本市と協議のうえ、その扱いを定めます。

要求水準書に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
95	21	1	7	2)		指針及び各種基準等	指針及び各種基準等は、「契約時点において最新版を適用する。」「事業者は、業務を実施する前までに、適用する各種基準について本市の承認を受ける。」との記載があります。 提案書類提出時点と契約時点で指針及び各種基準等が改訂された場合、最新版が異なることになり、最新版を適用すると設計費、建設工事費の増減が発生する場合には協議に応じて頂けるでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	21	1	7	2)		指針および各種基準等	遵守しなければならない関係法令等が挙げられていますが、これらの関係についてより具体的に質問します。 一般的に「2) 指針および各種基準等」「3) 仕様書等」ではあいまいな表現や書類間の矛盾などで仕様を一義的に決められないケースが見られます。また、各仕様書の適用範囲が、明確でない場合も見受けられます。 このような場合は、技術提案で明確にした仕様を優先すると考えて良いでしょうか。例えば要綱、指針ではAが望ましいがBでもよいと解釈できる場合、技術提案でBと記載すればBが優先されると考えて良いでしょうか。事業者側は、技術提案の仕様に基づき適正な原価を算出するため、契約後に技術提案以上の仕様が求められる場合、相当のリスクを見込まざるをえない点をご理解いただき、ご回答頂ければ幸いです。	仕様書等で明確な定めがない事項については、技術提案書に記載されている事項を優先とします。
97	21	1	7	3)		仕様書等	仕様書等は、「その時点において最新版を適用するものとする。」との記載があります。 提案書類提出時点と契約時点、あるいは設計時点や建設時点において、仕様書等が改訂された場合、改訂された最新版の仕様書等を適用することで、設計費、建設工事費の増減が発生する場合には協議に応じて頂けるでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	22	1	7	3)		「その時点において最新版を適用するものとする。」について	「その時点」とは、契約時点と解釈しましたが、提案書類の提出後から契約期間で最新版が改訂され、最新版を適用した場合、それに起因して発生した追加費用は貴局負担と考えてよろしいでしょうか？	その時点とは提案書類提出時点や契約時点、設計時点等の各段階を指します。No.97の回答を参照ください。
99	22	1	7	3)		仕様書等について	国土交通省発行、2018年版「建築保全業務共通仕様書」で推奨されている内容や回数等を参考に維持管理仕様を設定して積算を行うという理解で宜しいでしょうか	要求水準書の記載事項を踏まえて、内容や頻度等を提案ください。

要求水準書に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
100	22	1	7	4)		積算基準	<p>運転維持管理業務の積算基準が明記されておられません。⑥その他関係する積算基準等に『水道施設維持管理業務委託積算要領（「第三者委託・包括委託編」「運転管理・保全管理業務個別委託編」「水質検査業務等個別委託編」「管路等管理業務個別委託編」）：日本水道協会』は含まれるでしょうか。また、運転維持管理業務の見積上限価格の積算根拠をご開示ください。</p>	<p>見積上限価格の内訳などについては開示しません。積算要領についてはご理解のとおりです。</p>
101	22	1	7	4)		積算基準	<p>「積算基準」は、44頁に記載された「補助金申請書等作成業務」の際に、ご提示のありました積算基準を使用する、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
102	22	1	7	4)		「その時点において最新版を適用するものとする。」について	<p>「その時点」とは、契約時点と解釈しましたが、提案書類の提出後から契約期間で最新版が改訂され、最新版を適用した場合、それに起因して発生した追加費用は貴局負担と考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>No.98の回答を参照ください。</p>
103	23	2	1	1)		提案時の調査計画	<p>「提案時の調査計画が適切でなかったことによる基礎形式の変更や工事の遅延等については、事業者の責任において対応」とありますが、「提案時に立てた調査計画」を元に、令和4年4月以降、調査をすることになります。従って提案時は、ご提示いただいた資料から基礎形式や工事を提案する事になります。「提案時の調査計画」が適切であり、令和4年4月以降の調査において判明した調査結果から基礎形式の変更や工事の遅延等が発生した場合は、その責は発注者にあるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>当該箇所の記載は、「提案時の調査計画が適切でなかった」場合に関して記述しており、「提案時の調査計画が適切であった場合は、設計建設業務請負契約書（案）別紙6リスク分担表No.45、47に基づき負担者を判断するものと考えています。</p>
104	23	2	1	2)	④	本業務の実施にあたっての留意事項について	<p>④ アスベスト調査について、「調査箇所及び数量は、閲覧資料や現地調査に基づき、事業者提案とする。」と記載があります。閲覧資料や現地調査では知りえない事由により、契約後に追加調査が必要となった場合、その調査費用は設計変更と理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりですが、アスベスト調査については、本市で事前調査を実施し、その結果を技術対話までには応募者の閲覧に供する予定です。</p>
105	23	2	1	2)	⑤	本業務の実施にあたっての留意事項	<p>公告資料及び閲覧資料にて確認できないもの及び不整合なものが発覚した場合は、都度協議の上、設計変更対象となるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>設計建設業務請負契約書(案)別紙6 リスク分担表(案)のとおりです。</p>
106	23	2	1	2)	⑥	放流可能排水量について	<p>関口川への放流可能排水量は900m3/日とのことですが、現状で、1日あたりどの程度排水されているのでしょうか。</p>	<p>水質汚濁防止法に基づく特定施設として、現状は通常900m3/日、最大1,200m3/日の排水量で届け出ています。なお、この水量は排水(放流)の許可水量ではないため、要求水準を変更しましたので参照ください。 なお、排水量については流量計が設置されていないため、閲覧資料（12 運転月報データ（過去5ヶ年））の運転時間－排水溜ポンプの運転時間及び現地調査から算出してください。</p>

要求水準書に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
107	23	2	1	2)	⑥	許可排水量900m3/日	許可排水量900m3/日とありますが、例えば月平均や週平均で、900m3/日以下であればよいという理解でよろしいでしょうか。	No.106の回答を参照ください。
108	23	2	1	2)	⑥	許可排水量900m3/日	許可排水量900m3/日とありますが、既存の施設ではどのようにして排水量を測定されておられるのでしょうか。また既存の測定方法にて、900m3/日を守ればよいという理解でよろしいでしょうか。	No.106の回答を参照ください。
109	23	2	1	2)	⑥	本業務の実施に当たっての留意事項	試運転などで発生する排水量を計画するため、既設における排水量の1日当たりの最大、平均、最小をご教示ください。	No.106の回答を参照ください。
110	23	2	1	2)	⑥	本業務の実施に当たっての留意事項	既存の許可排水量は900m3/日となっておりますが、この許可排水量は全て事業者にて使用可能な量であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。No.106の回答も参照ください。
111	23	2	1	2)	⑥	本業務の実施にあたっての留意事項について	「⑥排水流末は既存と同様に関口川（既存の許容排水量900m3/日）となる。事業者は別紙3に示す既設排水管及び既設雨水枡に、本事業で整備する排水管等を接続すること。」と記載があります。別紙3には、接続先として排水溜と既設の雨水排水MHの2箇所が示されています。 ・現状の敷地の雨水排水は、高田運動広場も含め全てこの2箇所に排水されていると理解して宜しいでしょうか。又、公道の側溝に流出している雨水排水があれば、排水量をご提示ください。 ②既存の許容排水量900m3/日は、別紙3に示された接続先のうち、排水溜に接続される排水量で、既設の雨水排水MHへの排水は含まないと理解してよいでしょうか。そうである場合、既設の雨水排水MHの排水可能な雨水量をご教示ください。	前段については、局庁舎などは閲覧資料（6-2埋設配管図>3排水系>13など）を参照ください。また、高田運動広場は道路側溝に2箇所排水されていますので、閲覧資料として開示します。 後段については、排水溜に接続される雨水排水や既設の雨水排水MHへの排水は含みません。なお、雨水排水の排出量については計測していません。
112	23	2	2	1)	ア)	基本設計	基本設計内容として各種検討が挙げられておりますが、事業者が提案した事項と、提案しなかった事項との比較は不要であるとの理解でよろしいでしょうか。	整理方法は任意ですが、基本設計内容に対する要求水準書や技術提案書等への適合確認は求めます。
113	24	2	2	2)	イ) ②	設計共通事項 施設配置について	「②整備対象施設を整備しない範囲（撤去対象施設の撤去跡地を含む）の活用方法は未定であるが、将来の浄水場更新用地等に有効に活用できるように、可能な限りまとまった未利用地スペースを確保することを求める。」と記載があります。一方、事業者選定基準には、「施設再配置後の未利用地の活用に関する具体的かつ効果的な提案を評価する。」とあります。事業者は未利用地の活用を提案し、スペースを確保するが、活用に必要なコストは入札金額には計上しないという理解で宜しいでしょうか。 また、事業者は未利用地の活用を提案する場合、建築基準法上で別敷地とする申請が必要な建物を伴う提案も可能でしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は想定される法的な課題等も含めて提案ください。

要求水準書に関する質問への回答

No.	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
114	24	2	2	2)	イ)	③駐車場（160台）を整備する。	工事期間中は、仮設及び分散してもよろしいでしょうか？	工事期間中は事業範囲内であればご理解のとおりです。なお、整備完了時には極力分散せず、上下水道局庁舎との動線が確保できるよう配慮してください。
115	24	2	2	2)	イ) ③	設計共通事項 施設配置について	③「事業用地の一部に、本市が使用する駐車場（160台）を整備すること。」と記載がありますが、2か所以上に分割して配置計画することは可能でしょうか。	No.114の回答を参照ください。
116	24	2	2	2)	イ)	施設配置 ③	駐車場は数か所に分けて160台分を準備してもよろしいでしょうか。	No.114の回答を参照ください。
117	24	2	2	2)	イ)	設計共通事項 施設配置について	一度整備した駐車場を工事期間中に場所の変更を行うことは可能でしょうか。	No.114の回答を参照ください。
118	25	2	2	2)	ウ)	(3) 火山噴火対策	「新1号沈殿池の許容積載荷重が1kN/m ² であり、覆蓋自重及び降灰重量の加算値がこれを超えないこと」とありますが、噴火による降灰で生命の危険があり、灰の除去ができないときは不可抗力となるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、生命の危機がなく、防塵マスク等の着用により作業可能な場合は、灰の除去を前提とした構造とすることを求めます。
119	25	2	2	2)	ウ)	(2) 浸水対策	浸水想定区域には該当しないが、浸水が発生した場合を考慮して、浸水対策を施すとあるが、想定する浸水もしくは浸水位を教えてください。	詳細は本市ホームページに掲載の小田原市洪水ハザードマップ等を参照ください。
120	25	2	2	2)	ウ) (2)	設計共通事項 災害対策 浸水対策について	「①当該敷地は神奈川県内の浸水想定区域には該当しないが、浸水が発生した場合を考慮して、浸水対策を施すこと。」と記載がありますが、「浸水が発生した場合」とは具体的にどのような状況を想定しているかご教示ください。	No.119の回答を参照ください。
121	25	2	2	2)	ウ)	災害対策 (2)①浸水対策	浸水対策とは、浸水高さも含めて事業者提案という理解でよろしいでしょうか。想定している浸水高さがあればご教示ください。	前段はご理解のとおりです。後段は、No.119の回答を参照ください。
122	25	2	2	2)	カ)	①分界点の子メーター	設置する電力使用量、水道使用量等の子メーターは計量法に準拠したものに限りませんか。ないしは事業者提案でもよろしいでしょうか。	サービス対価など料金算定に係るものは計量法に準拠したものに限りません。
123	25	2	2	2)	カ)	設計共通事項 ユーティリティーについて	ユーティリティーにおける本市との分界点の具体的な場所をご教授ください。	事業者提案に基づき、本市と協議のうえ決定します。
124	26	2	1	2)	キ)	設計共通事項 施工上の留意事項について	⑤「高田浄水場の施設停止（断水）は、送水先の配水池の運用に支障がない範囲で可とする。」と記載がありますが、支障がない範囲の具体的な時期や時間帯をご教示ください。	配水池の水位が要求水準書に記載の水位に保つことが必要です。時期や時間帯については、水運用方法や水需要によって変化するため閲覧資料を参考に事業者にてご判断ください。
125	26	2	2	2)	キ)	④片池での運転が出来ない。	片池とは、旧1号沈殿池（例）での、片側運転ができないのでしょうか。または、旧1号、2号の片側運転が出来ないのでしょうか。	各沈でん池は1池が2系統に分かれており、新1号沈でん池のみ系統毎に運用ができます。
126	26	2	2	3)	イ)	送水量の調整 (2)配水池の運転水位	年間を通じたMWL以上の確保とは、水質事故や1000度を超える高濁度時等の異常時は、適用除外という理解でよろしいでしょうか。	原水引き渡し条件を逸脱するような水質事故や管路事故などの異常時についてはご理解のとおりです。
127	26	2	2	3)		運転・水位条件	神奈川県内広域水道企業団飯泉取水ポンプ所の取水ポンプも管理対象となっておりますが、施設管理者が別事業者となっております。現在の神奈川県内広域水道企業団と小田原市殿において夜間及び祝祭日の緊急対応等の取り決め内容について、ご教示願います。	飯泉取水ポンプ所の運用に関する申合せ書では、事故時及び事故発生の際のある場合の処置について定めていますが、基本的には相互に状況を連絡しあい、打合せのうえ、処置をするものとしています。

要求水準書に関する質問への回答

No.	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
128	26	2	2	3)		運転・水位条件	上記についてご質問させていただきました、神奈川県内広域水道企業団飯泉取水ポンプ所内の取水ポンプの取り扱いについて、神奈川県内広域水道企業団と小田原市殿の緊急対応等の取り決めについては、第3者委託となった際も継続されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
129	26	2	2	3)		運転水位条件	過去、小田原市及び神奈川県内広域水道企業団の都合で取水制限や停止をした実績があるとのことですが、その事例(制限・停止時間等)をご教示ください。	要求水準書別紙4を参照ください。
130	26	2	2	3)		運転水位条件	神奈川県内広域水道企業団が取水制限や停止をした場合、小田原市及び事業者は独自の判断で通常取水をすることは可能でしょうか。	神奈川県内広域水道企業団により小田原市に取水制限・停止要請があった場合は不可能です。
131	27	2	2	4)	エ)	粉末活性炭注入設備	「既設設備を流用する場合は2機同時自動注入できるよう改修し」とあります。着水井には流入渠があり、流入渠より後段が2池に分かれた下記構造であったとします。流入渠に粉末活性炭注入設備2機の注入点を設け、2機同時起動できるようにすることで、注入機1台の最小レンジ～2台の最大レンジまで制御ができますが、このような構成の着水井と粉末活性炭注入設備は、要求水準を満たすという理解でよろしいでしょうか。 	ご理解のとおりです。
132	27	2	2	4)	エ)	粉末活性炭注入設備	「既設設備と同等以上の性能を有する設備を設置すること。」とありますが、同等以上の性能とは、注入範囲、水質や水量変動時の即時応答性、粉炭設備特有の汚れがない(=設備環境の良さ)などが考えられますが、このような点において同等以上であることと理解してよろしいでしょうか	注入範囲や設備環境の良さなどを指します。
133	27	2	2	4)	エ)	粉末活性炭注入設備	「粉末活性炭注入設備は、既設設備を流用する場合は2機同時自動注入できるよう改修し」の「改修」の定義を要求水準書11頁の1.5基本事項1)用語の定義と同様にご教示ください。	No.42の回答を参照ください。
134	28	2	2	4)	オ)	③ ダウンサイジング	「膜ろ過装置は、装置の更新及びダウンサイジングが行えるものにする」とありますが、ダウンサイジングの範囲を御教示願います。	膜ろ過設備のユニット構成等によると考えられるため、範囲(浄水量)も含めて提案ください。
135	28	2	2	4)	オ)	膜ろ過施設	槽浸漬型膜ろ過装置は、膜とその膜を浸漬する槽であり、物理洗浄は、物理的に剝離した付着物を洗浄時に全て浸漬槽から排出するものという理解でよろしいでしょうか。	物理洗浄の方法は事業者提案の範囲となります。
136	28	2	2	4)	オ)	膜ろ過施設 ⑤	槽浸漬型膜ろ過装置の薬品洗浄を行う場合、浸漬槽からの液漏れ対策を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、⑤の記述は槽浸漬型膜ろ過装置に限定したものではないため、ケーシング型膜ろ過装置においても同様の配慮が必要です。
137	28	2	2	4)	オ)	膜ろ過施設 ⑥	ユニット毎とは、ろ過洗浄の操作を一度に行う装置単位という理解でよろしいでしょうか。	ユニットの定義は装置によって異なる可能性があるため、明示できませんが、「ろ過洗浄の操作を一度に行う装置単位」も一つの考え方とすることは問題ありません。

要求水準書に関する質問への回答

No.	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
138	29	2	2	4)	オ)	浄水場設計 浄水地について	⑥「送水ポンプ棟に隣接して配置すること。」と記載がありますが、例えば道路を挟んで隣接している配置も可能でしょうか。	No.35の回答を参照ください。
139	29	2	2	4)	オ)	膜ろ過施設 ⑬	鉄筋コンクリート製の薬品劣化対策として、耐薬塗装を施した場合は、その完全性を証明する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	完全性を証明することは困難であると考えますので、事業者提案によります。
140	29	2	2	4)	オ)	浄水場設計 膜ろ過施設について	⑭「膜ろ過設備周りの施設で劣化が確認された場合には、事業者の負担において補修を実施すること。」と記載がありますが、事業期間中を対象とした要求水準と理解して宜しいでしょうか。	運転維持管理業務期間を含めた事業期間中とご理解ください。
141	28	2	2	4)	オ)	膜ろ過施設	「…膜ろ過設備周りの施設で劣化が確認された場合には、事業者負担において補修を実施すること。」とありますが、実用上、支障がない状態であれば、補修は不要と理解してよろしいでしょうか。	第3章運転維持管理業務 2)保守点検業務や4)修繕業務等により判断してください。
142	29	2	2	4)	オ)	膜ろ過施設 ⑯	⑯膜ろ過設備及びその周りでは、発生する結露水対策を講じること。とありますが、結露対策は結露が拡散して維持管理上問題とならないようにすることという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	29	2	2	4)	オ)	⑱排水	「排水を着水井に返送する場合は（中略）濁質などが系内で循環しないようにすること」とありますが、その一方で河川への許可排水量が900m ³ /日です。例えば雨天時に、雨水を河川に排水できるように水処理排水は着水井に返送するが、晴天時は原則として水処理排水を河川に放流する設備であれば、要求水準を満たすとの理解でよろしいでしょうか。	排水量についてはNo.106の回答を参照ください。系内に循環しないことについては事業者提案となります。
144	30	2	2	4)	キ)	排水処理施設 本施設内で発生する汚泥について	⑧「本施設内で発生する汚泥は、本事業で整備する排水処理施設及び継続利用する脱水機設備を用いて事業者の責任において処理すること。」と記載がありますが、処理期間は工事期間中か運営期間中かご教示下さい。	浄水処理（排水処理）で発生する汚泥に関して記述しており、運転維持管理期間中です。なお、建設工事に伴い発生する汚泥は設計建設業務において適正に処分してください。
145	30	2	2	4)	キ)	排水処理施設 脱水機からのろ液、洗浄排水について	⑩「脱水機からのろ液、洗浄排水については、新設する濃縮槽へ流入させること。」と記載がありますが、新設の濃縮槽へ流入させるのは、膜ろ過設備が運用開始してからで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	30	2	2	4)	キ)	排水処理施設 ⑩	脱水機からのろ液、洗浄排水の最大水量をご教示ください。	脱水機やろ過池の運用方法によることから、事業者で判断ください。なお、ろ過池洗浄資料は閲覧資料として開示します。
147	30	2	2	4)	キ)	排水処理施設 ⑩	新設する濃縮槽へ直接流入ではなく、他の排水処理等を経由して濃縮槽へ流入させることでよろしいでしょうか。	事業者提案によります。
148	30	2	2	4)	キ)	排水処理施設 ⑪	濃縮槽からの上澄水は、新1号沈でん池へ返送する際には特に処理工程を経ずに返送してもよろしいでしょうか。	浄水処理に影響がないようであればご理解のとおりです。

要求水準書に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
149	30	2	2	4)	キ)	排水処理施設 脱水機の給水について	⑬ 「脱水機の給水 について、既設は場外の中河原系配水管から分岐して 給水しているが、本事業において場内給水に切り替えること。」と記載がありますが、場内給水に切り替える時期に制約があればご教示下さい。	設計建設期間（令和12年3月31日まで）となります。
150	30	2	2	4)	ク)	薬品注入設備	「その他の浄水処理及び排水処理に必要な薬品注入（粉末活性炭注入設備を除く）は事業者提案によるものとするが、以下に示すものについては、次の記載に従って設計を行うこと。」とあります。 膜の薬品洗浄に係る薬品については、浄水処理及び排水処理に必要な薬品ではないと考えますので、防液堤の設置、耐薬品性塗装など安全性への配慮は別として、必ずしも①~③の記載によらないものと理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	30	2	2	4)	ク)	薬品注入設備	膜モジュールの薬品洗浄に必要な薬品貯蔵槽、注入設備については、こちらに記載の要項を満たす必要はないとの理解でよろしいでしょうか。具体的には、薬品洗浄用の次亜貯槽、硫酸貯槽などについて、設置は1槽としてもよろしいでしょうか。また、薬品洗浄用次亜貯槽について、空調設備による温度管理は不要としてもよろしいでしょうか。	薬品洗浄設備は、「ク）薬品注入設備」の要求事項を満たす必要はありません。「オ）膜ろ過施設」の要求事項を踏まえて提案ください。
152	30	2	2	4)	ク)	薬品注入設備 ⑨	貯留槽とは別に滞留時間が短い小出槽を設ける場合には、小出槽の部屋に空調は不要であるという理解でよろしいでしょうか。	運転維持管理に支障がなければ、ご理解のとおりです。
153	31	2	2	4)	ク)	薬品注入設備 ⑩	薬品室の耐薬品塗装の対象範囲は事業者提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	31	2	2	4)	コ)	予備電源	予備電源とは、常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける方式でしょうか。	ご理解のとおりです。
155	31	2	2	4)	コ)	電気計装設備 (2)⑩	電気使用量を計測する機器の設置個所は事業者提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	32	2	2	4)	コ)	電気計装設備	(2)受変電設備 ⑫無停電電源装置と⑬直流電源装置は別盤として設置する必要がありますか。	同一盤とすることも可としますが、将来の更新時に、監視制御装置と高圧遮断器の操作・制御用電源が同時に使用できなくなることで施設運転に支障が生じることがないよう考慮してください。
157	32	2	2	4)	コ)	電気計装設備 (3)⑥	将来的に増設されたことによる使用燃料（灯油）の必要費用は貴市負担という理解でよろしいでしょうか。	契約変更の対象とします。
158	32	2	2	4)	コ)	電気計装設備 (3)②	自家用発電設備の仕様はガスタービン式以外の仕様の機種も選定可能という理解でよろしいでしょうか。	事業者が新たに高田浄水場に設置する自家用発電設備はガスタービン式とします。準じるとはデュアルフューエル式を想定しています。
159	33	2	2	4)	コ)	(5)計装設備⑧バイオアッセイ	バイオアッセイは、魚類に限るという理解でよろしかったでしょうか。	魚類に限定していません。
160	33	2	2	4)	コ)	電気計装設備 (5)⑨	「臭気」を検知できる設備とは、連続的に測定するのではなく、人により検知できる設備でもよろしいでしょうか。	計器による検知とします。

要求水準書に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
161	33	2	2	4)	コ)	電気計装設備 (5)⑩	「油」を検知できる設備とは、連続的に測定するのではなく、人により検知できる設備でもよろしいでしょうか。	計器による検知とします。
162	33	2	2	4)	コ)	電気計装設備	(6)中央監視設備（監視制御設備） 別紙9 既設システム構成図 栄町水管橋下の施設は、表1-5の運転維持管理業務の対象施設にないことから、運転維持管理対象外と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	33	2	2	4)	コ)	電気計装設備について	(6) 中央監視設備（監視制御設備）について、⑨継続利用施設の監視設備は・・・新設する中央監視室にて監視制御が行えることとありますが、「監視のみ」で操作は既設の監視室で行ってもよいという解釈でよろしいでしょうか。	新設する中央監視室にて「監視制御（操作）」を行うこととしますが、その方法については事業者提案とします。なお、事業者の帰責事由によるものを除き、既設設備に関するリスクは本市の負担とします。また、既設設備に関する機能変更等の作業について、既設メーカーと調整が必要な事項は本市も協力します。
164	33	2	2	4)	コ)	電気計装設備について	⑩工事中の監視設備切替期間内において、運用に支障がないようにシステム構築することとありますが、既設監視制御装置において切替が完了した設備の警報等の養生（警報削除や画面削除などの機能増設）が必要な場合、公平性の観点から本工事の範囲ではなく別途発注になるという理解でよろしいでしょうか。	本事業に含まれます。ただし、事業者の帰責事由によるものを除き、既設設備に関するリスクは本市の負担とします。また、既設設備に関する機能変更等の作業について、既設メーカーと調整が必要な事項は本市も協力します。
165	33	2	2	4)	コ)	電気計装設備	(6)中央監視設備（監視制御設備） 継続利用施設の監視を信号取り込みにより新設監視設備で行う場合、既設機器の改造が発生する場合も事業者の責任で実施するという理解で宜しいでしょうか。	No.164の回答のとおりです。
166	33	2	2	4)	コ)	電気計装設備 (6)⑨	「既設監視設備を管理棟（既設）に残置したまま、新設する管理棟に監視操作用 PC 等を設置する場合は、管理棟（既設）における必要な改修及び管理は事業者の責任において行う」とありますが、維持管理期間中に新たに発生する改修も事業者負担であるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書3.3 4)修繕業務（計画・計画外修繕）イ)(1)のとおりです。
167	34	2	2	4)	コ)	電気計装設備	(7)遠方監視設備 既設遠方監視設備を移設して継続利用する場合、通信回線業者へ変更手続きや費用が発生する場合は事業者負担と考えて宜しいでしょうか。その場合、契約内容の開示をお願いします。	前段はご理解のとおりです。後段は別紙9を参照ください。
168	34	2	2	4)	コ)	電気計装設備について	(7) 遠方監視設備について、①新設する中央監視室において、場外施設の情報が入り込み、監視制御が行えることとありますが、「監視のみ」で操作は既設の監視室で行ってもよいという解釈でよろしいでしょうか。	新設する中央監視室にて「監視制御（操作）」を行うこととしますが、その方法については事業者提案とします。なお、事業者の帰責事由によるものを除き、既設設備に関するリスクは本市の負担とします。また、既設設備に関する機能変更等の作業について、既設メーカーと調整が必要な事項は本市も協力します。

要求水準書に関する質問への回答

No.	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
169	34	2	2	4)	コ)	電気計装設備について	(7) 遠方監視設備について、②既設遠方監視設備を移設して継続利用する場合、監視制御装置の電源断及び移設後の電源入による立ち上げ確認は発注者範囲でよろしいでしょうか。	電源の入り切り作業は発注者が行うが、その後の確認は受発注者で協力して行うこととします。
170	34	2	2	4)	コ)	浄水場設計 電気計装設備について	(9) その他事項 電気ケーブルを地中埋設する場合の最低土被りの深さに対する制限があればご教示ください。	関係法令、各種基準等に準拠してください。
171	34	2	2	4)	コ)	浄水場設計 電気計装設備について	(9) その他事項 「電気ケーブルを地中に埋設する場合は・・・」と記載がありますが、電柱による架空配線でも良いと理解しますが宜しいでしょうか。	台風等の災害を考慮し、原則、電柱による架空配線は認めません。
172	34	2	2	4)	コ)	電気計装設備 (7)②	遠方監視設備の整備において、既設遠方監視設備を継続利用しないものとし、整備する場合、全点数実機確認をするものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	34	2	2	4)	コ)	電気計装設備 (7)②	遠方監視設備の整備において、既設遠方監視設備を継続利用しないものとし、整備する場合、中央監視設備のデータ欠損は認められますでしょうか。認められる場合は何分までデータ欠損が認められますでしょうか。	許容範囲の想定はありませんが、最低限度にとどめてください。
174	34	2	2	4)	サ)	場内配管	契約後、設計協議の中で事業範囲外の配管の整備が必要となった場合は設計変更の対象という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書第2章2.2 4) サ) にて、「事業範囲外で配管の整備（既設接続等）が必要な場合は、本市と必要な範囲を協議したうえで、新たに事業範囲とし、整備後は本市の管理区域とする。」としていますが、提案時に想定される箇所については、提案価格に含むものとします。
175	35	2	2	4)	サ)	場内配管 ⑰	「新1号沈でん池をバイパスするための配管を設置すること。」とありますが、新1号沈でん池をバイパスした場合でも膜ろ過処理が行えることが必要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	35	2	2	4)	シ) (1)	浄水場設計 管理棟について	(1) 部屋諸元 更衣室並びにシャワー室は、男女別とし同じ広さと考えて宜しいでしょうか。又、更衣室のロッカー数は、何人分必要でしょうか。更に、シャワーヘッドの数量に制限はございますか。ご教示ください。	事業者提案によります。
177	35	2	2	4)	シ) (1)	浄水場設計 管理棟について	⑫ 水質計器室・分析室 に収納する最低限の機械や作業用テーブルなどご教示ください。	事業者提案によります。
178	35	2	2	4)	シ) (1)	浄水場設計 管理棟について	②書庫・倉庫 既設管理センターの資料等の保管は新設管理棟においては不要と考えて宜しいでしょうか。必要な場合、その数量をご教示ください。	現状で継続利用施設や遠方監視に必要な場外施設などの既設図書として、W1800×D400×H900の書棚10台のスペースを使用しています。 提案により継続使用することで既設管理棟での保管でも可としますが、運転維持管理の利便性等を考慮し、書庫・倉庫についてご提案ください。
179	35	2	2	4)	シ)	管理棟 (1)⑫	「水質計器室」及び「分析室」に求める用途、面積、仕様は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書に関する質問への回答

No.	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
180	35	2	2	4)	シ)	管理棟 (1)⑫	分析室に設置するもので、ご指定のものは無いという理解でよろしいでしょうか。また、ガスボンベ等も不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。水質管理業務を実施する上で、必要な整備をご提案ください。
181	35	2	2	4)	シ)	管理棟 (1)⑭	⑭下駄箱、会議室の机、椅子、ホワイトボード等、水質分析室の実験台、見学者説明用スクリーン等の備品及び流し台等の付帯設備とありますが、これらの必要数量をご教示ください。	水質管理業務や見学者対応業務などで必要となる規模でご提案ください。
182	35	2	2	4)	シ)	管理棟 (2)	「特に雨水の処理については、その対策を十分に考慮すること。」とありますが、雨水の処理に関して現状お困りの課題などあれば教示ください。	現状で具体的な課題はありませんが、設計上の配慮を求めます。
183	36	2	2	4)	シ)	管理棟 (7)	「(7) 見学者が利用するルートは、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、バリアフリー化を施すこと。」とございますが、⑧ みんなのトイレ（多機能トイレ）×1は、見学者用という理解でよろしいでしょうか。また、男子トイレ、女子トイレは事業者及び見学者共用など、事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	みんなのトイレ（多機能トイレ）は県条例に基づき設置するもので、必要がある方にご使用いただきます。事業者及び見学者共用についてはご理解のとおりです。
184	36	2	2	4)	シ) (8)	浄水場設計 管理棟について ①職員通用口について	(8)その他 ① 職員通用口は、事業者の通用門と兼ねることができると理解して宜しいでしょうか。	事業者の職員通用口とご理解ください。
185	36	2	2	4)	シ)	管理棟 (9)(ア)①	設計に反映するため、継続利用施設の対象となっている各施設への給水すべき最大水量と圧力をそれぞれご教示ください。	水量については事業者提案となります。圧力については現状以上とし、現地調査にて調査ください。なお、場内給水装置の図面については閲覧資料として開示します。
186	37	2	2	4)	セ)	浄水場設計 送水ポンプ棟について	「③浄水池に隣接して設置すること。」と記載がありますが、送水ポンプ設備を収容する構造物を単独で地下に設置する場合、建屋ではなく地下構造物となりますが、問題ないと考えて宜しいでしょうか。	問題ないか否かは現時点で判断できないため、関係法令や運転維持管理性等を踏まえて提案ください。
187	38	2	2	4)	ソ)	応急給水施設	「他の水道事業体からの応援者（給水車）受入が容易になる動線、スペースを確保すること。」とありますが、具体的にはどの程度の応援者を想定されていますでしょうか。	最大で13事業体からの応援を想定していますが、給水車への同時給水は要求水準書のとおり2台です。
188	38	2	2	4)	タ)	(4)場内整備 ⑥ITV設備について	タ) 場内設備 (4)⑥浄水場内の監視が可能なITV設備を設置することとありますが、監視が必須となる監視ポイントをお示し願います。	本市から指定する必須監視ポイントはありませんが、テロ対策、水運用、場内入退場管理などの観点から監視範囲などの事業者提案を求めます。
189	38	2	2	4)	タ)	雨水排水	既設の場内雨水マンホールに接続する事が出来る、とありますが、雨水マンホールに接続して排水した量も、河川への「許可排水量900m3/日」に含まれないという理解で宜しいでしょうか。	No.111を参照ください。

要求水準書に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
190	38	2	2	4)	タ) (1)	浄水場設計 場内整備について	(1) 門扉・フェンス等 「事業対象エリアと本市管理エリアは門、出入り口、区画などを明確に区分すること。」と記載があります。これは、別紙2に示された事業範囲を事業者提案により事業対象エリアと本市管理エリアに明確に区分すると理解して宜しいでしょうか。又、事業範囲の南側の出入り口とそこから上下水道局庁舎に至る道路は本市管理エリアとして区分けすることが必須ですか。その他、本市管理エリアに区分けすることが必須である施設があればご教示ください。	別紙2を基本に事業者提案を踏まえ、最終的に協議して決定します。
191	38	2	2	4)	タ)	場内整備 (1)②	「事業者の通用門は浄水場東側（別紙2参照）に設置し、浄水場への入場者管理が可能な設備を設置すること。」とありますが、事業の運転、維持管理に関する搬出入は東側の門で入退場管理を行えるように計画すればよろしいでしょうか。	入退出管理はご理解のとおりですが、事業の運転、維持管理に関する資材等の搬出入の入退場については東側の門に限らず、事業者提案を踏まえ、協議により決定します。
192	38	2	2	4)	タ)	(1)門扉、フェンス等 ③危険物の投げ入れ、侵入等が 容易にできない構造	危険物の投げ入れが容易にできない構造とは、投げ入れる方法などによって様々考えられますが、既設の外周フェンス程度の高さであれば危険物の投げ入れが容易にできない構造であるとの理解でよろしいでしょうか？	関係法令、指針及び各種基準等を踏まえ、提案してください。
193	38	2	2	4)	タ) (4)	浄水場設計 場内整備について	③「維持管理上必要な位置に場内散水栓を設置すること」と指定されてますが、工地上又はSPCが行う維持管理上必要な散水栓と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	38	2	2	4)	タ) (4)	浄水場設計 場内整備 場内整備について	「④ 工事車両の通行も考慮した道路整備を行うこと。」と記載がありますが、既存の道路に著しい損傷がない場合、本事業で継続利用することも可能と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、工事により損傷した場合は、現状復旧を求めます。
195	38	2	2	4)	タ)	場内整備 (4)⑤	来客用車両（車いす使用者用1台含む）と見学バス車両(大型3台)は、160台分の駐車場に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	来客用車両（車いす使用者用1台含む）と見学バス車両(大型3台)は、160台分の駐車場に含めていません。
196	38	2	2	4)	タ) (5)	浄水場設計 場内整備 雨水排水について	①「雨水排水の区画については、調査業務による雨水排水路の確認結果を踏まえ設定すること。」と記載されていますが、時間最大雨量をご教示ください。また、万一排水ポンプの容量が不十分な場合、ポンプの設置費用は、本市負担と考えて宜しいでしょうか。	本市ホームページに掲載されている小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する施行規則並びに小田原市雨水抑制施設設置基準を参照ください。排水溜のポンプは本事業にて整備いただきます。なお、敷地内の雨水排水について、排水溜からの排水を除き、ポンプを使用しているものではありません。
197	38	2	2	4)	タ) (5)	浄水場設計 場内整備 雨水排水について	「② 雨水排水施設は、小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例及び同施行規則に準じて設計すること。」と記載がありますが、雨水排水量を決定するのに必要な条件（降雨強度、流出係数）の記載がありません。降雨強度、流出係数をご教示下さい。	本市ホームページに掲載されている小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する施行規則並びに小田原市雨水抑制施設設置基準を参照ください。

要求水準書に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
198	38	2	2	4)	タ) (5)	浄水場設計 場内整備 雨水排水について	現在の施設の雨水排水の計算書など、既存の雨水排水経路や雨水排水計画がわかる資料をご提示ください。	雨水排水経路については、閲覧資料（6-2 埋設配管図＞3排水系＞13など）を参照ください。計画雨水量については、小田原公共下水道全体計画雨水枝線管渠流量表を閲覧資料とします。
199	38	2	2	4)	タ) (5)	浄水場設計 場内整備 雨水排水について	「① 浄水場内の雨水排水については、原則として既設排水留で貯留した後にポンプによって場外排水路に放流することとし、運用に支障のない範囲で既設の場内雨水マンホールに接続することができる。」と記載があります。ここで指示する「既設の場内雨水マンホール」とは、別紙3に示された接続先のどこをさすのか具体的にご教示ください。 また、運用に「支障がない範囲」を具体的にご教示ください。	前段については、別紙3に示された接続先を示します。 後段については、関係法令を遵守及び施設運用に支障がない範囲となります。
200	38	2	2	4)	タ) (5)	浄水場設計 場内整備 雨水排水について	「① 雨水排水の区画については、調査業務による雨水排水経路の確認結果を踏まえて設定すること。」と記載があります。入札時点では雨水排水経路の確認が困難です。そのため、調査業務の結果、雨水排水について運用に支障がでる状態が確認された場合は、その対策に要する費用は、設計変更の協議対象と考えて宜しいでしょうか。	設計建設業務請負契約書（案）別紙6リスク分担表の「調査」「設計」のとおりです。
201	38	2	2	4)	タ)	(5) 雨水排水	雨水の排水量は、要求水準書 p23第2章2.1 2) ⑥の許可排水量900m ³ /日に含まないと考えてよろしいでしょうか。	No.111を参照ください。
202	38	2	2	4)	タ)	場内整備	ITV設備は、同様の機能を備えたWebカメラ等の提案でもよろしいでしょうか。	運転維持管理業務上、必要な機能を満足する設備とします。
203	39	2	2	4)	タ) (6)	浄水場設計 場内整備 見学者対応について	「② 見学者動線はバリアフリーを考慮すること。」と記載がありますが、見学者ルートは事業者提案と考えて宜しいでしょうか。また見学者動線は、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき計画することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
204	39	2	2	4)	タ) (6)	浄水場設計 場内整備 見学者対応について	「見学者動線はバリアフリーを考慮すること。」と記載がありますが、既設建物動線についても対応が必要でしょうか。ご教示ください。	継続利用施設についてはバリアフリー対策のための改修等は不要ですが、動線については可能な範囲で対応ください。

要求水準書に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
205	39	2	2	4)	タ)	場内整備 (6)	「① スムーズかつ安全に見学ができるように動線等を計画すること。 ② 見学者動線はバリアフリーを考慮すること。」とありますが、見学者の一時受入は管理棟、会議室を利用することは可能でしょうか。現在貴市で対応されている内容、時期、対象者、凡その人数を教示ください。	前段については、第1期は管理棟（既設）を一時受入れ先として利用することは可能です。第2期は事業者提案で使用することを除き、管理棟（既設）の利用は不可ですが、新設する管理棟の会議室を利用することは可能です。 後段の対応内容は管理棟（既設）の会議室でDVD上映した後、①バイオアッセイ②水質試験室③着水井④沈でん池⑤ろ過池⑥塩素混和池⑦浄水池⑧中央操作室⑨ポンプ室の各施設を見学していき、最後に質疑回答の時間を設けています。1回あたりの所要時間は1時間30分程度です。 見学者については申込希望者に対し、一年を通して実施しており、人数は閲覧資料「21.見学者受入実績（過去3ヶ年）」を参照ください。
206	39	2	2	4)	タ) (7)	浄水場設計 場内整備 防火設備等について	「① 消火設備及び危険物貯蔵所等を適切に配置すること。」と記載がありますが、継続利用施設で危険物貯蔵所に該当する施設をご教示ください。また、危険物の種類、指定数量をご教示ください。	汚泥脱水機室において、軽油を指定数量の1/5以上保管しています。
207	39	2	2	4)	チ)	(1)既設新1号沈でん池 ②取水停止期間について	チ) 継続利用施設の改修設計（1）②で記載の水質事故等による取水停止期間において、想定している貯留水の利用方法について、具体的にお示し願います。	水質事故により飯泉取水ポンプ所から原水が導水できない場合などで、新1号沈でん池内の貯留水を処理し、できる限り水道水の供給を継続することを想定しています。
208	39	2	2	4)	チ)	継続利用施設の改修設計 (1)②	既設新1号沈でん池内の貯留水を利用するための取り出し配管設備について、どのような用途を想定しておりますでしょうか。	既設新1号沈でん池への流入を停止した際に、池内の貯留水を底部付近まで取り出すための配管用途を想定していますが、具体的内容は事業者提案によります。
209	39	2	2	4)	チ)	(3)管理棟（既設）	「既設の場内・場外監視制御設備については、当該施設に継続配置する事を可とするが、その範囲については事業者によって必要な改修を実施すること」とありますが、この場合の「必要となる改修」とは、既設の場内・場外監視制御設備を継続配置するために新設した設備に対する改修であるとの理解でよろしいでしょうか。	既設の場内・場外監視制御設備を継続配置するために必要となる管理棟（既設）に対する改修のことです。
210	39	2	2	4)	チ)	継続利用施設の改修設計	(3)管理棟（既設） 「②各施設への送電は、管理棟（既設）を経由せず、新設する受変電設備から行うこと。」とありますが、各施設とは具体的に何を指すか御教示願います。	整備対象施設及び継続利用施設です。ただし、膜ろ過方式へ切替え後に汚泥処理脱水機室を継続利用しない場合、配電の対象としません。
211	40	2	2	4)	ツ)	撤去設計 ③送水ポンプ室撤去について	送水ポンプ室撤去に関して、ポンプ室本館側の壁をそのまま撤去後の外壁と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、要求水準書に示す必要な改修は実施してください。
212	40	2	2	4)	ツ)	撤去設計 ④	「著しい不整合が確認された場合」とありますが、「著しい」の定義をご教示ください。	設計建設業務請負契約書(案)別紙6リスク分担表(案)によります。
213	40	2	2	4)	ツ)	撤去設計 ⑦	未利用地の利用用途決定等により仕上げ方法が砕石から変更された場合、その範囲は設計変更の対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
214	41	2	3			設計に伴う各種申請等業務について	「本事業の設計に伴う各種申請等は、事業者が自己の責任において行うこと」と記載がありますが、申請者が建築主の申請書類については、2ページにある通り、申請する事項に関して、申請等に係る発注者の支援を行い、各種申請料は建築主の支払いとなることから、申請費用は本市の負担の範囲と考えて宜しいでしょうか。	各種申請に係る手数料は、事業者が負担してください。
215	41	2	3			設計に伴う各種申請等業務 事業者が自己の責任において行うこと。	各種申請には手数料が発生しますが、その費用は市で負担いただけると考えてよろしいでしょうか。	No.214の回答を参照ください。
216	41	2	4	2)	イ)	工事工程	膜ろ過方式による浄水施設稼働に伴う地域住民への広報活動は実施の有無を含めて貴市にて実施するという理解でよろしいでしょうか。また、切替に伴う赤水等の水質異常リスクは貴市という理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、受注者の責によるものは受注者の負担と考えます。
217	41	2	4	2)	イ)	工事工程	切替時の作業所掌は、既設設備は貴市、新設設備は事業者という理解でよろしいでしょうか。	第1期から運転維持管理業務は事業者となるため、事業者となります。
218	41	2	4	2)	イ)	工事工程	膜ろ過方式による浄水施設への切替日から運営開始日までの水質等リスクは貴市という理解でよろしいでしょうか。	事業者の帰責事由によらない場合は本市のリスク分担となります。No.217の回答も参照ください。
219	41	2	4	2)	ウ)	試運転 ②水利許可水量の上限を超えず	具体的には、P13に示されている水利権量120,000m3/日と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
220	42	2	4	2)	ウ)	本業務の実施にあたっての留意事項 試運転について	「② 水利許可水量の上限を超えず、かつ既存浄水場の運転に支障の無い範囲で取水及び導水すること。」と記載がありますが、水利許可水量の上限量をご教示ください。	No.219の回答を参照ください。
221	42	2	4	2)	ウ)	試運転 ②試運転に使用する原水について	試運転に必要な水（原水）は、1日あたりどの程度の量を提供頂けると考えておけば宜しいでしょうか。	試運転の時期における水需要や事業者の運転方法により異なると思いますが、少なくとも取水ポンプ1台稼働時間帯に2台取水量との差分程度は試運転等に原水・浄水を提供できると考えます。
222	42	2	4	2)	ウ)	試運転 ③試験清掃に使用する浄水について	圧力試験、水張試験、清掃に必要な水（浄水）は、1日あたりどの程度の量を提供頂けると考えておけば宜しいでしょうか。	No.221の回答を参照ください。
223	42	2	4	2)	ウ)	本業務の実施にあたっての留意事項 試運転について	「③配管や水槽で実施する圧力試験、水張り試験、清掃に必要な水（浄水）については、既設浄水の運用に支障のない範囲で、本市より提供する。」と記載がありますが、どの程度の量（時間当り）を想定されておりますでしょうか。ご教示ください。	No.221の回答を参照ください。
224	42	2	4	2)	ウ)	試運転 ③試験清掃に使用する浄水について	圧力試験、水張試験、清掃に必要な水（浄水）については、貴市より提供頂けるとのことですが、無償で提供頂けるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
225	42	2	4	2)	ウ)	試運転 ④	第2期運転維持管理業務開始前（切替から業務開始日まで）に発生する薬品費、電力費は貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。また、事業者提案で第1期の事業期間を短縮する際も同様に切替日から業務開始までの期間に発生する薬品費、電力費は貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	事業者の負担となります。
226	42	2	4	2)	イ)	設備台帳システムの整備	設備台帳システムは、令和5年4月1日までに整備（第一期対象施設分）すればよろしいでしょうか。	継続利用施設分についてはご理解のとおりです。なお、整備いただく施設については運転開始にあわせてシステム整備ください。
227	42	2	4	2)	エ)	設備台帳システムの導入	設備台帳システムに特別な条件はなく、事業者提案という理解でよろしいでしょうか。また、設計期間中に設備台帳システムの構築が必要でしょうか。	前段については、水道法に定める「水道施設の台帳」として活用することも想定したシステムを求めます。 後段については、No.226の回答を参照ください。
228	42	2	4	2)	エ)	設備台帳システムの導入	場外施設は対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、場外施設にも適用できるのであればご提案ください。
229	42	2	4	2)	イ)	設備台帳システムの整備	設備台帳システムの所有権は発注者との認識でしょうか。クラウド型のシステムを導入した場合は、システム及びデータの所有権等は、発注者・受注者どちらに帰属すると考えていますでしょうか。	いかなる条件においてもデータ所有権等は本市に帰属するものと考えています。システムについては、事業者に帰属するものと考えます。
230	42	2	4	2)	オ)	本業務の実施にあたっての留意事項 残置杭の整理図について	例えば親杭横矢板の土留め壁などの仮設材を、整理図を提出することを条件として残置しても宜しいでしょうか。	撤去を原則とします。
231	42	2	4	2)	オ)	本業務の実施にあたっての留意事項 残置杭の整理図について	残置杭の図面作成は、平面図のみで宜しいでしょうか。	平面位置に加え、杭径や杭天端高さなど必要な情報の整理を求めます。
232	42	2	4	2)	キ)	完成図書及び各種申請図書の提出	完成図書が要求水準等を満足していると認められた場合、提出後に貴市のご承認は頂けるのでしょうか。ご承認頂いた後に、事業者帰責以外で設計内容に変更が生じた場合、工事費の増減に関する協議に応じて頂けるのでしょうか。	工事目的物の引渡しについては、設計建設業務請負契約書(案)第48条によります。引渡し後のリスク分担については同契約書（案）の関連条項やリスク分担表(案)によります。
233	42	2	4	2)	ク)	工事期間中の対応 ②工事監理について	建築の工事監理は協力企業が担当することでも宜しいでしょうか。	関連法令に準拠すれば可能と考えます。
234	42	2	4	2)	ク)	本業務の実施にあたっての留意事項 工事期間中の対応について	「③ 建築物以外の施工にあたっては、設計図書どおりに施工され、要求水準及び事業者提案を満足しているかをセルフモニタリングとして確認すること。」と記載がありますが、建築物は②の建築基準法第5条の6第4項に規定される工事監理を行えば良いとの理解で宜しいでしょうか。	質問の内容も含め、審査項目「セルフモニタリングに関する提案」で事業者提案を求めます。
235	43	2	4	2)	ク)	本業務の実施にあたっての留意事項 工事期間中の対応について	「⑤建設期間中の汚水雑排及び雨水排水は、事業者において対応すること。」と記載がありますが、浄水場すべての範囲か工事エリアが対象がご教示ください。	工事エリアが対象です。
236	43	2	4	2)	ク)	本業務の実施にあたっての留意事項 工事期間中の対応について	「⑥駐車場は、原則として事業範囲内に確保すること・・・」と記載がありますが、事業範囲外に設置する場合は、事業者負担であれば条件は無いものとして考えて宜しいでしょうか。	原則として事業範囲内とします。

要求水準書に関する質問への回答

No.	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
249	46	3	2	1)		業務内容	別紙10-3「高田浄水場の運転維持管理業務一覧」<第一期><第二期>において、テレメータ一点検（メーカー一点検）が直営範囲となりますので、高田浄水場設置の遠方監視制御装置（親局）の点検、修繕とも事業者範囲外という理解で宜しいでしょうか。	高田浄水場の既設遠方監視設備のメーカー一点検は事業者範囲外です。修繕業務については、要求水準書3.3 4)修繕業務（計画・計画外修繕）イ)(2)を適用します。
250	46	3	1	4)		統括責任者及び受託水道技術管理者	統括責任者及び受託水道技術管理者など、SPCに配置する従事者は、SPCと雇用関係のあるものとするという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
251	46	3	1	4)		運転維持管理体制	受託水道業務技術管理者の配置について、第1期は有資格者の配置は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
252	47	3	3	1)	イ)	本業務の実施にあたっての留意事項③	業務実施計画書の提出時期は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	30日前までにご提出ください。
253	47	3	3	2)	イ)	本業務の実施にあたっての留意事項④	継続利用施設（事業者が整備した設備を除く）は対象外という理解でよろしいでしょうか。	運転維持管理する対象施設すべてが対象となります。
254	48	3	3	2)	イ)	保守点検業務について	④故障発生前に補修や修繕を行うこととあるが、故障してしまった場合ペナルティはあるのでしょうか。	運転維持管理業務委託契約書に基づき、要求水準を満たしていない場合は、サービス対価の減額等があります。
255	49	3	3	2)	イ)	⑩電気主任技術者業務について	電気主任技術者業務について、みなし設置者として専門業者に再委託する形でも宜しいでしょうか。	法令を遵守いただければ可能と考えます。
256	49	3	3	2)	イ)	本業務の実施にあたっての留意事項⑩	電気主任技術者業務は、一部の業務を電気保安協会等に再委託することは可能でしょうか。	No.255の回答を参照ください。
257	49	3	3	3)	ア)	(1) 法定外検査について	「3.3に示す場外施設の…」とありますが、「3.4に示す…」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を変更します。
258	49	3	3	3)	ア)	(1) 法定外検査について	「3.3に示す場外施設の…」とありますが、「3.4に示す…」と読み替えてよろしいでしょうか。	No.257の回答のとおりです。
259	49	3	3	3)	ア)	保守点検業務について	(2)水質管理の目的はろ過水水質が適正な状態に維持することでよろしいでしょうか。	浄水水質条件を達成できるよう各浄水処理工程における水質管理を目的としています。ろ過水だけに限りません。
260	49	3	3	3)	ア)	本業務の内容(3)	水質管理業務計画の提出時期は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	実行計画書に記載すべき内容であるため、業務実施30日前となります。
261	50	3	3	3)	ア)	本業務の内容(5)水安全計画の作成及び記録の支援	逸脱時の対応チェックリストは貴市で作成され、事業者は対応チェックリストの作成に協力するという理解でよろしいでしょうか。	水安全計画については、事業者に協力いただき、改訂等を実施します。なお、逸脱時の対応記録は作成いただきます。
262	50	3	3	3)	ア)	本業務の内容(7)その他	クリプトスポリジウム等対策として膜ろ過処理後の浄水を採水するとのことですが、採水点をご教示ください。	整備後の採水地点については、事業者提案となります。
263	53	3	3	3)	イ)	本業務の実施にあたっての留意事項(1)	「水道法第20条第3項の規定に基づき厚生労働大臣の登録を受けて水質検査を行おうとする者」への委託することも可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
264	53	3	3	4)	ア)	本業務の内容	計画外修繕について、突発修繕以外に含まれる事象で想定されているものをご教示ください。	現時点での想定はありません。

要求水準書に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
265	53	3	3	4)	イ)	計画修繕について	<p>「継続利用施設（事業者が整備した設備を除く）については、定期修繕計画を求めない」と記載しています。</p> <p>一方、運転維持管理業務委託契約書第44条では、「本事業で整備する高田浄水場内施設及び継続利用施設（事業者提案により継続利用する施設、設備に限る）の修繕は、修繕計画にあわせて受注者が行う」と記載しています。</p> <p>計画修繕に、高田浄水場内の継続利用施設（事業者提案により継続利用する施設、設備に限る）は含めないという認識でよろしいでしょうか。</p>	高田浄水場内の継続利用施設（事業者提案により継続利用する施設、設備に限る）は含めません。
266	53	3	3	4)	イ)	計画外修繕について	<p>本事業の計画修繕対象施設について、突発的な故障などに対応する計画外修繕は、業務対象外と認識してもよろしいでしょうか。</p>	要求水準書に記載のとおり、業務対象です。突発的な故障などを未然に防ぐよう保守や計画修繕を実施ください。
267	53	3	3	4)	イ)	本業務の実施にあたっての留意事項	<p>(1)事業者が整備した施設</p> <p>既設遠方監視設備を移設して継続利用する場合及び既設遠方監視を管理棟（既設）に残置したまま利用する場合いずれにおいても、当該遠方監視設備は整備対象施設と扱われ定期修繕の対象設備になるという解釈で宜しいでしょうか。</p>	既設遠方監視設備は、定期修繕計画を求めません。
268	53	3	3	4)	イ)	本業務の実施にあたっての留意事項(1)①	<p>継続利用施設において事業者が整備した設備の「事業者が整備」の定義を詳しくご教示ください。</p>	継続利用施設に対して、事業者が追加整備した土木建築施設の関連設備（カバーや配管、建築付帯設備等）や更新した機械電気設備等を指します。
269	53	3	3	4)	イ)	本業務の実施にあたっての留意事項(2)	<p>「継続利用施設（事業者が整備した設備を除く）については、計画外修繕業務の対象とし、事業開始段階での定期修繕計画を求めない」とありますが、継続利用施設（事業者が整備した設備を除く）が計画外修繕業務の対象かつ、定期修繕計画外となるのは運転維持管理期間の20年間という理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
270	53	3	3	4)	イ)	本業務の実施にあたっての留意事項(2)	<p>修繕業務について、第1期は貴市の範囲という理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりですが、簡易な補修については要求水準書別紙10-1 2.1 (2)に記載のとおり実施いただきます。
271	53	3	3	4)	イ)	本業務の実施にあたっての留意事項(2)	<p>「②・・・次年度以降に修繕対応が必要な施設や設備とその対応内容をリストアップし、その修繕計画について本市と協議を行い、・・・」とありますが、修繕計画とは、次年度（1年間）を対象にするという理解でよろしいでしょうか。</p>	次年度から本事業期間終了までになります。

要求水準書に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
272	53	3	3	4)	イ)	本業務の実施にあたっての留意事項(2)	「計画外修繕に係る修繕費用の合計は、年間500万円と上限とする。」とありますが、この500万円は既存施設に適用するものはないという理解でよろしいでしょうか。例えば、表1-3 継続利用施に示されている新1号沈でん池について、水面開口部に設置する覆蓋には適用されるが、新1号沈でん池土木構造物には適用されない、という理解でよろしいでしょうか。	計画外修繕に係る修繕費用の合計は高田浄水場における事業者整備範囲外並びに場外施設既存施設に適用するもので、例示の場合、新1号沈でん池土木構造物における覆蓋は事業者が整備した施設に該当するため、事業者の負担とします。
273	54	3	3	4)	イ)	計画外修繕について	「継続利用施設（事業者が整備した設備を除く）について、計画外修繕に関わる修繕費は年間500万円を上限とし、費用の上限は場外施設との合算とする」と記載しています。 一方、運転維持管理業務委託契約書第44条では、「本事業で整備する高田浄水場内施設及び継続利用施設の二つを除く施設の修繕工事は、年間500万円を上限とする」と記載しています。 計画外修繕に高田浄水場内の施設は含めるのでしょうか。	事業者提案により継続利用する施設、設備を除く継続利用施設については高田浄水場内でも計画外修繕の対象となります。
274	54	3	3	4)	イ)	(2) ⑥修繕費用の上限について	年間500万円の修繕費について、年額の累計カウント方法は、事業者から貴市への見積書ベースで行うと考えて宜しいでしょうか。	執行ベース（発注書類）でカウントします。
275	54	3	3	5)	イ)	本事業の実施にあたっての留意事項 ①膜交換に要する費用について	膜ろ過装置の種類によって、実績の耐久性が大きく異なると思慮します。①に「膜交換に要する費用は本事業費には含まず、技術評価の対象とする」とありますが、交換費用の差額分と同等の評価加点が考慮されると考えて宜しいでしょうか。	事業者選定基準 52) オ) 表5-1の1-3 (5) ①を参照ください。
276	54	3	3	5)	イ)	膜交換及び膜薬品洗浄業務 本業務実施にあたっての留意事項について	「① 膜交換に要する費用は本事業費に含まず、本市が別途負担する。」と記載がありますが、膜交換費用のうち、労務費や仮設費並びに膜費用を含むと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
277	55	3	3	6)	ー	継続利用施設の消耗品について	継続利用施設の消耗品については、事業者負担とお考えでしょうか。事業者負担の場合は、継続利用施設の消耗品の範囲をご教示ください。	委託業務の実施に要する全ての消耗品類は事業者負担となります。
278	55	3	3	8)	ー	電力調達管理業務について	第2期の高田浄水場内の電力調達管理業務について、常用電力だけでなく、予備電源の電気料金も事業者負担との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
279	56	3	3	8)	イ)	本業務の実施にあたっての留意事項 ③	燃料調整費、再エネ賦課金などはどの値をベースに算出すればよいか、ご教示ください。	事業者提案とします。電気料金の変動に対する措置については、運転維持管理業務委託契約書(案)第50条により対応します。
280	56	3	3	8)	イ)	本業務の実施にあたっての留意事項 ③	単価は消費税抜でしょうか。	ご理解のとおりです。
281	56	3	3	9)	イ)	本業務の実施にあたっての留意事項 ①	作業用水量の上限はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、できる限り節水に努めてください。

要求水準書に関する質問への回答

No.	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
282	56	3	3	9)	ー	熱水燃料等調達管理業務について	過去5年分程度の水道水、ガス、通信及び自家発燃料等の調達実績（数量・金額）の開示をお願いします。	場内給水となっている場内施設の生活用水使用量はメーターがないため、データはありません。また自家発燃料については、自家用発電設備がないため、実績がありません。ガスについては、第2期は本市が事業範囲を事務所として使用することではなく、事業者の使用頻度の想定によるため、開示しません。通信費も開示しません。
283	56	1	3	10)		発生土管理及び処分業務	発生土の量（重量、体積）は、現状どこでどのように測定されているのでしょうか。	発生土の生産量は、ベルトコンベアにあるロードセルで計量しています。収集運搬及び処分における数量は処分先の設備で計量しています。
284	56	3	3	10)	ア)	本業務の内容	発生土管理及び処分業務の検討に際し、成分分析や放射性物質の検査結果等のデータを開示してもらえないでしょうか。	閲覧資料として開示します。
285	56	3	3	10)	イ)	発生土放射性物質検査について	⑤放射性物質の基準値はありますか？また基準値を超過した場合どのような処置が必要でしょうか。	本市からの指定基準はなく、適正に処分いただければ問題ありません。必要な基準は事業者提案の処分方法によります。
286	56	3	3	10)	イ)	本業務の実施にあたっての留意事項④	発生土の生産毎とは、脱水機処理工程における脱水ケーキをケーキヤードに搬出したタイミングという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
287	56	3	3	10)	イ)	本業務の実施にあたっての留意事項⑤	発生土に規定値以上の放射線が含まれた場合、その取扱いについてご教示ください。	規定値については事業者提案の処分方法より異なりますが、有効利用（セメント、園芸土、グラウンド土など）する場合には、国等が示すクリアランスレベルを超過すると処分が困難になると思われまので、協議するものとします。
288	57	3	3	11)	ア)	本業務の内容	現在、貴市が行っている見学者対応の内容（手順、見学ルート、1回あたりの時間など）についてご教示願います。	No.205の回答を参照ください。
289	57	3	3	11)	イ)	本業務の実施にあたっての留意事項	見学者受け入れ対応については、「本市が窓口となる」と記載されおりましたが、業務予定を作成するのにあたり、見学受け付けは最低1ヶ月以上前までに日程及び人数をご連絡頂けるという解釈をしてもよろしいでしょうか。	現在は、申込があった時点で対応可能であれば翌日でも対応しております。業務予定はあるかと思いますが、申込時点で対応ができるのであればご対応ください。
290	57	3	3	12)	ア)	植栽管理の対象について（高田浄水場）	高田浄水場（第二期）の草刈、剪定及び害虫駆除の対象は、別紙2の「事業範囲」に示されたものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
291	57	3	3	12)	ア)	植栽管理業務	業務範囲は別紙2で示す事業範囲という理解でよろしいでしょうか。	No.290の回答を参照ください。
292	57	3	3	12)	ー	植栽管理及び清掃業務について	過去5年分程度の植栽管理及び清掃業務の実績（内容・金額）の開示をお願いします。	業務委託契約の入札等の結果については市ホームページや経営総務課窓口で公表されていますので、ご確認ください。
293	58	3	3	12)	イ)	清掃業務	業務範囲は別紙2で示す事業範囲という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
294	58	3	3	13)	イ)	本業務の実施にあたっての留意事項③	清掃後の使用再開前の水質確認は日常点検における範囲内での確認という理解でよろしいでしょうか。	事業者提案となります。
295	58	3	3	14)	イ)	本業務の実施にあたっての留意事項①	業務実施計画書の提出時期は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	No.252の回答のとおりです。
296	59	3	3	15)	イ)	本業務の実施にあたっての留意事項①	危機管理マニュアルの提出時期は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	業務実施日の30日前に提出ください。
297	60	3	4	1)	ア)	表3-4 運転管理業務の内容	「ITV設備（監視カメラ）による場外施設の監視」とありますが、設備は既設を利用するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。新設する管理棟で監視するために必要な整備は事業者で実施ください。

要求水準書に関する質問への回答

No.	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
298	60	3	4	1)	ア)	運転管理マニュアルについて	場外施設の運転管理マニュアルの作成について、第一期の小峰・片浦系統および第二期の片浦系統は除外と考えて宜しいでしょうか（遠隔監視のみのため）	遠方監視制御で実施する運転管理上、マニュアルの整備が必要であれば整備ください。
299	60	3	4	1)	ア)	各ポンプの運転停止について	各ポンプの現在の運転制御はどのようになっていますか。	通常、水位設定による自動制御になっています。ただし、第一水源地と中曽根補助水源地は水位によって運転・停止はなく常時運転になります。
300	61	3	4	1)	ア)	滞留水の排水について	送水管内の滞留水の入替えにあたり、送水管全長、排水先をご教示下さい。	排水対象範囲の管延長は約50mで、排水先は東側に隣接する土手根第二排水路になります。
301	61	3	4	1)	ア)	深井戸の涵養について	深井戸の涵養に関するマニュアルはありますでしょうか。	ありません。
302	61	3	4	1)	イ)	本業務の実施にあたっての留意事項①	場外施設の運転管理業務実施計画書の提出時期は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	実施計画における計画初日の30日前に提出ください。
303	62	3	4	1)	イ)	本業務の実施にあたっての留意事項⑦	「運転開始から1年が経過した段階」ありますが、運転開始とは事業開始の令和5年4月1日からという理解でよろしいでしょうか。	第1期はご理解のとおりです。第2期は膜ろ過施設稼働後となります。
304	62	3	4	1)	イ)	本業務にあたっての留意事項について	⑬過去のデータに基づき計画書立案十ありますが、どのようなデータがありますでしょうか。	閲覧資料（11 運転日報データ（過去3ヶ年））にある各配水池の運転水位データ等に基づき立案してください。
305	62	3	4	1)	イ)	本業務にあたっての留意事項について	⑭省エネルギーに関する目標値はありますでしょうか。	場外施設についてはありません。高田浄水場については、令和2年度から令和6年度の5年間で排出量、原単位ともに2%削減することを目標としています。
306	62	3	4	2)	ア)	保守点検マニュアルについて	場外施設の保守点検マニュアルの作成について、第一期の小峰・片浦系統および第二期の片浦系統は除外と考えて宜しいでしょうか（遠隔監視のみのため）	ご理解のとおりです。
307	62	3	4	2)	ア)	業務内容について	日常点検では、毎日点検と記載されているが、次の63ページ イ) ⑤の別紙12では週●回という記載である。別紙12を正として宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。要求水準書を変更します。
308	63	3	4	2)	ア)	表3-5保守点検業務の内容	より詳細な点検を実施する定期点検（月次、年次）の点検内容の例をご教示ください。	分解清掃実施などが想定されますが、事業者提案となります。
309	63	3	4	2)	イ)	本業務の実施にあたっての留意事項①	場外施設の保守点検業務実施計画書の提出時期は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	実施計画における計画初日の30日前に提出ください。
310	63	3	4	2)	イ)	本業務の実施にあたっての留意事項③	「運転開始から1年が経過した段階」とありますが、運転開始とは事業開始の令和5年4月1日からという理解でよろしいでしょうか。	第1期はご理解のとおりです。第2期は膜ろ過施設稼働後となります。
311	64	3	4	4)	ア)	本業務の内容(1)法定外検査	検査項目及び頻度を示す3. 2項の3) でなく3. 3項の3) (1) または表3-2でしょうか	ご理解のとおりです。要求水準書を変更します。
312	64	3	4	4)	ア)	本業務の内容(2)法定検査	毎日検査の給水栓を示すのは表3-5ではなく表3-6でしょうか。	「表3-5 毎日検査等の業務地点」は「表3-6 毎日検査等の業務地点」の誤りです。要求水準書を変更します。
313	64	3	4	4)	ア)	法定検査について	(2)表3・6とありますが、指定給水栓は表3・5明記の物でよろしいでしょうか。	No.312の回答を参照ください。
314	64	3	4	4)	ア)	本業務の内容について	(2)にある法定検査での毎日とは、365日という定義で宜しいでしょうか	365日または366日です。
315	65	3	4	4)	ア)	本業務の内容(4)場外施設の水質管理業務計画	場外施設の水質管理業務計画の提出時期は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	実施計画における計画初日の30日前に提出ください。
316	65	3	4	4)	ア)	(3)浄水処理工程等の水質管理について	第二水源地の浄水を採水する箇所（場所）をご教示ください。	要求水準書別紙13-10ポンプ棟の水質計器室にあります。詳細は現地調査の際にご確認ください。

要求水準書に関する質問への回答

No.	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
317	65	3	4	4)	ア)	本業務の内容について	諏訪原配水池システムの毎日検査は月曜日に舟原公民館で実施し、火曜日から日曜日は小田原フラワーガーデンで実施するとの理解で宜しいでしょうか？	小田原フラワーガーデンが休館日の場合は、舟原公民館で実施ください。
318	66	3	4	4)	ア)	(7)その他について	クリプトスポリジウム対策として、根府川第一及び根府川第二浄水場の給水を採水する箇所(場所)をご教示ください。	根府川第一浄水場については、根府川第三水源地で給水栓水を、根府川第二浄水場は当浄水場で浄水を採水いただきます。
319	66	3	4	4)	ア)(7)	その他	根府川第一・第二の採水業務について、現在、採水したポリタンクはどこに保管しているのかご教示願います。	採水箇所の暗所に保管しております。
320	67	3	4	5)	イ)②	本業務の実施にあたっての留意事項	第1期は年間30万円、第2期は年間50万円を上限額とするとありますが、調達は事業者で行い、貴市に請求するといった考えなのでしょうか。また、上限額を超えた場合の扱いはどのように対応することになるのでしょうかご教示願います。	調達は事業者で実施いただき、サービス対価は執行ベース(発注書類)でカウントします。上限額を超える場合は事前に協議するものとし、承認した場合は本市が負担します。
321	67	3	4	5)	イ)	本業務の実施にあたっての留意事項②	第1期、第2期それぞれの上限額を超えた場合でも事業者が調達を行い、その費用は、別途貴市からお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	No.320の回答を参照ください。
322	67	3	4	5)	イ)	②消耗品の上限金額について	年間30万円・50万円の消耗品について、年額の累計カウント方法は、事業者から貴市への見積書ベースで行うと考えて宜しいでしょうか。	執行ベース(発注書類)でカウントします。
323	67	3	4	5)	イ)	本業務の内容について	消耗品調達管理業務で第1期と第2期でそれぞれ上限が設定されているが、過去の実績から算出された金額であるとの理解で宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
324	67	3	4	5)	イ)	本業務の内容について	消耗品調達管理業務で使用するものとして、トイレ管理備品とビニール袋等という理解で宜しいでしょうか	運転維持管理業務で必要となる機器及び部品等の消耗品を対象とします。
325	67	3	4	6)	イ)	本業務にあたっての留意事項について	⑤調達後の次亜塩素酸ナトリウム有効塩素濃度測定とありますが、測定器はございますか。また基準値はありますでしょうか。	本市では滴定法で濃度測定しており、器具として自動ビューレットがあります。調達後の貯蔵槽内の次亜塩素酸ナトリウムの有効塩素濃度については基準はありません。
326	67	3	4	7)	ー	燃料調達管理業務について	過去5年分程度の燃料の調達実績(数量・金額)の開示をお願いします。	過去3年間の調達実績を踏まえ、提案書に記載いただく積算数量として様式III-4-⑨に600L/年と記載しています。閲覧資料として開示は予定していません。
327	67	3	4	7)	ー	燃料調達管理業務について	場外施設毎の燃料タンク容量と納入荷姿(ローリー渡し等)をご教示ください。	場外施設の燃料タンク容量については閲覧資料として開示します。現在の納入方法はローリー渡しで一度に補充する施設を回ります。
328	68	3	4	7)	イ)③	本業務の実施にあたっての留意事項	燃料費は使用量に応じて精算するとありますが、費用負担は貴市との認識でよろしいでしょうか。草刈の範囲は別紙13で確認できますが、剪定の対象(高木・中木・低木およびその本数)についてご教示ください。	運転維持管理業務委託契約書(案)第17条に記載のとおりです。
329	68	3	4	8)	ー	植栽管理の対象について(場外)		現地調査時に確認ください。
330	68	3	4	8)	ー	植栽管理及び清掃業務について	過去5年分程度の植栽管理及び清掃業務の実績(内容・金額)の開示をお願いします。	No.292の回答を参照ください。
331	69	3	4	9)	ア)	場外施設の運転維持管理業務 保安業務 本業務の内容について	「本市が契約する警備保障会社及び本市職員と連絡調整を行うこと。」と記載がありますが、本市が現在契約している警備会社をご教示下さい。	特定の企業名は公表しないため、現地調査時に確認ください。
332	69	3	4	9)	イ)	本業務の実施にあたっての留意事項①	場外施設の保安業務実施計画書の提出時期は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	実施計画における計画初日の30日前に提出ください。

要求水準書に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
333	69	3	4	10)	(2)	災害、事故及び緊急 対応業務 主な業務について	「⑨本市防災訓練への参加」と記載がありますが、維持管理期間中の訓練の開催回数と参加規模を明示してください。また、建設工事期間中の訓練への開催回数と参加規模を明示してください。	事業期間中の上下水道局における防災訓練に1～2回/年程度参加いただく予定です。現在の運転維持管理業務受託者は2～5人/回の参加実績があります。
334	70	3	4	10)	イ)	本業務の実施にあ たったの留意事項 ①	場外施設の危機管理マニュアルの提出時期は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	実施計画における計画初日の30日前に提出ください。
335	開示 資料					埋設配管図（送水 管）	埋設配管図に、南門から場外（南方）への送水管が記載されています。これについての情報（有無、供用中か未使用か、管径・埋設深さ、等）をお示し願います。	図面については閲覧資料として開示します。配管については場外配水管と接続しています。
336	開示 資料					埋設配管図（送水 管）	埋設配管図に、南門から場外（南方）への送水管と久野配水池行き送水管とを接続するバイパス管のようなものが記載されています。これについての情報（有無、供用中か未使用か、管径・埋設深さ、等）をお示し願います。	図面については閲覧資料として開示します。配管については場外配水管と接続しています。
337	開示 資料					埋設配管図（送水 管）	系埋設配管図に、久野配水池行き送水管の脇にも送水管が記載されています。これについての情報（有無、供用中か未使用か、管径・埋設深さ、等）をお示し願います。	図面については閲覧資料として開示します。配管については使用していません。
338	開示 資料					埋設配管図根拠資料 (01_上水系-02)	急速ろ過池からの排水管φ400と捨水管φ150は、排水池北東門の柵への接続と考えてよろしいでしょうか。違うようであれば、記載範囲以降の配管状況をお示し願います。	閲覧資料によりご判断ください。
339	開示 資料					埋設配管図根拠資料 (01_上水系-03)	ポンプ室と管理棟北側とを結ぶ送水管φ450が記載されています。これについての情報（有無、供用中か未使用か、管径・埋設深さ、等）をお示し願います。	以前管理棟屋上にあった高架水槽への送水管と思われる。撤去の有無は確認できないため、残置されている可能性があります。
340	開示 資料					埋設配管図根拠資料 (01_上水系-03)	急速ろ過池と管理棟北側とを結ぶ送水管（管径不明）が記載されています。これについての情報（有無、供用中か未使用か、管径・埋設深さ、等）をお示し願います。	根拠図面の当時に既設管理棟屋上にあった高架水槽からの配管と思われる。すでに高架水槽は撤去済みですが、場内圧力水の配管として残っている可能性があります。高架水槽及び場内圧力水に関する図面は閲覧資料として開示します。
341	開示 資料					埋設配管図根拠資料 (01_上水系-07)	着水井への送水管φ200が記載されています。この基点（資料内ポイント8以降）は排水池と考えると宜しいでしょうか。違うようであれば、記載範囲以降の配管状況をお示し願います。	閲覧資料（3 既設図書の3-28及び3-29）を参照ください。
342	開示 資料					埋設配管図根拠資料 (01_上水系-07)	着水井への送水管φ200が記載されています。この基点部の排水溜側（資料内ポイント6方向）は撤去対象と考えると宜しいでしょうか。	不要な場合は撤去ください。
343	開示 資料					埋設配管図根拠資料 (02_電気系)	浄水場北西方向にある防災スピーカーの配線状況をご提示願います。	配線状況は不明ですが、汚泥処理脱水機室より配電しています。
344	開示 資料					埋設配管図根拠資料 (03_排水系-11)	急速ろ過池周りの排水管に流入している管理棟（既設）からの排水管で排水される水量をお示し願います。	水質計器や試験室からの排水ですが、流量計を設置していないため、把握しておりません。
345	開示 資料					埋設配管図根拠資料 (03_排水系-12)	本資料にて示されている排水管の流末が撤去対象の排泥池となっているものがあります。排水管の詳細な流れをご提示願います。	・排泥池からの排水の流れ 汚泥調整池のみ ・排泥池への排水の流れ 沈でん池、汚泥脱水処理機室及び脱水機棟内排水、脱水工程のろ液となります。 詳細は閲覧資料、現地調査にてご確認ください。

要求水準書に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
346	開示資料					埋設配管図根拠資料 (03 排水系-19)	取水ピットの詳細をご提示願います。	閲覧資料 (3 既設図書の3-3) を参照ください。
347	別紙	1 2				場外施設の運転維持管理業務一覧	「保守点検業務 (構造物点検)」とありますが、具体的な点検内容をご教示願います。	事業者提案によります。参考として現在の場外施設日常点検簿を閲覧資料として開示します。
348	別紙	10-2	p2	1.5	(1)	対象廃棄物	「建設汚泥」とありますが、浄水汚泥とは別に発生するのでしょうか。別である場合、具体的にどのようなものなのでしょうか。また、約3.0tとありますが、年間発生量でしょうか。	ろ過池ろ過砂更生時に発生する汚泥であり、1池あたりの発生量です。
349	別紙	10-2	p2	1.5		産業廃棄物処分	業務範囲に記載された内容は、脱水汚泥も含まれているのでしょうか。再生処理業者とは市が指定される業者であればご教示願います。	脱水汚泥は含みません。業者の指定はありません。
350	別紙	10-3				高田浄水場の運転維持管理業務一覧	「保守点検業務 (構造物点検)」とありますが、具体的な点検内容をご教示願います。	事業者提案によります。
351	別紙	10-3				高田浄水場の消防設備点検	第二期の高田浄水場における消防設備点検について、閲覧資料 (16-3 水道局庁舎等消防用設備等点検業務 仕様書 (令和2年度)) では水道局庁舎も対象設備となっています。本事業では、水道局庁舎を除いた再整備後の高田浄水場を範囲とする消防設備点検と考えて宜しいでしょうか。	第二期の高田浄水場における消防設備点検について、上下水道局庁舎を除きます。
352	別紙	10-1 P4	8	-	-	池等清掃業務について	8.1~8.8のすべての業務について、現場の状況及び作業要領を把握したいため、過去の実施報告書等を開示いただけないでしょうか。	報告書は閲覧資料として開示します。現場状況の確認については現地調査を利用ください。
353	別紙	10-3	-	-	-	<第一期> 熱水燃料等調達管理業務について	第一期の熱水燃料等調達管理業務が委託範囲となっていますが、当該業務は第二期から委託範囲となるのではないのでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を変更します。
354	別紙	2				防災倉庫	高田運動広場入口にある防災倉庫 (貴市管理) は、事業開始前に移設されていると考えて宜しいでしょうか。	事業開始までには撤去予定です。
355	別紙	2				モニュメント	管理棟東側に設置されているモニュメントについては募集要項等に記載がありませんが、事業開始前に移設されていると考えて宜しいでしょうか。	No.52の回答を参照ください。
356	別紙	4				表2-1 沈でん水量運用実績 新1号沈でん池の稼働について	表2-1に取水量別の各沈でん池出口ゲートの設定が記載されていますが、新1号沈でん池改修のため、旧1号及び2号沈でん池のみでの運用は可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
357	別紙	5				既設導水管の諸元	「要求水準書 別紙5 既設導水管の諸元」に示されている地点標高は、地表面の標高と推察します。導水管の埋設高さがわかる情報 (土被り、管頂高、等) をお示し願います。	閲覧資料で開示します。
358	別紙	6				既設送水管 (中河原・久野) の諸元	「要求水準書 別紙6 既設送水管 (中河原・久野) の諸元」に示されている地点標高は、地表面の標高と推察します。送水管の埋設高さがわかる情報 (土被り、管頂高、等) をお示し願います。	閲覧資料で開示します。
359	—					別紙9 既設システム構成図	「久野配水系統※R3~R4で改修予定」とありますが、改修内容をご教示ください。	大型グラフィックパネルからLCD監視制御装置へ機能移設を予定しています。参考までに既設遠方監視制御装置の資料を開示します。改修内容詳細については、今後別途契約する予定の受注者を行う工事であるため、高田浄水場再整備事業契約締結後に開示します。

要求水準書に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
360	—					別紙10 5 発生土管理及び処分業務	排出事業者となる要件として第三者委託が必要と理解しています。本事業では第1期は法定外委託となるため、第2期からの排出事業者として業務を実施するという理解でよろしいでしょうか。	第1期から業務を実施いただきます。
361	—					別紙10-3 高田浄水場の運転維持管理業務一覧 第1期 消耗品調達管理業務	別紙10-1高田浄水場運転維持管理業務（第1期）仕様書より、本項目は事業者範囲であると認識しております。別紙10-3の本項目では直営範囲に○が付いておりますが、第1期の消耗品の費用は発注者負担であり、必要な消耗品は発注者に依頼して購入いただくという理解でよろしいでしょうか。	第1期の消耗品調達管理業務は事業者を実施いただきます。別紙10-3を変更します。
362							受託後、要求水準書（案）に記載がなく、技術提案書に対する変更を求められた場合、契約金額変更の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
363							各場外施設において、高田浄水場の中央監視設備より運転操作を行っている頻度（1回/日程度等）及び警報の発報回数等についてご教示ください。	場外施設については、自動運転制御で無人化しており、日常的な運転操作はありません。LCD監視制御装置に保存されている直近の警報記録では、30件/日程度となっています。

事業者選定基準に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
1	1	2	1)			事業者選定の方式	「公募型プロポーザル方式」と記載されていますが、業務の調達ではない本件は、地方自治法234条、公共工事の品質確保の促進に関する法律第14条及び国土交通省「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」「技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」に基づくと、「競争参加者の設定方法としての随意契約で、落札者の選定の基準に関する方式としての技術提案・交渉方式」との位置づけにあたるものと理解して宜しいでしょうか。	募集要項に関する質問の回答No.3を参照ください。
2	4	5	2)	イ)		基礎審査	本市は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。基礎審査では、提案内容が「要求水準書」に定めたか要求水準を満たしているか否かを審査する。とありますが、基礎審査の対象となる項目は様式集「要求水準適合チェックリスト」の「目」の「内容」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	4	5	2)	イ)		実施方法	プレゼンテーション及びヒアリングの時間と参加人数についてご教示願います。	詳細は応募者の代表企業へ通知します。
4	6	5	2)	オ)	表5-1	水需要の増加について	表5-1、1.1-1 (6) ②の評価の視点において、「水需要が増加に転じた場合」とありますが、計画一日最大給水量を超えない範囲の増加と考えてよろしいでしょうか。	様式V-1-6-②を参照ください。
5	6	5	2)	オ)	表5-1	1. 技術評価点 1-1 事業全体に関する事項 (3) 業務実施体制に関する提案 ②建設工事業務の体制について	土木建築企業が配置を予定する【土木工事】【建築工事】の建設工事業務に従事する監理技術者を、技術提案書類の提出時に特定出来ない場合は、複数の候補技術者をもって（様式V-1-3-②を複数枚）提案書類を提出することは可能ですでしょうか。	複数提出することは可能ですが、評価点は最も低い技術者が対象となります。
6	6	5	2)	オ)		表5-1 1-1 (6) ① 未利用地の活用に関する提案	掘削を伴う地下構造、建築確認が必要な地上物は、不可でしょうか。または、構造物は撤去・移動が可能な物とすれば宜しいでしょうか。	本市水道事業に資する提案であれば条件はありません。
7	9	5	2)	オ)	表5-1 1-4(2)	①地域活動・地域社会への貢献	「地元企業で構成する官公需適格組合の構成企業としての参画有無を評価する。」について、構成企業が所属する協同組合等が官公需適格組合に適合する場合には、要件を満たすこととなりますでしょうか？	構成企業として官公需適格組合の参加を評価するものです。
8	9	5	2)	オ)	表5-1 1-4(2)	①地域活動・地域社会への貢献	「地元企業で構成する官公需適格組合の構成企業としての参画有無を評価する。」とありますが、官公需適格組合に所属する企業が応募グループの構成企業として参画する場合、評価の対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	No.7の回答を参照ください。

事業者選定基準に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
9	9	5	2)	オ)		表5-1 1-4 (2) ① 地域活動・地域社会への貢献	官公需適格組合が構成員であることに加点がありますが、小田原市は官公需適格組合を優先に考えているという評価でしょうか。災害協定を結んでいる市内企業も地域活動・地域社会の貢献には、寄与していないでしょうか。もし、災害協定を結んでいる市内企業の貢献を認めらるのであれば、同等に評価頂けませんでしょうか。	官公需法に基づき配慮したもので、本市のインセンティブ発注においても選定の基準の一つとなっています。 災害協定を締結のうえ災害対応した実績については評価することとしています。
10	9	5	2)	オ)	表5-1 1-4(2)	①地域活動・地域社会への貢献	防災訓練参加実績について、市で把握されているとは存じますが、構成企業より参加実績の根拠となる資料を提示した上で確認いただくことは可能でしょうか？	提出は任意としますが、提出資料については本市で把握している参加実績と照合します。
11	9	5	2)	オ)		表5-1 1-4 (2) ① 地域活動・地域社会への貢献	「本市防災訓練への参加実績がある地元企業の構成企業として参画有無を評価」とありますが、防災訓練への参加実績を証明する物は必要でしょうか。そうでない場合、何をもって証明されるのでしょうか。	No.10の回答を参照ください。
12	9	5	2)	オ)	表5-1 1-4(2)	①地域活動・地域社会への貢献	防災訓練について、構成企業が過去に所属した団体の会員として参加した場合も実績に該当するという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりですが、過去に所属していたことを証明する資料及び会員として参加した資料を提出してください。
13	9	5	2)	オ)	表5-1 1-4(2)	①地域活動・地域社会への貢献	防災訓練について、構成企業が協力し、小田原市と共催する形で行われた防災訓練の場合は、参加実績の要件を満たすことになりますでしょうか？	小田原市水防訓練、小田原市総合防災訓練、小田原市いっせい総合防災訓練を対象とします。
14	9	5	2)	オ)	表5-1 1-4(2)	①地域活動・地域社会への貢献	貴市防災の取り組みにつき地元企業の参加は、団体を通じたケースが多かったが、「本市防災訓練の参加実績」について、構成企業が所属している商工会議所・官公需適格組合など団体の会員として参加している場合も実績に該当するという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりですが、所属していることを証明する資料及び会員として参加した資料を提出してください。
15	9	5	2)	オ)	表5-1 1-4(2)	①地域活動・地域社会への貢献	災害対応実績について、市で把握されているとは存じますが、構成企業より参加実績の根拠となる資料を提示した上で確認いただくことは可能でしょうか？	提出は任意としますが、提出資料については本市で把握している参加実績と照合します。
16	9	5	2)	オ)		表5-1 1-4 (2) ① 地域活動・地域社会への貢献	「応募者を構成する地元企業の災害対応実績の件数に応じて評価」とありますが、災害訓練対応の実績を証明する物は必要でしょうか。そうでない場合、何をもって証明されるのでしょうか。	No.15の回答を参照ください。
17	9	5	2)	オ)	表5-1 1-4(2)	①地域活動・地域社会への貢献	災害対応実績について、構成企業が過去に所属した団体の会員として対応した場合も、実績に該当するという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりですが、過去に所属していたことを証明する資料及び会員として参加した資料を提出してください。
18	9	5	2)	オ)	表5-1 1-4(2)	①地域活動・地域社会への貢献	「災害対応実績」について、上記の「本市防災訓練の参加実績」と同じく、構成企業が所属している商工会議所・官公需適格組合など団体の会員として対応している場合も実績に該当するという理解でよろしいでしょうか？	防災協定締結に基づくものであればご理解のとおりですが、所属していることを証明する資料及び会員として参加した資料を提出してください。
19	9	5	2)	オ)	表5-1 1-4(2)	①地域活動・地域社会への貢献	災害対応実績について、小田原市以外の対応履歴は実績に該当しますでしょうか？	本市との防災協定締結に基づく対応実績に限ります。
20	9	5	2)	オ)	表5-1 1-4(2)	①地域活動・地域社会への貢献	災害対応実績について、防災協定に基づく実績との記載があるが、協定締結元が所属する団体で、構成企業が実務を担った場合も実績に該当しますでしょうか？	ご質問の構成企業が地元企業であればご理解のとおりです。なお、実務を担ったことが分かる資料を提出してください。

事業者選定基準に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
21	9	5	2)	オ)		表5-1 1-4 (2) ① 地域活動・地域社会への貢献	「災害対応実績」は市外での活動や、ボランティア活動も含まれますか。また、過去に官公需適格組合に所属していた場合、官公需適格組合員として対応した実績も含まれるでしょうか。	本市との防災協定締結に基づく対応実績に限ります。 後段については、回答No.17を参照ください。
22	9	5	2)	オ)	表5-1 1-4(2)	①地域活動・地域社会への貢献	地元人材の雇用について、当該事業に携わらない採用についても取組に含むという理解でよろしいでしょうか？	本事業に携わる地元人材の雇用計画に限ります。
23	9	5	2)	オ)	表5-1 1-4(2)	①地域活動・地域社会への貢献	地元人材の雇用育成について、当該事業に携わらない採用についても取組を評価するに含むという理解でよろしいでしょうか？	No.22の回答を参照ください。
24	9	5	2)	オ)	表5-1 1-4(2)	①地域活動・地域社会への貢献	障がい者雇用について、証明はどのような資料が必要となりますでしょうか？	障害者手帳や健康保険証などの障がい者であること及び雇用していることを証明できる資料（写し）を提出してください。
25	9	5	2)	オ)	表5-1 1-4(2)	①地域活動・地域社会への貢献	障がい者雇用について、証明はどのような資料が必要となりますでしょうか？	No.24の回答を参照ください。
26	9	5	2)	オ)		表5-1 1-4 (2) ① 地域活動・地域社会への貢献	「女性活躍・障がい者雇用の取組状況を評価」とありますが、取組状況を証明する物は必要でしょうか。そうでない場合、何をもって証明されるのでしょうか。	様式集の様式V-4-2を参照ください。
27	9	5	2)	オ)		表5-1 1-4 (1) ① 地域経済への貢献	本事業のために雇用した地元人材への給与等は、分担額に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	地元の構成企業または協力企業として雇用した場合は分担額に含みます。
28	9	5	2)	オ)		表5-1 1-4 (1) ② 地域経済への貢献	地元企業の協力会社としての参画数に応じて評価するとありますが、構成員に官公需適格組合がいる場合、その組合員を協力企業としても、官公需適格組合とその組合員は同格を考えて、一つと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。二重評価はしません。
29	9	5	2)	オ)		表5-1審査項目及び配点 1-4(1) 地域への貢献に関する事項	地元企業で構成する官公需適格組合が構成企業として参画する場合、1-4(1)と(2)における官公需適格組合にかかる配点の重複を避けるため、1-4(1)②「地元企業の参画数」においては、当該官公需適格組合は「地元企業の構成企業としての参画数」にカウントされず、また、当該官公需適格組合の組合員である地元企業も「地元企業の構成企業としての参画数」又は「地元企業の協力企業としての参画数」にカウントされないという理解でよろしいでしょうか。	1-4 (1) ②及び1-4 (2) のそれぞれで評価します。
30	9	5	2)	オ)		表5-1審査項目及び配点 1-4(1) 地域への貢献に関する事項	応募グループの構成企業として官公需適格組合が参加する場合、その組合の構成員たる会社が、同じ応募グループで、別途、当該会社単体で、構成企業または協力企業としても参加することは、実質的な重複となるため認められないという理解でよろしいでしょうか。	募集要項に関する質問の回答No.33及びNo.36を参照ください。
31	9	5	2)	オ)		表5-1審査項目及び配点 1-4(1) 地域への貢献に関する事項	地元企業で構成する官公需適格組合が、構成企業ではなく協力企業として参画することも想定されていますでしょうか。また、協力企業として参画することが可能な場合、1-4(1)②「地元企業の参画数」においては、当該官公需適格組合は協力企業1社としてカウントされるという理解でよろしいでしょうか。	前段については、官公需適格組合が協力企業として参画することは可能です。後段については、地元企業の参画数として1カウントします。

事業者選定基準に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
32	9	5	2)	オ)		表5-1審査項目及び配点 1-4(2) 官公需適格組合	「地元企業で構成する官公需適格組合の構成企業としての参画」があることは高評価につながるとされていますが、ここで「地元企業で構成する官公需適格組合」とは、小田原液化ガス協同組合、小田原地区木材業協同組合、広域一般廃棄物事業協同組合、湘南地区警備業協同組合、小田原市土木建設協同組合、小田原市管工事共同組合の6つの官公需適格組合を指すという理解でよろしいでしょうか。他にもございましたらご教示ください。	証明する中小企業庁にお問い合わせください。
33	9	5	2)	オ)		表5-1審査項目及び配点 1-4(1) 地域への貢献に関する事項	1-4(1)②「地元企業の参画数」は配点2点とされていますが、当該配点の得点化方法（例えば、構成企業又は協力企業が●社以上参画すると●点等）をご教示ください。	事業者選定基準 表5-1のとおりです。
34	9	5	2)	オ)		表5-1審査項目及び配点 1-4 (1) ②地元企業の参画数（構成企業・協力企業）	事業者選定基準の地域経済への貢献に関する提案では構成企業及び協力企業の参画数を評価することとなっておりますが、様式V-4-1では構成企業及び協力企業以外の地元企業の参画数も記載することとなっております。構成企業及び協力企業以外の地元企業の参画企業数はどのような評価方法になるかご教示ください。	構成企業及び協力企業以外の地元企業の参画企業数は評価しません。分担額としてのみ評価します。
35	9	5	2)	オ)		表5-1 1-4 (2) ① 地域活動・地域社会への貢献	「地元人材の雇用育成に関する取組を評価」とありますが、取組を証明する物は必要でしょうか。そうでない場合、何をもって証明されるのでしょうか。	様式集の様式V-4-2を参照ください。
36	9	5	2)	オ)		表5-1 1-4 (2) ① 地域活動・地域社会への貢献	「地元人材の雇用育成」とありますが、「育成」とは何をもって育成と評されるのでしょうか。	様式集の様式V-4-2を参照ください。
37	10	5	3)	ア		技術評価点の得点化方法	「評価項目 1-4 (1) 地域経済への貢献に関する提案」及び「評価項目 1-4 (2) 地域活動・地域社会への貢献に関する提案」のうち地元人材の雇用育成に関する」とありますが、表5-1 審査項目 及び配点の評価の視点項目には、地元人材の雇用育成に関する項目は、「評価項目 1-4 (2) 地域活動・地域社会への貢献に関する提案」のみに記載されております。ここでの地元人材の雇用育成とは、「評価項目 1-4 (1)、1-4- (2) の評価項目の「①地域経済への貢献」、「②地元企業の参画数（構成企業）」、「③地元企業の参画数（協力企業）」、「地元人材の雇用育成」を示すものという理解でよろしいでしょうか。	地元人材の雇用育成については、「評価項目 1-4-(2)」のみです。
38	10	5	3)	ア		技術評価点の得点化方法	未達成による減点について、事業者が履行を完了したかどうかの評価時期は、事業の最終年度という理解でよろしいでしょうか。又は、設計建設業務請負契約に関わる工事と運転維持管理業務委託契約期間中に分けそれぞれ契約期間終了日の前日までに評価するのでしょうか。	未達の評価時期は次のとおりです。 ①分担金・・・事業最終年度 ②構成企業の参画数・・・事業契約時 ②協力企業の参画数・・・事業最終年度 ③雇用・・・運転維持管理業務（第2期）開始時 なお、モニタリングで履行の達成及び継続状況を随時確認します。

事業者選定基準に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
39	10	5	3)	ア)		技術評価点の得点化方法	「事業者提案が未達となった場合、下記の算定式により算定した金額を事業者から徴収する。」とありますが、事業者から未達分の金額を徴収する時期はいつとなりますか。	No.38を参照ください。
40	11	5	3	ア		事業者から徴収する金額	金額を徴収する時期は、事業の最終年度でよろしいでしょうか？	No.38を参照ください。
41	10	5	3)	ア		技術評価点の得点化方法	未達成による減点について、その進捗管理方法として発注者モニタリングの具体的方法をご教示ください。想定では年度ごとの山積の確認を実施されるのものと認識しています。	年度毎などで事業者実績を提出いただき、達成状況を確認することを想定していますが、詳細については、事業契約後、受発注者間において定めます。
42	10	5	3)	ア)		地元経済への貢献について	全体事業費の15%が配点の100%となっておりますが、この全体事業費というのは、募集要項9p、2.9記載の見積上限価格という認識で宜しいでしょうか。	全体事業費は応募グループが提案いただく金額（様式III-4の合計）となります。
43	10	5	3)	ア)		技術評価点の得点化方法	地元企業（構成企業及び協力企業）の分担額の合計により評価する旨が記載されておりますが、様式V-4-1では構成企業及び協力企業以外の地元企業への分担額を記載することとなっております。構成企業及び協力企業以外の地元企業の分担額はどのような評価方法になるかご教示ください。	構成企業より業務を請負もしくは受託する企業を協力企業と定義しています。事業者選定基準における地域経済への貢献の評価金額については、様式V-4-1に記載のとおり、③上記以外の地元企業への分担額を含みます。事業者選定基準を変更します。
44	11	5	3)	ア)	③	評価項目1-4(2) 地域活動・地域社会への貢献に関する提案のうち、「地元人材の雇用育成」に関する提案の減点算定式	表中に採用人数とありますが、育成という観点から継続雇用に努めることとなりますが、新たな採用人数ではなく経験年数ならびに取得資格等を見越した継続雇用数という理解でよろしいでしょうか。また既存施設の運転員を継続雇用した場合も採用人数として計上いただけますでしょうか。	新規雇用を対象としますが、非正規社員を正規社員とする場合は新規雇用として認めます。
45	11	5	3)	ア)	③	評価項目1-4(2) 地域活動・地域社会への貢献に関する提案のうち、「地元人材の雇用育成」に関する提案の減点算定式	③評価項目1-4(2) 地域活動・地域社会への貢献に関する提案のうち、「地元人材の雇用育成」に関する提案の減点算定式における当該項目の事業者評価点をご教示ください。	「評価の視点」に記載されている5項目で10点ということでご理解ください。
46	11	5	3)	ア)		当該項目の未達成による減点	②③において、提案数よりも実績数が多くなった場合は当該項目の未達成による減点がマイナスになりますが、その場合はインセンティブとなるのでしょうか。	違約金については、提案より実績値が少なくなると適用します。なお、実績値が多くなった場合のインセンティブとはなりません。
47	11	5	3)	ア)		3)ア) 技術評価点の得点化方法について	「ただし、この場合においても、構成企業である地元企業が担う業務として定める設計建設業務の請負代金額の10%を下回ることは出来ない」と記載がありますが、見積上限価格の10%を下回る場合は失格という理解で宜しいでしょうか。	地元構成企業の分担額として、事業者が提案する設計建設業務請負代金額（様式III-4の設計費と建設工事費の合計）の10%を下回る場合は失格となります。
48	12	5	7)			審査結果の通知及び公表	各応募者の総合評価点の算定結果には、各推進委員の評価点も公表されるのでしょうか。	委員別の評価点について、公表予定はありません。

提出書類作成要領及び様式集に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
1	2	1	1)			応募資格審査に関する提出書類 「会社概要書」	パンフレットや社外ホームページ等に記載している一般的な会社の概要でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	2	1	1)			営業経歴書について	土木建築企業においては、「工事経歴書」という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	2	1	1)			応募資格審査に関する提出書類 「営業経歴書」	パンフレットや社外ホームページ等に記載している一般的な会社の沿革でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	2	1	1)			施工実績の証明について	「土木建築企業において・・・建設工事（元請）の完成実績を確認できる契約書及び仕様書等の写し」は、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、CORINS情報でも宜しいでしょうか。	CORINSだけでは情報が不十分な場合があるため、契約書及び仕様書等の写しも提出ください。
5	2	1	1)			申請書添付資料について	「市内に本社又は本店を有することを証明できる書類」とは、具体的に何を提出すれば宜しいでしょうか。 「経審」、「建設業許可通知書」の写しや小田原市からの「競争参加資格認定通知書」の写し、建設業許可申請書に添付する営業所一覧表でも宜しいのでしょうか。	登記簿謄本を提出ください。
6	2	1	1)			応募資格審査に関する提出書類	応募資格審査書類に記載する代表者は、貴市の競争入札参加資格申請時の受任者という理解でよろしいでしょうか。	小田原市競争入札参加資格に登録のある受任者営業所とします。
7	2	1	1)			応募資格審査に関する提出書類	応募資格審査書類は正式提出前に提出書類や内容の過不足を確認いただくことは可能でしょうか。	本市による事前確認は行いませんが、不明点等がある場合は、募集要項に記載の担当窓口までお問合せください。
8	2	1	1)			応募資格審査に関する提出書類 「代替信用補完制度（必要な場合の	必要な場合とはどのような場合を指していますでしょうか。また、必要な場合はどのような書類を提出すればよろしいでしょうか。	前段は中小企業庁の信用補完制度を利用している企業が該当します。後段は信用保証書の写しを提出してください。
9	2	1	1)			応募資格審査に関する提出書類 「利益処分計算書」	2006年の新会社法施行により、利益処分計算書は廃止され、株主資本等変動計算書に変更されています。株主資本等変動計算書に代用することによろしいでしょうか。	株主資本等変動計算書を提出頂くことで差し支えありません。
10	3	2	3)	ウ)		提案書類の作成要領	「図及び表は様式枠内に記載すること」とありますが、提案書作成の際に修正が多く発生する恐れがありますので、枠の形式は応募者の任意で変更可能とすることをお認めいただけますでしょうか。	枠の形式は応募者の任意で構いません。ただし、上下左右で20mm以上の余白を確保してください。
11	3	2	3)	ク)		提案書類の作成要領	「計画施設図面集はA3ファイル左側綴じとすること。」とありますが、それ以外の様式については製本の仕方（どの様式を1ファイルに纏めるか等）や分冊の冊数に指定は無いという理解でよろしいでしょうか。	指定はありませんが、審査の煩雑さを避けるための配慮をお願いします。
12	3	2	3)	ケ)		提案書類の作成要領	「全てのページに通し（枝番可）のページ番号をつけ、」とありますが、提出する冊子の様式毎に、「1/4」等の番号を付すという理解でよろしいでしょうか。	各ページが固有のページ番号となるように通し番号を付してください。

提出書類作成要領及び様式集に関する質問への回答

No.	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
13	3	2	3)	コ)		提案書類の作成要領	「正本、副本の側面に評価項目毎にインデックスシールを貼り付け、」とありますが、様式Ⅳ・Ⅴ・Ⅵの各表紙の前頁に、当該様式番号を記載したインデックスを挿入するという理解でよろしいでしょうか。	様式Ⅳ、様式Ⅴ、様式Ⅴ-1、様式Ⅴ-2、様式Ⅴ-3、様式Ⅴ-4、様式Ⅵのはじめのページに対してインデックスを入れてください。インデックスは、各様式の最初のページにシールを貼り付けるか、ご記載の方法のいずれでも構いません。
14	3	2	3)	シ)		提案書類の作成要領	「電子データは・・・原本データ（WORD、EXCEL）及び提案書類一式の電子ファイルデータ（PDF）を保存すること。」とありますが、インデックスについてはこれに含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	6	2	4)			様式Ⅴ-1-3-② ・業務実施体制に関する提案 -建設工事業務の体制-	「土木建築企業が配置を予定する【水道施設工事】」についての様式が見当たりません。	当該様式では評価対象としていないため、様式はありません。
16	6	2	4)			様式Ⅴ-1-3-② ・業務実施体制に関する提案 -建設工事業務の体制-	「同種業務の実績」は、監理技術者の工事経験を記載するのでしょうか。それとも「募集要項25頁 4. 3 土木建築企業に必要な資格要件力」に該当する会社の実績を記載するのでしょうか。	本様式では配置を予定する技術者の同種業務の実績があれば記載してください。なお、会社の実績は、応募資格審査に関する提出書類（様式Ⅰ-1）の添付資料として提出してください。
17	6	2	4)			様式Ⅴ-1-5 ・環境配慮に関する提案	CO2排出量削減を提案するに当たり、電力消費量削減におけるkWh当たりのCO2排出係数（t-CO2/kWh）をご提示頂けないでしょうか。	本事業場として省エネ法等に基づくエネルギー使用量に係る報告等において、環境省HPに掲載されている電気事業者別排出係数一覧の令和2年提出用における東京電力エナジーパートナー（株）基礎排出係数0.000468（t-CO2/kWh）を使用してください。
18	7	2	4)			提案内容審査に関する提出書類 様式Ⅴ-4-1 地域経済への貢献に関する提案	地元企業の関心表明書の添付は、構成企業として分担する場合も必要でしょうか。	必要ありません。
19	3	2	3)	カ)		提案書類の作成要領	表紙及びA3版を除き、両面印刷を基本とすることと示されていますが、各様式集の備考欄に「A4判：○枚以内」と記載があります。この「○枚以内」とは「○ページ以内」を意味するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	6	2	2)	4)		提案内容審査に関する提出書類 様式Ⅴ-1-3-② ・業務実施体制に関する提案 -建設工事業務の体制-	土木工事の同種業務の実績において、「浄水場における公称能力5,000m3/日以上の表流水を原水とする膜ろ過方式又は急速ろ過方式の建設工事（元請）の完成実績のうち、土木水槽構造物を含む工事業務を指す。」と記載がありますが、「土木水槽構造物」とは浄水場内の「雨水調整池（コンクリート構造物）」も含まれるということで宜しいでしょうか。	浄水処理機能を有する施設（例：沈でん池、ろ過池、浄水池など）を対象とし、雨水調整池は浄水処理に直接関係しないため、対象外とします。
21	技術対話様式Ⅰ					技術対話内容の数について	技術対話内容書には、合計10個の事柄について確認が記載できる形式となっておりますが、10個以上の確認は可能でしょうか。	対話時間120分以内に収まる範囲であれば可能です。
22	様式Ⅲ	4	①~⑪	-	-	費用見積について	各費用見積は、すべて税抜表記との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

提出書類作成要領及び様式集に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
23	様式Ⅲ	4	③⑦ ⑨	-	-	人件費について	すべての費目に「人件費」が表記されていますが、運転管理・保守点検・水質管理といった主要業務を実施しながら、並行して必要時に行う業務が多く、すべての項目に人件費を分類することは難しいと考えます。主要な業務にのみ人件費を計上して、それ以外の業務では人件費をゼロ計上としても宜しいでしょうか。	各業務の作業量等を想定し、計上してください。
24	様式Ⅲ	4	③⑦ ⑨	-	-	諸経費について	「諸経費」の定義について、ご教示ください。	現場経費や一般管理費が該当します。
25	様式Ⅲ	4	③⑦ ⑨	-	-	その他について	「その他」の定義について、ご教示ください。	人件費および諸経費以外に必要な費用を計上してください。
26	様式Ⅴ	1	6	②	-	水需要増加への対応について	「近年の給水量実績及び将来の水需要推計」の開示をお願いします（将来の水需要推計については令和30年3月までを希望）。この水需要推計を基に、費用見積りを行うものでしょうか。	様式V-1-6-②に記載のとおり本市の施策により可能性を想定するものであるため、令和30年までの水需要推計は開示せず、費用見積りも求めません。なお、過年度実績については、小田原市役所4Fの行政情報センターに配架している事業年報で閲覧が可能です。直近5年分については閲覧資料として開示します。
27	様式Ⅴ	3	1	-	-	1.業務体制表について	「1.業務体制表」について、『事業者選定基準』P8には対応する配点がありません。業務体制表は作成することとし、配点は「2.既設の高田浄水場」と「3.再整備後の高田浄水場」に振り分けられるとの認識で宜しいでしょうか。	公表資料以外の審査の詳細については開示予定はありません。
28	様式Ⅴ	3	2	③	-	点検リスト（機械設備）	様式に点検項目、内容、箇所等を記載する箇所がありません。様式の変更をお願いします。	ご指摘を踏まえ、様式集を変更します。
29	様式Ⅴ	3	2	④	-	点検リスト（電気設備）	様式に点検項目、内容、箇所等を記載する箇所がありません。様式の変更をお願いします。	ご指摘を踏まえ、様式集を変更します。
30	様式Ⅴ	4	2	2		防災訓練の参加実績	様式V-4-2「2. 防災訓練の参加実績」の実績評価として、構成企業が過去に所属した団体の会員として参加した場合も実績に該当するという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりですが、過去に所属していたことを証明する資料及び会員として参加した資料を提出してください。
31	様式Ⅴ	4	2	3		防災協定締結に基づく災害対応実績	様式V-4-2「3. 防災協定締結に基づく災害対応実績」の実績評価として、構成企業が過去に所属した団体の会員として参加した場合も実績に該当するという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりですが、過去に所属していたことを証明する資料及び会員として参加した資料を提出してください。
32	様式Ⅲ	4	③			運転維持管理費用計画A－再整備後の高田浄水場－薬品調達管理業務、電力調達管理業務、熱水燃料等の調達管理業務	運転維持管理業務委託契約書（案）第17条第3項「高田浄水場の運転維持管理にかかる変動費としての薬品費、燃料費、電気従量料金および発生土処分費」と記載がありますが、薬品調達管理業務や、電力調達管理業務には、固定費に該当する人件費や諸経費と、変動費に該当する薬品費や動力費が混在しており、それからの抜き出し方法は事業者の任意と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、精算方法は運転維持管理業務委託契約書(案)第17条のとおりです。
33	様式Ⅲ	4	③			運転維持管理費用計画A－再整備後の高田浄水場－発生土管理及び処分業務	「発生土管理及び処分業務」において、汚泥の処分費、運搬費は「その他」項目で積算するものと考えてよろしいでしょうか。	処分費、運搬費の項目を追加します。様式集を変更します。

提出書類作成要領及び様式集に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
34	様式Ⅲ	4	⑦			運転維持管理費用計画E - 既設の高田浄水場 - 発生土管理及び処分業務	「発生土管理及び処分業務」において、汚泥の処分費、運搬費は「その他」項目で積算するものと考えてよろしいでしょうか。	No.33の回答を参照ください。
35	様式Ⅲ	4	⑨			運転維持管理費用計画G - 場外施設 - 消耗品調達管理業務、薬品調達管理業務、燃料調達管理業務	<p>運転維持管理業務契約書（案）p8第17条第6項に「本施設のうち、場外施設の消耗品費、薬品費および燃料費については、毎四半期の業務実績により当該消耗品費、薬品費および燃料費を確定し、発注者が受注者に対し、四半期ごとに支払うものとする」とありますが、ここでの該当項目は、「消耗品調達管理業務」、「薬品調達管理業務」、「燃料調達管理業務」に相当すると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、金額確定の際は、人件費は応札内訳の金額を固定値とし、消耗品費、薬品費および燃料費、光熱水費は実績金額でお支払いいただけると考えてよろしいでしょうか。</p>	前段はご理解のとおりです。後段について、消耗品費、薬品費および燃料費はご理解のとおりですが、「光熱水費」は業務の対象外です。
36	様式Ⅴ	1	2	⑤		長期収支計画Aサービスの対価	各事業年度における、サービスの対価の算出基準は、計画一日平均給水量40,000m ³ /日が365日/年として計算するものと考えてよろしいでしょうか。	日数については、366日/年もありますので年度に応じて計算ください。水量についてはご理解のとおりです。
37	様式Ⅴ	1	2	⑤		長期収支計画Aサービスの対価	<p>サービスの対価の構成は、</p> <p>様式Ⅲ-4-③運転維持管理費用計画A - 再整備後の高田浄水場</p> <p>様式Ⅲ-4-⑤運転維持管理費用計画C - 再整備後の高田浄水場</p> <p>様式Ⅲ-4-⑦運転維持管理費用計画E - 既設の高田浄水場</p> <p>様式Ⅲ-4-⑨運転維持管理費用計画G - 場外施設</p> <p>の合算と考えてよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
38	様式Ⅴ	1	2	⑤		長期収支計画Aサービスの対価	<p>運転維持管理委託契約書（案）【別紙10】サービスに対する対価等の額は、「1. 運転維持管理費」と、「4. 変動費等」に区分されていますが、様式Ⅴ-1-2-⑤ 長期収支計画Aにおいて、サービスの対価を、「運転維持管理費（固定費）」と、「変動費」に区分して提出する必要はございませんでしょうか。</p>	本市からの指定はありませんので、ご記載のとおり記載頂いても差し支えありません。

提出書類作成要領及び様式集に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
39	様式 V	1	2	⑤		長期収支計画A 変動費単価	<p>運転維持管理委託契約書（案） p8第17条第3項に「高田浄水場の運転維持管理にかかる変動費としての薬品費、燃料費、電気従量料金および発生土処分費については、事業者提案書記載の計画一日平均給水量 1 立方メートル当たりの単価」とありますが、提案書に記載する様式がありません。上記各単価を記載する様式を御教示願います。</p> <p>一方、要求水準書4 p55～56には、計画一日平均給水量を供給可能な計画平均浄水量を事業者提案により設定し、1m3 当たりの薬品費単価、熱水燃料費単価、電力費単価、熱水燃料費単価、発生土管理及び処分費単価を提示とあります。分母とするのは、計画一日平均給水量でしょうか、計画平均浄水量でしょうか、御教示願います。</p>	前段については、様式III-4-④、⑧の注記を参照し記載してください。後段については計画平均浄水量とします。運転維持管理委託契約書（案）を変更します。
40	様式 V	1	2	⑤		長期収支計画A SPC一般管理費（諸経費等）	<p>「（※2）SPC 一般管理費（諸経費等）は、様式III-4-⑩と整合性が取れる形で記入すること。」とありますが、様式III-4-⑩ 運転維持管理費用計画I - SPC一般管理費用見積りには、「保険料」の計上もあります。</p> <p>「支出計」の中の「保険料」との区分は、事業者の任意と考えてよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
41	様式 V	1	2	⑤		長期収支計画A 余裕金運用益	<p>「余裕金運用益」は「営業外収入」、「支払利息」は「営業外費用」を表すものと考えてよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
42	様式 V	1	2	⑤		長期収支計画A	<p>事業者直接収入、事業者直接支出の行を追記してもよろしいでしょうか。</p>	構いません。
43	様式 V	1	2	⑤		長期収支計画A	<p>「（注4）収支計画の支出欄には、売上原価を計上すること。」とありますが、「支出計」の内訳を、売上原価とその詳細に区分することと考えてよろしいでしょうか。また、同様に、「収入計」を、売上高とその詳細に区分することと考えてよろしいでしょうか。</p>	お考えのとおりで差し支えありません。
44	様式 V	1	2	⑥		長期収支計画B 4. 収入計画の前提について	<p>サービスの対価、余裕金運用益、運転維持管理費、保険料、公租公課、支払利息などの、「初年度の金額」とありますが、事業年度の初年度に発生しない項目もあります。</p> <p>各項目の金額が発生する初年度の金額を表示するのでしょうか、SPC事業年度（令和4年度）の金額を表示するのでしょうか。御教示願います。</p>	金額が発生する初年度の金額の表示で構いませんが、内訳・積算根拠欄に発生年度を記入ください。
45	様式 V	1	3	③		様式V-1-3-③	<p>配置を予定する受託水道業務技術管理者および現場業務責任者につきましては、提案書提出時と実際配置する際は変更も認められるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	原則として提案書提出時の予定者を配置することとしますが、変更する場合は、同等以上の資格及び実績をもつ技術者とします。業務期間中の変更等については、退職などやむを得ない事情がある場合に限りします。

提出書類作成要領及び様式集に関する質問への回答

No.	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
46	様式 V	1	3	③		様式V-1-3-③	「現場業務の責任者として従事したことを確認できる書類等を添付資料として提出すること。」とありますが、所属会社の人事部門が証明した書類でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、当該事項を確認できる発注者への提出資料の写しなどがあればそれらを優先してください。
47	—					様式I-3 応募者の構成企業一覧表	参加表明書等に記載する構成企業に協力企業は含まれないという理解でよろしいでしょうか。協力企業の記載が必要な場合、応募資格審査申請後の協力企業の追加・変更はお認めいただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。関心表明書は技術提案書提出時に提出ください。
48	—					様式III-4-① ほか	上下左右に20mm以上の余白とありますが、余白への記載は様式番号や様式名称の記載のみという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	—					様式V-1-1基本方針に関する提案【以降の様式における共通事項】	「添付資料は「様式IV-表紙」を表紙とし、他の様式とまとめること。」とありますが、「様式IV-表紙」は技術提案概要書の表紙を示しています。他方、p107の「様式VI-表紙」が技術提案書添付資料の表紙を示していますので、現記載の「様式IV-表紙」は「様式VI-表紙」の誤記であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式集を変更します。
50	—					様式V-1-2-⑤ 長期収支計画	千円未満を切り捨てて記入という理解でよろしいでしょうか。	他項目と整合が取れるよう切り捨てを行ってください。
51	—					様式V-3-8 災害、事故及び緊急時対応業務に関する提案	番号について以下の「新」に示す番号振りと考えてよろしいでしょうか。 <新> 2. 災害時（地震、水質事故、停電、風水害、降灰等）の体制と対応 2-1 災害時の体制に関する提案 2-2 初動対応、施設巡視及び被害状況調査等に関する提案 2-3 応急復旧及び応急給水の支援に関する提案 3. 事故時（設備故障等）の体制と対応 3-1 想定される設備事故内容とその対策に関する提案 3-2 初動対応に関する提案 3-3 応急復旧に関する提案 <旧> 2. 災害時（地震、水質事故、停電、風水害、降灰等）の体制と対応 1-1 災害時の体制に関する提案 1-2 初動対応、施設巡視及び被害状況調査等に関する提案 1-3 応急復旧及び応急給水の支援に関する提案 3. 事故時（設備故障等）の体制と対応 2-1 想定される設備事故内容とその対策に関する提案 2-2 初動対応に関する提案 3-3 応急復旧に関する提案	ご理解のとおりです。様式集を変更します。

提出書類作成要領及び様式集に関する質問への回答

No.	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
52	—					様式V-4-2 3. 防災協定締結に基づく災害対応実績	災害対応実績には、貴市からの要請で緊急配備態勢を構築した実績も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	構成企業の地元企業が実際に対応した実績が対象となります。
53	—					様式V-4-2 3. 防災協定締結に基づく災害対応実績	災害対応実績とは具体的にどのような業務かご教示ください。	防災協定に基づき、市からの要請に対して災害対応を実施した業務を対象とします。(例) 斜面崩落による道路の土砂や樹木の撤去、豪雨や台風等による土のう積等溢水対策など
54	—					様式V-1-3-② 業務実施体制に関する提案－建設工事業務の体制－	本評価は現場期間に配置する監理技術者に対する評価でしょうか。又は建設期間当初の製作期間に配置する監理技術者に対する評価でしょうか。	分ける場合は複数提出いただきますが、評価点は最も低い技術者を対象とします。
55	—					様式V-1-3-② 業務実施体制に関する提案－建設工事業務の体制－	同種業務の実績とは主任技術者又は監理技術者として従事した実績に限られますでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	—					様式V-1-3-② 業務実施体制に関する提案－建設工事業務の体制－	同種業務の実績とは主任技術者（製作期間）又は監理技術者（製作期間）として従事した実績も該当するという理解でよろしいでしょうか。	No.54、55の回答を参照ください。
57	—					様式V-1-3-② 業務実施体制に関する提案－建設工事業務の体制－	同種業務の実績ありで加点いただいた場合、工事途中で技術者変更する際の制約は特にないという理解でよろしいでしょうか。	原則として、提案時に提出した技術者の配置を求めます。工事途中で変更する場合は、同等以上の技術者を配置してください。
58	—					様式全般	A4様式が奇数ページで終わる場合、最後のページの裏面は白紙としてよろしいでしょうか。また、枚数節約のため次の様式を入れる場合等にご指示いただけますでしょうか。	最後のページの裏面は白紙としても差し支えありません。
59	様式V	3	2	③	-	点検リスト（機械設備）	様式内に点検リストの参考例が示されていますが、機器リストの表が挿入されています。様式V-3-2-①のような点検リスト表に修正してもよろしいでしょうか。	No.28の回答を参照ください。
60	様式V	3	2	④	-	点検リスト（電気計装設備）	様式内に点検リストの参考例が示されていますが、機器リストの表が挿入されています。様式V-3-3-①のような点検リスト表に修正してもよろしいでしょうか。	No.29の回答を参照ください。
61	様式V	4	2			地域活動・地域社会への貢献に関する提案	官公需適格組合の参画の有無とありますが、官公需適格組合のみの地元企業が評価されるのは透明性・公平性が保たれないと思慮いたしますが、評価への影響についてご教示願います。	官公需法に基づき配慮したもので、本市のインセンティブ発注においても選定の基準の一つとなっています。
62	様式V	4	2			地域活動・地域社会への貢献に関する提案	本市防災訓練への参加実績がある地元企業の構成企業として参画有無を評価するとありますが、地元ではない企業の防災訓練への参加実績を除外する理由について、ご教示願います。	緊急時には地元企業の協力が不可欠であることから、これら地元企業の地域活動・地域社会への貢献実績を評価するものです。
63	様式VI	1				添付資料一覧表	ページは連番と示されていますが、添付資料から新たに1ページとした連番でよろしいでしょうか。	添付資料のページ番号であることが分かるよう表記を工夫してください。
64						応募者資格審査書類	様式1-3、1-4について、構成企業の数が多く枠に納まらない場合は、行を追加して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

基本協定書（案）に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
1	1		第1条			目的	募集要項が実施方針に優先することは募集要項にて定められていますが、基本協定書と募集要項等、要求水準書及び実施方針との各適用に関する優先劣後関係が記載されていませんので、ご教示いただけますでしょうか。	本協定書（案）、募集要項等、事業者提案書の順とし、募集要項等のうち要求水準書に記載された業務要求水準よりも提案内容が上回る場合は事業者提案を優先します。 なお、設計建設業務請負契約書（案）に示す「用語の定義」及び「既定の適用関係」及び運転維持管理業務委託契約書（案）に示す「総則」を変更し、契約書（案）の定義を統一します。
2	1		第1条			目的	「公募型プロポーザル方式」と記載されていますが、業務の調達ではない本件は、地方自治法234条、公共工事の品質確保の促進に関する法律第14条及び国土交通省「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」「技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」に基づくと、「競争参加者の設定方法としての随意契約で、落札者の選定の基準に関する方式としての技術提案・交渉方式」との位置づけにあたるものと理解して宜しいでしょうか。	募集要項に関する質問の回答No.3を参照ください。
3	3		第7条			本事業の実施	「本事業に関し、受注者は、SPCの各構成企業をして、その担当する業務を実施させるものとする。」とありますが、設計建設業務も含まれるため、「本事業に関し、受注者は、設計建設JVおよびSPCの各構成企業をして、その担当する業務を実施させるものとする。」と変更されるという理解でよろしいでしょうか。	SPCは全構成企業が出資するので、この表現に集約しています。
4	3	第9条	第4項			事業契約の締結	設計建設業務に関して、受注者の代表企業と受注者の構成員との間で業務の分担に関する協定を締結するとありますが、この協定は、設計建設JVの構成員間で締結する共同企業体協定書を指しているという理解でよろしいでしょうか。また、実施方針13ページ（第3章3.21）には、代表企業と各構成企業との間で業務等の分担又は出資に関する協定を締結済みであるとの記載がありますが、本条が規定する協定は、実施方針記載の協定とは異なるものという理解でよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。 後段は募集要項に記載の協定書と同じと考えますが、任意様式であるため契約を前提として詳細を追記する場合や構成企業が資格喪失した場合には、構成企業間で最終的に合意した協定書を提出してください。
5	4	13条	2			2. 第1項の定め・・・	3. 第1項の定め・・・ ではないでしょうか？	ご理解のとおりです。基本協定書（案）を変更します。
6	4		第13条	2		秘密保持	第1号ないし第4号にて直接的には列挙されていませんが、秘密情報として受領した情報によることなく独自に創出したことを受領者が証明できるものも、これらと同様本項における除外事由として扱っていただけるものと理解して宜しいでしょうか。	ご質問の内容が除外事由とするかについては、第4号の適用によって除外とするか判断することとします。

基本契約書（案）に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
1	1		第1条			目的及び解釈	募集要項が実施方針に優先することは募集要項にて定められていますが、基本契約書と募集要項等、要求水準書、設計建設業務請負契約書、運転維持管理業務委託契約書及び実施方針との各適用に関する優先劣後関係が記載されていないので、ご教示いただけますでしょうか。	基本協定書（案）に関する質問の回答No.1を参照ください。
2	1	第3条	第1項	(3)		定義	「募集要項等」には実施方針（修正版）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	発注者が公表した各資料については、変更前のものではなく、変更後のものが適用されます。
3	3	第9条	第4項			本施設の運転維持管理業務	「業務分担に関する協定」とは、国交省が示す建設業特定建設工事共同企業体協定書の書式に準拠したものを想定されていますでしょうか。	任意様式としています。なお、ご質問の様式や本市で定める書式を用いることも可能です。
4	3		第8条	5		設計建設業務の詳細について	「本施設の設計建設業務の詳細は、設計建設業務請負契約によるものとする。」とありますが、第3条(7)の定義により、本施設は整備対象施設と読み替えてよいという理解でよろしいでしょうか。	本施設の定義は第3条（11）となります。
5	3		9	2		本施設の運転維持管理業務	運転維持管理業務範囲として「高田浄水場を対象」となっていますが、事業期間に拘わらず場外施設も含むものと考えます。	本施設の定義は第3条（11）となります。
6	3		第10条			特別目的会社の設立	SPCの株式に関して、株券発行会社とするか不発行会社とするかについては受注者の任意と理解して宜しいでしょうか。	受注者の任意です。現在では、株券不発行が原則なので、通常は株券不発行になるものと想定しています。
7	3		10	2		特別目的会社の設立	構成企業間と受注者間とは同じことを指しているのではないのでしょうか。	「受注者は、SPCの設立及び運転維持管理業務に関して構成企業間で締結した契約が、次の各号に定める事項を含み、また、構成企業間において各号に定める事項に反する書面による、又は口頭の合意を行っていないことをここに表明する。」に変更いたします。
8	4	第10条	第2項	(5)		特別目的会社の設立	株式の質権設定は登録質でも支障はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	4	第10条	第6項			特別目的会社の設立	「連帯して履行する」とありますが、SPCの各株主の対応については、別途締結する株主間協定において定める予定であり、当条文における「連帯して」とは、受注者（株主）が合理的に対応することを意味し、例えば、「株主全員が出資比率に応じて対処する」などの対応を求めるものではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	4		第10条	2	(2)	SPCの担当する業務	「SPCの担当する業務は、本施設の運転維持管理業務の受託及び本基本契約において事業者が担当すべきとされるその他の業務のみとすること。」とありますが、基本契約書にあるその他の業務とは具体的にご教示いただけますでしょうか。	SPCの運営に係る業務などを想定しています。
11	5	第11条	第2項			SPCの支援等	別紙4を提出することにより、運転維持管理業務委託契約書第56条（保証）で定める保証期間満了までSPCを存続させる必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	5		12	1		サービス水準不足に関する責任	「連帯して」とありますが、構成員全員が連帯するものではなく、帰責者たる構成員が連帯して負担するという理解で宜しいでしょうか。	まず帰責者たる構成員が責任を負い、最終的には構成員は事業全体について連帯して責任を負うものです。

基本契約書（案）に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
13	5		12	1		サービス水準不足に関する責任	設計建設業務の受注者が、設計建設請負契約における契約不適合の規定にかかわらず10年に亘って契約不適合に基づくサービス水準未達の責任を負うことは、設計建設業務の受注者の役割からすると過大なリスクでありますので、設計建設請負契約第74条と同じ責任期間等として頂けないでしょうか。	基本契約書（案）のとおりです。
14	5		第12条	2		サービス水準不充足に関する責任	原因が事業者の義務の不履行によることを受注者が明らかにした場合には、受注者は第1項の責任を負わないとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の義務の不履行が明らかになった場合は、事業者が責任を負うものとなります。
15	5	第13条	第2項			財務書類等の提出	会社法（平成17年法律第86号）第435条第2項に定義する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書とありますがキャッシュフロー計算書は不要という理解でよろしいでしょうか。	募集要項に関する質問の回答No.71を参照ください。
16	5		第13条	3		財務書類等の提出	非上場会社で有価証券報告書提出義務を負わない構成企業または会社法上の大会社でない構成企業にとって会社法上公告対象でない書類を貴市へ提出したのものは「秘密情報」としてお取り扱いいただけるものと理解して宜しいでしょうか。	募集要項に関する質問の回答No.71を参照ください。
17	6	第15条	第2項			債務不履行等	設計建設工事請負契約が解除された場合の発注者の運転維持管理業務委託契約の解除が規定されていますが、本項は、事業者側の事由に基づき設計建設工事請負契約が解除された場合には、発注者が維持管理業務委託契約についても契約を解除できるという趣旨、それとも事由のいかんを問わず、設計建設工事請負契約が解除された場合には、発注者は維持管理業務委託契約についても解除できるという趣旨のいずれでしょうか。後者の場合には、受注者による運転維持管理業務委託契約の解除についてもお認めいただけますようお願いいたします。	前段の趣旨に該当します。
18	6		第15条	2		債務不履行等	本項により発注者が運転維持管理業務委託契約を解除する場合、当該解除は運転維持管理業務委託契約書(案)第53条第2項が適用されるということで宜しいでしょうか。	運転維持管理業務委託契約書(案)第53条第1項のいずれかの号に該当する場合は無催告解除となり、それ以外の場合は同条第2項が適用されます。
19	6	第15条	第3項			債務不履行等	本件違約金は15条の1に定める損害賠償額の予定という理解でよろしいでしょうか	本件違約金は、第15条第1項の損害賠償額の予定ではありません。第15条3項の適用場面は、契約後、実は地域貢献に関する加点要素がなかったことが判明した場合です。この場合、既に契約が動いてしまっているので遡及的に選定資格を喪失させることは適切ではないとの観点から、代替措置として受注者に一定額の違約金支払いを求めるものです。仮に受注者に加点要素がないことが判明したとしても、発注者の「損害」を観念することはできないので、「損害賠償金」が発生する局面ではなく、本違約金は第15条1項の損害賠償責任とは別物とご理解ください。

基本契約書（案）に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
20	6	第16条	第3項	(2)		秘密保持義務	特に応募グループの提案内容については、小田原市情報公開条例 第8条第2号の（ア）又は（イ）に該当する可能性が高い情報と認識しておりますが、これらについて情報公開請求がなされた場合にはその対応について貴市と協議させて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	6		第16	2		秘密保持義務	第1号ないし第4号にて直接的には列挙されていませんが、秘密情報として受領した情報によることなく独自に創出したことを受領者が証明できるものも、これらと同様本項における除外事由として扱っていただけるものと理解して宜しいでしょうか。	基本協定書（案）に関する質問の回答No.6を参照ください。
22	7	第16条	第3項	(6)		秘密保持義務	事業者が運転維持管理業務を受託するとされているところ（柱書参照）、「発注者が、運転維持管理業務を事業者以外の第三者に委託する場合」として、どのような場合が想定されているのかご教示ください（基本協定13条にも同様の規定がございます）。	運転維持管理業務委託契約書（案）第53条に定める契約の一部を解約した場合、その解約部分を委託する場合や、次期事業者の選定時等を想定しています。
23	8					(受注者)	契約当事者は協力企業を除く代表企業と構成企業という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	14				別紙 4 保証書	(保証人)	「保証人はこれに署名し」となっていますが、記名押印に代えることも可能という理解でよろしいでしょうか。	保証書となるため、署名とします。

設計建設業務請負契約書（案）に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
1	表紙					4 請負代金額	「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は請負代金額に10/110を乗じて得た金額とありますが、10/100ではないでしょうか。	請負代金額に消費税及び地方消費税が含まれるため、10/110で間違いありません。
2	表紙					捺印箇所（受注者）	実施方針質問回答No.191にて応募グループの代表者（代表企業）と設計建設JVの代表者とは別であることは構わないと明示いただいておりますが、捺印箇所を見ますと〔代表企業（機械設備企業）〕との記載があります。こちらはあくまで案ということで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	—					（受注者） 〔構成企業（維持管理企業）〕	設計建設業務請負契約書は設計建設JVの構成員のみを規定すれば足りるところ、契約書案では維持管理企業も契約当事者になっている理由をご教示ください。不要であれば、維持管理企業を契約当事者から削除願います。	契約時に必要部分を除き削除します。
4						設計建設業務請負契約書の押印について	建設代表企業とJV代表企業が異なるケースで、設計建設業務に関わる契約書類で押印をする場合は、建設代表企業の押印のみで宜しいでしょうか。 (コロナ禍で感染予防対策として、押印数の削減が効果があると考えられるため)	本市では、契約書類については押印省略の対象としておりません。よって、全ての構成企業の押印をお願いします。
5	1					用語の定義 (14)不可抗力について	今般のコロナ禍のような疫病の流行も、不可抗力に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	1					用語の定義 (9)	協力企業については第三者として取り扱うのでしょうか。応募時に協力企業の業務分担について提出する運用であれば、再委託の際の承諾等について不要とする等、純粋な「第三者」とは異なる取扱いとする建付けもご検討願います。	設計建設工事請負契約書（案）のとおりとします。
7	1					用語の定義 (13)	「設計図書等」は、受注者が設計業務の遂行にあたり作成する書類であり、発注者から提供される書類・図面等は含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	3		第3条	1		規定の適用関係	基本契約書は「本契約締結に至るまでの発注者及び受注者が本事業に関して別途合意した事項に係る書面」に含まれると理解して宜しいでしょうか。また、募集要項は本項列記の優先適用関係ではどこに位置づけられることになるか、ご教示いただけますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、基本協定書（案）に関する質問の回答No.1を参照ください。
9	3	1	第8条	1		工程表及び工事費内訳書	第8条1項について、7日以内に～とありますが、7営業日にしていただけないでしょうか。	設計建設工事請負契約書（案）のとおりとします。
10	5	1	第12条	1		承諾を求める手続き	本契約では様々な発注者の承諾が規定されていますが（10条、22条、23条、60条等）、本項で定める発注者の承諾とは、10条で規定する権利義務の譲渡にかかる承諾でしょうか。承諾の対象をご教示ください。	全ての承諾行為を対象とします。
11	6	3				第15条（統括責任者）について	「受注者は、本件業務の実施にあたり、統括責任者1名を配置しなければならない。統括責任者は、設計から建設に至る本業務全体を総合的に調整・管理するものとする。」と記載がありますが、設計・建設共同企業体の代表企業から配置するという理解で宜しいでしょうか。	募集要項3.2 1)ウ)に記載のとおり、応募グループの代表企業から統括責任者を配置することを求めます。

設計建設業務請負契約書（案）に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
12	6	3				第15条（統括責任者）について	設計建設業務の統括責任者は、設計建設に関わる現場代理人と兼務することは可能でしょうか。	統括責任者と現場代理人の兼務は認めておりません。
13	6	3	第16条	1		管理技術者	「本施設の設計に関する技術上の管理を行う管理技術者」とありますが、管理を行う場所は、工事場所又は現場事務所以外の場所でも、適正な管理が可能であれば任意の場所で管理可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	6	3	第17条	1		照査技術者	「設計図書等の内容の技術上の照査を行う照査技術者」とありますが、照査を行う場所は、工事場所又は現場事務所以外の場所でも、適正な照査が可能であれば任意の場所で照査可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	7	3	第19条	3		現場代理人及び主任技術者	主任（監理）技術者の分割配置（機器製作期間と現場施工期間で変更）はお認めいただけますでしょうか。	国土交通省の「監理技術者制度運用マニュアル」により、本市が認めた場合に限りです。
16	7	3	19	1		現場代理人及び主任技術者等	設備工事の設計期間においては現場代理人の配置は不要という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	7	3	19	2		現場代理人及び主任技術者等	設備工事においては、主任技術者又は監理技術者は現場施工に着手するまでの期間は工場製作期間とし同一の主任技術者又は監理技術者が非専任で一括管理できるという理解で宜しいでしょうか。	監理技術者制度運用マニュアルの「監理技術者等の専任期間」に記載される条件により、工場製作のみが行われている期間について、専任を要しない期間とすることは可能です。
18	7	3	19	2		現場代理人及び主任技術者等	国土交通省の監理技術者制度マニュアル三.(2).1項.①によると監理技術者等の工事現場への専任を要しない期間として「現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）」とありますが、土工事に伴う離線など軽微な作業が発生する場合は、上記の「仮設工事等」には該当せず専任を要しない期間という理解で宜しいでしょうか。	軽微な作業について、具体的な内容を確認した上で、受注者と本市で協議することは可能です。
19	9	5	第25条	2		工事材料の品質及び検査等	監督員の検査を受けて使用すべき工事材料の要件として、「監督員が必要と認めて書面により行う指示」とありますが、原則として予め必要なものについては、要求水準書にて指定されているものと思料いたします。要求水準書で指定されていないもので、例外的に指定される場合には、受注者と協議のうえで書面にて指示いただくものとしていただけませんか。	設計建設工事請負契約書（案）のとおりとします。
20	10	5	第26条	1		監督員の立会い及び工事記録の整備等	監督員の立会いの上での調合、又は調合について見本検査を受けるべき工事材料の指定について、「監督員が必要と認めて書面により行う指示」とありますが、原則として予め必要なものについては、要求水準書にて指定されているものと思料いたします。要求水準書で指定されていないもので、例外的に指定される場合には、受注者と協議のうえで書面にて指示いただくものとしていただけませんか。	設計建設工事請負契約書（案）のとおりとします。

設計建設業務請負契約書（案）に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
21	10	5	第26条	4		監督員の立会い及び工事記録の整備等	立会い又は見本検査の期限について、「遅滞なく」とありますが、期限を明確にするべく、国交省公共工事標準請負契約約款第14条第4項に準じ、請求を受けた日から7日以内としていただけませんか。	ご質問を踏まえ、設計建設工事右傾負契約書（案）第26条第4項を変更します。
22	10	5	第27条	2		支給材料及び貸与品	「要求水準書の定め」とありますが、支給材料については該当する記載がないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、要求水準書の変更により記載する可能性があります。
23	11	6	第28条	3		工事用地の確保等	工事用地に土壌汚染、地中障害物等が存在した場合、発注者は受注者の請求により必要な措置を講じるものとされていますが、当該措置にかかる費用についても発注者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表No.52のとおりです。
24	11	6	28	4		工事用地からの工事材料等撤去費用について	同条5項において、受注者が正当な理由なく工事材料等を撤去しない場合に発注者が行った処分等に要した費用は受注者負担とありますが、4項において、要求水準書の変更によって工事用地等が不要となった場合の工事用地等の修復、取片付けの費用負担は受注者となるのでしょうか。	リスク分担表に記載のとおり、受注者の帰責事由による工事費の増大については、受注者負担、それ以外は発注者の負担です。
25	12	8	第31条			セルフモニタリング	発注者は、設計業務及び工事業務についてモニタリングを適宜行うとありますが、客先が行うモニタリング業務の協力は統括責任者ではなく、管理技術者または現場代理人が対応するという理解で宜しいでしょうか。	募集要項に関する質問No.20の回答を参照ください。
26	13	9	第33条			要求水準書及び設計図書等の変更	発注者は、必要があると認めるときは設計図書等を変更することができると規定されていますが、設計図書等は設計業務の成果物として受注者が作成するものと思われます。かかる変更が必要な場合は、発注者ではなく受注者が設計図書等を変更するよう修正いただけますようお願いいたします（45条1項も同様です）。	設計建設工事請負契約書（案）のとおりとします。
27	15	9	第40条	3		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	「請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき」とありますが、物価指数は事業者提案によるものという理解でよろしいでしょうか。	募集要項に関する質問の回答No.75を参照ください。
28	15	9	第40条	3		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	「ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する」とありますが、この日数では十分な協議ができない可能性もあるため、「30営業日以内」と日数緩和をお認めいただけますでしょうか。	設計建設工事請負契約書（案）のとおりとします。
29	19	11	第49条	1		請負代金の支払	工事が完成した後、検査に合格したときは受注者は請負代金の支払いを請求できるとされていますが、設計業務に係る対価は、いつ、どのような手続により支払われるのかご教示ください（55条の部分払として工事完成前に支払われますでしょうか）。	設計業務の出来高に応じて年度ごとに支払います。 なお、インボイス制度導入後にあつても、本市水道事業の消費税計算においてSPC事業者に払う消費税額が仕入税額控除できることを求めます。

設計建設業務請負契約書（案）に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
30	19	11	第50条			部分使用	発注者は、工事目的物の全部または一部を書面をもって受注者の承諾を得て使用することができる。とありますが部分引渡しを認めるという理解で宜しいでしょうか。	設計建設業務請負契約書（案）第50条及び第56条に記載のとおりです。
31	21	11	第53条	1		保証契約の変更	「第52条第3項及び前条第3項」とありますが、同じ条項の重複となっています。「第51条第3項及び前条第3項」の誤記でしょうか。	ご理解のとおりです。設計建設業務請負契約書（案）を変更します。
32	22	11	第56条	1		部分引渡し	「工事目的物について、発注者が要求水準書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合」とありますが、要求水準書においてこれに該当する記載はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項に関する質問の回答No.14も参照ください。
33	25	13	第63条	2		発注者の任意解除権	逸失利益を含めた損害額と捉えてよろしいでしょうか。	発注者の任意解除（民法第641条に基づく解除）については、民法原則に則り、損害賠償の範囲は、支出した費用のほか、仕事を完成すれば得たであろう利益（逸失利益）を含みます。
34	27	13	第66条			発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限	「第64条第2又は～」とあるのは、「第2「号」又は～」かと存じます。	ご理解のとおりです。設計建設業務請負契約書（案）を変更します。
35	32	13	第75条	2	(1)	談合その他不正行為があった場合の違約金等	引用されている条項は課徴金の加算という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。誤って独占禁止法の改正前の条文を記載しておりました。設計建設工事請負契約書（案）第75条第2項（1）における「独占禁止法第7条の2第8項又は第9項」を、「独占禁止法第7条の3」に変更いたします。
36	32	13	77	2		臨時の破壊検査費用について	予定外かつ発注者都合での臨時破壊検査及び復旧に要する費用は、発注者負担が妥当と考えますがいかがでしょうか。	受注者の責めに帰すもの以外については発注者負担と考えます。
37	35	別紙1				請負代金額	「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は請負代金額に10/110を乗じて得た金額とありますが、10/100ではないでしょうか。	No.1の回答を参照ください。
38	48				別紙6	リスクとその責任分担	「第83条関係」かと存じます。	ご理解のとおりです。設計建設業務請負契約書（案）を変更します。
39	49				別紙6	リスクとその責任分担	労務の情報漏洩については、受注者の個人情報に限定せず、情報漏洩として頂けますでしょうか。	設計建設工事請負契約書（案）のとおりとします。
40	50					【別紙6】 リスク分担表（案） 3/3：調査・設計・工事 工事費増大	変更前実施方針に記載のあった「予見が困難な地下埋設物等の移設等に伴う工事費の増大」が削除されています。 これは、「上記以外の事由による工事費の増大」に含まれると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

運転維持管理業務委託契約書（案）に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
1	表紙					捺印箇所（受注者）	「〇〇・〇〇高田浄水場再整備設計・建設共同企業体」は、当契約書の受注者ではないので、契約時に削除されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。運転維持管理業務委託契約書(案)を変更します。
2	表紙					記名押印当事者について	本契約は、特別目的会社設立前に発注者と受注者（基本協定書案前文で定義されている構成企業のすべてを総称した「受注者」）との間で締結され、設立後に特別目的会社に契約当事者の地位を受注者から承継されることが前提となっていると理解しております。よって、記名押印当事者末尾に記載の「特別目的会社」は（契約締結日時点は設立されておらず存在しませんので）削除されるものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	—	—	—			受注者	募集要項p39「事業契約の締結」には「対象施設の運転維持管理に関し、選定された応募者の構成企業と本事業に係る運転維持管理業務委託契約を締結する」とあり、又、募集要項p22において「応募者の名称は「〇〇・●●・□□・■共同企業体」とすること。」とあります。従いまして、本契約における「受注者」は「〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇高田浄水場再整備設計・建設共同企業体」ではなく、「〇〇・●●・□□・■共同企業体」とあるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。運転維持管理業務委託契約書(案)を変更します。 なお、特別目的会社が設立されていれば、特別目的会社が受注者になります。
4	—					運転維持管理契約書（案）	受注者欄に建設共同企業体及び特別目的会社が記載されていますが、令和4年6月の契約締結時は、全構成企業が契約を締結するという理解でよろしいでしょうか。	回答No.2を参照ください。
5	2	—	—	—	—	0 高田浄水場ほか34箇所とあるが、要求水準書に示されている「表1-5運転維持管理業務の対象施設（27箇所高田浄水場含む）」及び「表3-5毎日検査の業務地点（20箇所）」の合計と数量が合いません。具体的な対象施設をご教示ください。	高田浄水場を含め次の43箇所となるため、運転維持管理業務委託契約書（案）を変更します（※運転管理・保守点検①～⑭、水質管理⑮～⑳）。 ①高田浄水場②飯泉取水ポンプ所③中河原配水池④下曾我加圧ポンプ所⑤久野配水池⑥新久野配水池⑦諏訪原配水池⑧第一水源池⑨中曾根補助水源池⑩第二水源池⑪小峰配水池⑫水之尾配水池⑬城南減圧水槽⑭板橋加圧ポンプ所⑮石橋水源池⑯米神水源池⑰根府川第三水源池⑱根府川第一浄水場⑲根府川第二浄水場⑳石橋配水池㉑米神配水池㉒根府川高区配水池㉓根府川低区配水池㉔江之浦配水池㉕浅原住宅公園㉖山王原公園㉗国府津公園㉘浜町公衆便所㉙場内弓道場㉚むろくぼ公園㉛久野坂下公園㉜小田原フラワーガーデン㉝舟原公民館㉞小田原市魚市場便所㉟奥山根公園㊱入生田ふれいあい公園㊲城山第一公園㊳石橋遊園地㊴米神八幡神社㊵からみもち鈴木㊶根府川ヒルトン寮㊷サドルバック㊸浜ゆう	
6						運転維持管理業務委託契約書（案）	業務場所が小田原市高田401（高田浄水場）ほか34箇所とありますが、第12条【別紙4】の高田浄水場以外の委託施設は26箇所のため、8箇所はどこを指しているか教示下さい。	回答No.5を参照ください。

運転維持管理業務委託契約書（案）に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
7	1	1	第1条	1		総則	「本業務」の定義として、本事業に係る「運転維持管理等業務」と「等」が入っていますが、具体的にはどのような内容を意味しますでしょうか（基本協定書第2条第2項、基本契約書前文においては「等」は入っておらず、定義内容に違いがあるのであれば、その内容を確認したいという趣旨です）	ご理解のとおりです。運転維持管理業務委託契約書(案)を変更します。
8	2	1	第3条	1		受注者の義務	「事業開始日までに本業務を実施できる体制を整えなければならない」とありますが、「事業開始日」ではなく「本業務開始日」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。運転維持管理業務委託契約書（案）を変更します。
9	2	1	第3条	8		受注者の義務	現在時点においては、本項に規定する住民協定は存在しないという理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問の回答No.309を参照ください。
10	2	1	第5条	2		情報セキュリティ	本項の「第三者」には、本条第5項の「下請負者及び再委託先」（第21条第1項による承諾を得た者）は含まれないと理解して宜しいでしょうか。	第三者とは、契約書に名前の記載のない者なので、下請業者及び再委託先も含まれます。第5項は受注者の従業員（従事者）を指しております。
11	3	1	第10条	1		規定の適用関係	基本契約書と、本契約・要求水準書等・事業者提案書との優先劣後関係についても、ご教示いただけますでしょうか。また、募集要項が実施方針に優先することは募集要項にて定められていますが、それ以外の要求水準書等の各構成要素たる書類間（要求水準書その他の附属書類及び質問回答書と募集要項、実施方針の各間）での優先関係をご教示いただけますでしょうか。	基本協定書（案）に関する質問の回答No.1を参照ください。
12	4	1	第10条	3		規定の適用関係	「提案内容が要求水準書に記載された業務要求水準を上回るとき（発注者及び受注者が事業者提案書について確認した事項を含む。）に限り」とありますが、原則、提案書の採用箇所は契約締結前の確認事項であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、原則として提案事項はすべて履行いただきます。
13	4	1	第11条	2		履行保証保険の対象額	「履行保証保険」として契約金額の10分の1以上（低入札価格調査を経て契約の場合は契約金額の10分の2以上）とありますが、各年度の保証額は、当該年度の契約額と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	4	1	第11条	2		契約の保証	「契約保証金の額は契約金額の10分の1以上としなければならない」とありますが、履行保証保険を付保する場合、年度毎の付保で良いとの理解でよろしいでしょうか。また本業務の期間中に毎年度履行保証保険を付保するとすると、保険料が非常に多額となることが予想されるため、契約保証金の額は、運転維持管理契約の年度毎金額の10分の1以上という理解でよろしいでしょうか。	回答No.13を参照ください。
15	5	2	第12条	3		膜ろ過方式切り替え遅延	令和10年3月31日までに膜ろ過への切り替えができなかったときの運転維持管理費用の負担についてですが、受託者の責による場合は受注者、不可抗力及び受託者の責ではない場合は発注者による負担との認識でしょうか。	ご理解のとおりです。

運転維持管理業務委託契約書（案）に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
16	6	第13条				施設機能の確認及び使用	本業務開始前に双方立会いの上、施設確認を行うことが示されていますが、確認の結果、機能不良や修繕等の必要が認められた場合は、貴市にて復旧していただけたとの認識でよろしいでしょうか。	本市にて必要性等を検討の上、実施しますが、必ず実施することを保証するものではありません。
17	7	2	15	6		実行計画書の作成	短期実行計画書の記載事項は実行計画書の記載事項と同様と考えて宜しいでしょうか。	短期にすることでより詳細に記入いただくことを想定しています。
18	8	第17条	4				事業者提案書における修繕計画にあわせて当該修繕費を四半期ごとに支払うものとする記載がありますが、「事業者提案書」とは令和4年1月時点を指すという理解でよろしいでしょうか。「事業者提案における修繕計画」に変更が生じた場合でも（内容変更のリスクは事業者負担との考えで）、当初に事業者提案書で提示した金額をお支払い頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、内容変更の事由が本市にある場合は、契約変更となります。
19	9	2	第21条	1		再委託の提出	SPCから構成企業への委託については承諾不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	9	2	第21条	1		再委託の提出	協力企業への委託については、協力企業の業務分担について応募時に提出済みであれば承諾不要という理解でよろしいでしょうか。	提案時の実施体制における業務分担が、実際の実施体制で同じ業務分担であっても、届出は必要です。
21	10	第27条	3	2			本契約の履行に関し監督員と協議をし、又は指示を受ける者は、受注者のうち協議又は指示の内容にふさわしい者（統括責任者・受託水道業務技術管理者・現場業務責任者のいずれか）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	14	4	第44条	1		修繕業務	「継続利用施設（事業者提案により継続利用する施設、設備に限る）の修繕は、事業者提案書における修繕計画にあわせて受注者が行う」とありますが、「様式V-3-4修繕業務に関する提案」に記載するのでしょうか。また、コストについての積算は必要ないでしょうか。	提案は様式V-3-4に記載ください。コストについては、様式III-4-⑤など、該当する様式に計上してください。
23	15	4	第44条	2		サービス対価等の額と修繕費	本業務のサービス対価は金額を均等に除した（平準化）した額で支払われるとのことですが、5項には修繕費を実績により確定し支払うと記載があります。計画した修繕と実績が異なる場合（年度ズレを含む）に、どのように平準化した額と実績で確定した額との差異を精算するのかをご教示ください。	修繕費は事業者提案書における修繕計画、もしくは業務実績に応じて金額を確定し、支払うものです。計画とのずれについては、業務実績で精算します。 関連して、第17条1項、2項について、場外施設と高田浄水場の範囲を示す文章を補足します。なお、インボイス制度導入後であっても、本市水道事業の消費税計算においてSPC事業者に払う消費税額が仕入税額控除できることを求めます。
24	15	4	第45条	1		施設更新の請求	「前条により」とあるのは、第44条第2項のみであるのか、第1項も含むのか、ご教示ください。	前条第1項、第2項を指します。
25	15	4	47	1		不可抗力による損害	今般のコロナ禍のような疫病の流行も、不可抗力に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	設計建設請負業務契約書（案）に関する質問の回答No.5を参照ください。
26	15	4	第47条	1	別紙13	不可抗力による損害	不可抗力の定義として言及されている別紙13は、PFI事業における参考記載例ですが、PFI事業ではない本事業においても、本契約で別紙13と同じ定義を使用する予定という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

運転維持管理業務委託契約書（案）に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
27	16	4	第47条	1		不可抗力による損害	「追加費用が発生するときは、受注者は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに発注者に通知しなければならない」とありますが、追加費用とは以下を含むという理解でよろしいでしょうか。 ・維持管理業務の遅延又は中断、本契約の解除に伴う各種追加費用 ・施設の損傷復旧費用 ・残存物撤去費用 ・損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用等	追加費用につきましては、本契約書第51条第1項によります。
28	17	5	第51条	2		契約の変更	「短期実行計画書に定める」とあるのは、契約書面を取り交わすのではなく、「短期実行計画書」に合意した変更内容を規定し運用するという理解でよろしいでしょうか。	「短期実行計画書に定める」とあるのは、契約書面を取り交わすのに加え、「短期実行計画書」に合意した変更内容を規定し運用することです。
29	17・29	5	第51条	1	別紙5	契約の変更	SPCが設立された時点で、運転維持管理業務の契約内容がSPCに引き継がれるとのことですが、維持管理業務委託契約における受託者の地位を受注者からSPCに引き継がせるにあたり、維持管理業務委託契約が構成員からSPCに免責的に引き継がれるという理解でよろしいでしょうか。	本件承継により基本契約書（案）に定める事業者としての義務を免れますが、基本契約書（案）に定める受注者自らの義務を免れるものではありません。
30	17	6	第53条	1	(7)	契約の解除	「受注者又は『受注者構成の株主である各企業の一』」とありますが、「受注者構成の」の方の「受注者」とは、特別目的会社を意味しているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	17	6	第53条	1	(7)	契約の解除	「受注者又は『受注者構成の株主である各企業の一』」とありますが、「受注者構成の」の方の「受注者」とは、特別目的会社を意味しているとの理解で宜しいでしょうか。	No.30の回答を参照ください。
32	18	6	第53条	2		契約の解除	念のための確認となりますが、本項による解除の場合、解除までの期間のサービス対価については、第17条第18条に準じた支払となること、また、解除により受注者に生じた損害がある場合については発注者が賠償するとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、受注者の責により解除する場合は賠償の対象とはなりません。
33	20	7	60	3		保険	発注者が付保する保険は、発注者負担という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	20	7	第61条	1		秘密保持と情報開示	第1号ないし第4号にて直接的には列挙されていませんが、秘密情報として受領した情報によることなく独自に創出したことを受領者が証明できるものも、これらと同様本項における除外事由として扱っていただけるものと理解して宜しいでしょうか。	基本協定書（案）に関する質問の回答No.6を参照ください。
35	20	7	62条	1		許認可、届出等	許認可等の取得は、実際に業務を実施する企業が取得すればよろしいでしょうか。	許認可等の規定に従って適切に取得してください。
36	21	7	第64条	2		第三者の権利侵害	協力企業は本条の「第三者」から除かれるよう修正いただけますでしょうか。	本契約において、「協力企業」については、規定しておりません。

運転維持管理業務委託契約書（案）に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
37	22	7	第67条	1・2		談合その他不正行為による解除	本契約では設計建設工事請負契約75条1項と類似の要件が規定されていますが、少し異なっています。異なっている理由をご教示下さい。また、揃えていただくことは可能でしょうか。なお本件では、談合等不正行為があった場合、それぞれの契約に基づき違約金が課され、したがって、運転維持管理業務委託契約がSPCに承継されるまでは、設計施工業務にのみ従事する構成企業にも、維持管理業務委託契約に基づき契約金額の10分の1の違約金が課される場合があります。そのようなことは無いという理解でよろしいでしょうか。	前段については、契約ごとに内容を定めたものであり、それぞれの契約書（案）に記載のとおりとします。 後段については、SPCの設立前であれば、継承前の受注者に違約金を請求することになりますが、受注者間での負担方法については、受注者内で協議が行われるものと考えます。
38	26				別紙2	小田原市個人情報取扱事務委託要領《説明》	類型ⅠやⅡの意味をご教示ください。	ご質問の該当文書については、削除します。設計建設業務請負契約書（案）も同様に削除します。
39	32		別紙7			不可抗力について	不可抗力の発生に伴い、本契約に従って本件業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったときや、災害への復旧対応等のために、追加費用が発生する場合の負担割合は、記載のとおりと考えますが、損害を被った施設の復旧・修繕等にかかる費用については、貴局にて負担されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	39		別紙10	1		運転維持管理費の構成	保守点検費の中に浄化槽の維持管理業務が含まれていますが、本事業では浄化槽の業務が読み取れません。誤記でしょうか。	ご理解のとおりです。運転維持管理業務委託契約書（案）を変更します。
41	40				別紙10	変動費の支払い	「高田浄水場の確定変動費が見込変動費を上回った場合は、当該差額を発注者受注者に支払い」は、「当該差額を発注者は受注者に支払い」と読んでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。運転維持管理業務委託契約書(案)を変更します。
42	40				別紙10	高田浄水場の確定変動費と見込変動費の第4四半期の差額の扱い	「高田浄水場の確定変動費が見込変動費を下回った場合は、翌支払時期に支払われるサービス対価から当該差額を差し引くものとする。」とありますが、第4四半期においては翌支払時期が年度をまたぐので、「第4四半期においては当該差額を差し引いた額を第4四半期に支払」われるものと考えてよろしいでしょうか。	翌支払時期ではなく、当該支払時期に支払うものとし、運転維持管理業務委託契約書（案）を変更します。
43	40				別紙10	場外施設の確定額と見込額の第4四半期の差額の扱い	「場外施設の消耗品費、薬品費および燃料費については、確定額が見込額を下回った場合は、翌支払時期に支払われるサービス対価から当該差額を差し引くものとする。」とありますが、第4四半期においては翌支払時期が年度をまたぐので、「第4四半期においては当該差額を差し引いた額を第4四半期に支払」われるものと考えてよろしいでしょうか。	翌支払時期ではなく、当該支払時期に支払うものとし、運転維持管理業務委託契約書（案）を変更します。
44	40				別紙10	サービスに対する対価等の額 4. 変動費等	事業者提案書記載の「計画一日平均給水量」は、要求水準書の55頁記載「計画平均浄水量」と同意という理解でよろしいでしょうか。	提出書類作成要領及び様式集に関する質問の回答No.39を参照ください。
45	45				別紙12	3 (1) オ 基本的な考え方	本市に対して大きな貢献があった場合はボーナスポイントを与えると示されていますが、貢献度合いの具体的基準等についてご教示願います。	現時点では明確にどのような場合に何ポイントと設定できないため、契約後に別途、受発注者間で定めることとします。

運転維持管理業務委託契約書（案）に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
46	46	別紙 12	3	(3)		サービス対価の減額 又は留保	モニタリング結果を踏まえ減額ポイントを確定と示されており、3箇月の減額ポイント値により減額又は留保されることになっていますが、減額ポイントは3箇月ごとにリセットされるとの認識でよろしいでしょうか。	3か月単位で計算しますが、減額ポイントがリセットされるものではありません。
47	50	別紙 5	1			サービス対価の改定	サービス対価の改定について、参照指標は、年1回改訂されるものは直近過去のを想定しておりますが、毎月改定されるもの（電気、ガス、水道、下水道）は、直近過去1年間（4月～3月）の平均値を採用するとの理解でよろしいでしょうか。	年変動率を採用します。
48	50		別紙 15	1		指標の数値の計算範囲	サービス対価の指標の根拠となる範囲は、当該時点で公表されている過去12ヶ月分の平均値と考えてよろしいでしょうか。 例えば、「企業向けサービス価格指数」（日銀調査統計局）では、令和3年4月1日時点においては、令和2年3月～令和3年2月の12ヶ月間の平均値とする。など。 また、有効数字、それ以降の切り捨て等の手法も御教示願います。	年変動率を採用します。 後段は次のNo.49の回答を参照ください。
49	50		別紙 15	1		変動率の累積	「変動率が・・・累積」とありますが、各年度の指標の変動率を加算した数値とするのでしょうか。それとも、基準年度に対する当該年度の変動率を示すのでしょうか。 また、有効数字を御教示願います。	各年度の指標の変動率を加算した数値となります。各指標の公表値における有効数字とします。
50	50				別紙 15	物価の変動及び賃金 変動などに対する措置 1. サービス対価は、 下表に示す指標に基づき、改定を行う	「令和9年末又は発注者と受注者間で別途合意する日に、当該時点での指標における変動率を勘案した改定率を反映させ対価の見直しを行い」とありますが、令和9年末とは令和9年12月という理解でよろしいでしょうか。	令和9年度末の誤りです。運転維持管理業務委託契約書（案）を変更します。
51	50				別紙 15	物価の変動及び賃金 変動などに対する措置 1. サービス対価は、 下表に示す指標に基づき、改定を行う	「令和9年末又は発注者と受注者間で別途合意する日に、当該時点での指標における変動率を勘案した改定率を反映させ対価の見直しを行い」とありますが、発注者と受注者で別途合意する日を設けているのは、事業者提案によって第2期の運転維持管理業務の開始時期を早めた場合を想定されての記載でしょうか。	ご理解のとおりです。
52	50				別紙 15	物価の変動及び賃金 変動などに対する措置 2. 市場実勢価格等の変動によるサービス 対価の変更	「維持管理費について、直近の改定時の維持管理費及び類似の内容の業務の委託費の市場実勢価格の推移その他新製品の導入等諸般の事情を勘案して、5事業年度に1度、見直しのための協議を行う」とありますが、市場実勢価格の推移・諸般の事業として勘案される具体的な事例（想定）をご教示下さい。	別紙15の表に示すとおりです。
53	50				別紙 15	物価の変動及び賃金 変動などに対する措置 2. 市場実勢価格等の変動によるサービス 対価の変更	「初回の見直しは、令和9年度末又は発注者と受注者が別途合意する日とする」とありますが、令和9年度末とは令和10年3月という理解でよろしいでしょうか。	回答No.50を参照ください。

運転維持管理業務委託契約書（案）に関する質問への回答

見出し符号						項目名	内容	回答
No.	頁	章	節	項	目			
54	50				別紙 15 物価の変動及び賃金 変動などに対する措 置 2. 市場実勢価格等 の変動によるサービ ス対価の変更	「初回の見直しは、令和9年度末又は発注者と受注者が別途合意する日とする」とありますが、発注者と受注者で別途合意する日を設けているのは、事業者提案によって第2期の運転維持管理業務の開始時期を早めた場合を想定されたの記載でしょうか。	回答No.51の参照ください。	
55	50				別紙 15 物価の変動及び賃金 変動などに対する措 置（第50条）	「ただし、各指標の毎年の変動率が1%に満たない場合及び直近の改定からの累積が±3%に満たない場合は改定しないこととし、これを超える場合にのみ改定する。」とありますが、例えば、各指標の毎年の変動率が0.8%で、これが4年間続いた場合、直近の改定からの累積が3.2%となりますので、この場合は改定されるという理解でよろしいでしょうか。	例示の場合、毎年の変動率が1%に満たないため、改定とはなりません。	
56	50				別紙15 物価の変動 及び賃金変動など に対する措置	最初の物価変動見合いの対価改定が令和9年末を予定しているが、提案時点と業務開始時点でも期間が空いており、その間の物価変動リスクは考慮いただけないのでしょうか。	「提案時の費用の積算の前提となる指標は令和4年1月1日時点のものを参照するもの」としており、業務開始時点までに指標に変動があれば考慮します。	
57	51		別紙 15		日銀調査統計局の指 数	日銀調査統計局の指数を示されていますが、全て「消費税を除く」指数と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	